社会保障改革に関する有識者検討会(第2回) 議事次第

平成 22 年 11 月 16 日(火)

18:30~20:00

於:内閣府5F特別会議室

- 1 開会
- 2 議事
 - (1) 社会保障の改革について
 - (2) その他
- 3 閉会

配布資料:

- (資料1) 社会保障改革に関するこれまでの主な議論
- (資料2) 前回会議での指摘事項等について
- (資料3) 社会保障の財源と財政運営戦略について
- (資料4)「新年金制度に関する検討会 中間まとめ」に対する意見 募集(パブリックコメント)の結果について

社会保障改革に関するこれまでの主な議論

平成22年11月16日 厚 生 労 働 省

これまでの社会保障改革の流れ

さらに

「プライマリーバラ ンスの黒字化」

「社会保障の持続 可能性の確保」

制度の持続可能性を高めるため -連の制度改革を実施

H16 年金制度改革

H17 介護保険制度改革

H18 医療制度改革 等

基本的視点:

①経済財政との均衡 ②給付と負担の均衡

③世代間の公平性の確保

「骨太の方針2006」

(「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」)

※平成18年7月7日 開議決定

目標:2011年度に国・地方の基礎的財政収支の黒字化

まず歳出改革を行い、それで対応できない分は歳入改革

	2006年度	20	11年度	削減額(板数)
	2000年度	自然体	改革後(概数)	MIT SHE HOLE (ALC ROY)
社会保障	31.1兆円	39.9兆円	38.3兆円	▲1.6兆円
人件費	30.1兆円	35.0兆円	32.4兆円	▲2.6兆円
公共投資	18.8兆円	21.7兆円	16.1~17.8兆円	▲5.6~3.9兆円
その他	27.3兆円	31.6兆円	27.1~28.3兆円	▲4.5~3.3兆円
合計	107.3兆円	128.2兆円	113.9~116.8兆円	▲14.3~11.4兆円
TAC	要対応額16	5.5条円程度		

社会保障については、過去5年間の改革(国の一般会計予算ベースで ▲1.1兆円(国・地方合わ せて▲1.6兆円〉の伸びの 抑制)を踏まえ、以後5年 間においても改革努力を 継続(▲2,200億円/ 年に相当)することとされ



しかし、社会保障の「ほころび」への厳しい指摘を受け、路線変更

「中期プログラム」 (持続可能な社会保障構築とその安定財源確保に向けた「中期プログラム」)

両立

※平成20年12月24日閣議決定 平成21年6月23日一部改正

社会保障の 「機能強化」と 「財源確保」

機能強化

〇「社会保障国民会議最終報告」などで指摘される社会保 障の諸問題や「中福祉」のほころびに適切に対応し、そ の機能強化と効率化を図り、国民の安心につながる質の 高い「中福祉」を実現

- 基礎年金の最低保障機能の強化
- 医療・介護の体制の充実
- ・子育て支援の給付・サービスの強化

財源確保

○ 社会保障安定財源については、給付に見合った負担という視点及び国 民が広く受益する社会保障の費用をあらゆる世代が広く公平に分かち 合う観点から、消費税を主要な財源として確保

[21年度税制改正關連法案附則]

○ 2008年度を含む3年以内の景気回復に向けた集中的な取組により経済状況を好転さ せることを前提として、遅滞なく、かつ、段階的に消費税を含む税制の抜本的な改革を行 うため、2011年度までに必要な法制上の措置を講ずるものとする。

社会保障国民会議について

平成20年1月発足 内閣総理大臣の下に開催

- ·所得確保·保障(雇用·年金)
- ・サービス保障(医療・介護)
- ・持続可能な社会の構築(両立支援・少子化)
- の3部会を設置。

5月 公的年金に関する定量的シミュレーション 公表

- ・税方式による基礎年金の将来の財政規模を示したマクロ試算
- ・社会保険方式と税方式がそれぞれ家計や企業に与える影響を示したミクロ試算

6月 中間報告および各分科会中間とりまとめ 公表

- ・「持続可能性から機能強化へ」
- ·年金、医療·介護、少子化·次世代育成支援に係る施策の改革の方向性を提示

10月 医療・介護費用のシミュレーション 公表

・中間報告を踏まえ、あるべき医療・介護の姿を示し、それに必要な改革を行った場合に必要となるサービス量、マンパ ワー、費用等を試算

11月 最終報告 公表

- 社会保障に対する安定的財源の確保のための改革の道筋を示し、国民の理解を得ながら具体的な取組に着手すべきこ

12月 中期財政プログラム 閣議決定

- ・機能強化と効率性を図り、質の高い「中福祉」を実現
- ・社会保障安定財源としての消費税の確保
- 税制抜本改革の道筋の提示

平成21年6月 安心社会実現会議 報告

- 目指すべき国家像の提示「高信頼国家」
- 経済成長と社会保障の同時実現による「安心と活力」の両立

同月「経済財政運営の基本方針2009」(平成21年6月23日閣議決定)

・『「中期プログラム」と「平成21年度税制改正法」附則の税制の抜本改革の規定に則って、社会保障の機能強化と安定財 源確保を着実に具体化する。』(社会保障費の自然増の抑制について、具体的な記述なし。)

社会保障国民会議中間報告・最終報告の概要

社会保障改革の基本的視点

2000年以降の医療・年金・介護などに関する一連の「社会保障構造改革」により、「制度の持続可能性」は高まった。しかしながら、一連の改革によっても十分対応できなかった問題や改革の過程で新たに生じた問題など、社会保障制度は、引き続き下記の5つの課題に直面している。

(1)少子化対策への取組みへの遅れ

(2)高齢化の一層の進行

(3)医療・介護サービス提供体制の劣化

(4)セイフティネット機能の低下

(5)制度への信頼の低下

社会保障の機能強化のための改革が必要

公的年金に関する定量的シミュレーション、医療・介護費用のシミュレーションを実施、公表

○ 社会保障の機能強化のために追加的に必要な公費負担は、消費税率に換算して2015年3.3~3.5%程度 2025年6%程度 (注1)経済前提Ⅱ—1(医療の伸び率ケース①)、医療・介護B2シナリオの場合。

(注2)税方式を前提とした場合には、2015年に6~11%程度、2025年で9~13%程度。

社会保障の機能強化のための改革

主に以下の対応が必要。

高齢期の 所得保障

·低年金·無年金者 対策の強化

医療・介護・福祉サービスの改革

- ・急性期医療の充実強化、重点化、在院 日数の短縮化
- ・機能分化・機能連携による早期社会復帰等の実現
- ・在宅医療・介護の場の整備とサービスの充実
- ・マンパワーの充実確保

少子化·次世代育成 支援対策

- ・親の就労と子どもの育成 の両立を支える支援
- ・すべての子どもと子育て家 庭への支援
- ・新たな制度体系の構築

セイフティネット機能の強化

制度に対する信頼の回復・
国民目線に立った改革の実施

2

社会保障の機能強化のための追加所要額(試算)

(社会保障国民会議及び「子どもと家族を応援する日本」重点戦略に基づ(整理)

※下記の追加所要額に加え、基礎年金に係る国庫負担割合の2分の1への引上げ分(消費税率換算1%程度(2009年度で2.3兆円))が必要となる。

	改革の方向性	201	5年度
	(新たな施策)	必要額 (公費ベース)	消費税率換算
	〇税方式を前提とする場合	約12~28兆円	3 1/2~8 1/2%程度
基礎年金	○社会保険方式を前提とする場合低年金・無年金舎対策の強化・最低保障機能の強化・基礎年金額の改善・受給便確保に係る措置の強化・免除の活用、厚生年金適用拡大、強制徴収)	約2.6兆円	1%程度
医療・介護	医療・介護の充実強化と効率化を同時に実施 急性期医療の充実強化、重点化、在院日数の短縮化 (スタッフの充実等) 機能分化・機能連携による早期社会復帰等の実現 (地域包括ケア・訪問介護・訪問智護・訪問診療の充実等) 在宅医療・介護の場の影響とサービスの充実 (アループホーム、小規模多機能サービスの充実等)	約4兆円	1%程度
少子化対策	観の軟労と子どもの育成の両立を支える支援 (3歳未満児の保育サービスの利用率 20% → 38 ~ 44%) (学齢期(小1~3年生)の放課後児童クラブ利用率 19% → 80%) (出佐前後に希望どおりに継続就業でき、育児休業を取得 (第17日出産前後の継続就業率38% → 55%) すべての子どもの健やかな育成の基盤となる地域の取組 (望ましい受診回数(14回)を確保するための妊婦健診の支援の充実) 等	約1.3~2.1兆円	0.4~0.6%程度
合計	〇税方式を前提とする場合	約17~34兆円	5~10%程度
CBI	〇社会保険方式を前提とする場合	約7.6~8.3兆円	2.3~2.5%程度
社会保障の 機能強化に加え 基礎年金の	〇税方式を前提とする場合		6~11%程度
多様年金の 国庫負担割合 引上げ分を加味	〇社会保険方式を前提とする場合		3.3~3.5%程度

(注1)「社会保障国民会議における検討に資するために行う公的年金制度に関する定量的なシミュレーション」、「社会保障国民会議における検討に資するために行う医療・介護費用のシミュレーション(日2シナリオ)」等に基づく。経済前提は「ケースⅡ-1(医療の伸びはケース①)」を用いた。

(注2) 少子化対策に係る適加費用については、「子どもと家族を応援する日本」重点戦略において示した次世代育成支援の社会的コストの推計を基に、現行の関連する制度の公費負担 割合を当てはめて算出した。なお。ここには児童手当等の経済的支援の鉱充に要する費用は計上していない。 2015年度

2025年度

社会保障の機能強化のための追加所要額(試算)

(社会保障国民会議及び「子どもと家族を応援する日本」重点戦略に基づ(整理)

※下記の追加所要額に加え、基礎年金に係る国庫負担割合の2分の1への引上げ分(消費税率換算1%程度(2009年度で2.3兆円))が必要となる。

	改革の方向性	202	5年度
	(新たな施策)	必要額 (公費ベース)	消費稅率換算
	〇税方式を前提とする場合	約15~31兆円	3 1/2~8%程度
基礎年金	○社会保険方式を前提とする場合 低年金・無年金者対策の強化 ・最低保障機能の強化 ・基礎年金額の改善 ・受給機瘤保に係る措置の強化 ・免除の活用、厚生年金適用拡大、強制徴収) 等	約2. 9兆円	1%程度
医療·介護	医療・介護の充実強化と効率化を同時に実施 急性期医療の充実強化、重点化、在院日数の短縮化 (スタッフの充実等) 機能分化・機能連携による早期社会復帰等の実現 (地域包括ケア、訪問介護・訪問者護・訪問診療の充実等) 在宅医療・介護の場の整備とサービスの充実 (グループホーム、小規模多機能サービスの充実等)	約14兆円	4%程度
少子化対策	観の飲労と子どもの育成の両立を支える支援 (3歳未満児の保育サービスの利用率 20%→38~44%) (学齢期(小1~3年生)の放課後児童クラブ利用率 19%→80%) (出庭前後に希望どおりに継続飲業でき、育児休業を取得 (第1子出産前後の継続飲業率38%→55%)) すべての子どもの値やかな育成の基盤となる地域の取組 (望ましい受診回数(14回)を確保するための妊婦健診の支援の充実) 等	約1. 6~2. 5兆円	0. 4~0. 6%程度
合計	〇税方式を前提とする場合	約31~48兆円	8~12%程度
m aT	〇社会保険方式を前提とする場合	約19~20兆円	5%程度
社会保障の 機能強化に加え 基礎年金の	〇税方式を前提とする場合		9~13%程度
国庫負担割合引上げ分を加味	〇社会保険方式を前提とする場合		6%程度

(注1)「社会保障国民会議における検討に資するために行う公的年金制度に関する定量的なシミュレーション」、「社会保障国民会議における検討に資するために行う医療・介護費用のシミュレーション(82シナリオ)」等に基づく。経済前提は「ケースエー1(医療の伸びはケース①)」を用いた。

(注2) 少子化対策に係る追加費用については、「子どもと家族を応援する日本」重点戦略において示した次世代育成支援の社会的コストの推計を基に、現行の関連する制度の公費負担 割合を当てはめて算出した。なお。ここには児童手当等の経済的支援の拡充に要する費用は計上していない。

5月19日 第4回社会保障国民会議 所得確保・保障(雇用・年金)分科会 資料より作成

社会保障国民会議における検討に資するために行う公的年金制度に関する 定量的なシミュレーション(抜粋・要約版)

1. シミュレーションの経緯等

- 社会保障のあるべき姿について国民に分かりやすく議論を行うことを目的として、本年1月、「社会保障国民会議」が 設置され、その下に、年金・雇用を議論する「所得確保・保障分科会」など3つの分科会が設置された。
- 「所得確保・保障分科会」においては、公的年金制度のあり方の検討に当たり、「定性的な議論」だけでなく「定量的な 議論」も行えるようシミュレーションを行うこととなり、客観的で中立的なシミュレーションとなるよう、分科会で作業の「前 提」が整理された(4月30日第3回分科会)。

(作業前提のポイント)

- ・客観的・中立的なシミュレーションを行うため、試算の基礎データを開示し、第三者が再検証できるようにする
- ・現在各方面から提案されている案を念頭に置き、①現行制度、②社会保険方式を前提にした修正案、③税方式化を前提とした提案、について複数のシミュレーションを行う
- ・「マクロ試算」(基礎年金の将来の保険料負担や国庫負担の財源規模を示した試算)と「ミクロ試算」(個々の家計等に与える影響を示した試算)を行う
- 5月19日の第4回分科会において、シミュレーションの結果が報告された。なお、試算の詳細なデータは以下のURLで公開されている。

http://www.kantei.go.jp/jp/singi/syakaihosyoukokuminkaigi/

2. シミュレーション結果

- (1) マクロ試算(基礎年金の将来の保険料負担や国庫負担の財源規模を示した試算) [税方式化案のシミュレーション]
 - 国庫負担1/2を超えて「追加的に必要となる税財源」とその「消費税率換算」は、以下のとおり。

年 度	ケースA		ケースB		ケー	ケースC		ケースC'	
十 及		消費税率換算		消費税率換算		消費税率換算		消費税率換算	
2009年度 (移行当初)	14兆円 現行保険料の 切替時の追加	5% の振替 9兆円 加的負担 5兆円	9兆円 現行保険料の 切替時の追加	31/2% 0振替 9兆円 0的負担 0兆円	24兆円 現行保険料の 切替時の追加		33兆円 現行保険料の 切替時の追加		
2050年度	35兆円	7%	32兆円	6%	42兆円	8%	50兆円	91/2%	

- *上記のほか、国庫負担割合を現行から1/2に引き上げるために、消費税率換算で約1%の税財源が必要
- (注)各ケースについては、過去の保険料納付実績の給付への反映について、以下のとおり想定。

ケースA: 過去の納付状況に関係なく一律給付ケースB: 過去の保険料未納期間に応じて減額

ケースC : 過去の保険料納付相当分を加算(3.3万円相当)して給付

ケースC': 過去の保険料納付相当分に公費相当分も加算(6.6万円相当)して給付

- (2) ミクロ試算(現行制度と税方式化案がそれぞれ家計に与える影響を示した試算)
 - *マクロ統計であるSNA(国民経済計算)における平成18年度国内家計最終消費支出は約283兆円。一方、今回の試算に用いた家計調査における 1世帯当たり消費支出(年間310万円)に世帯数(5,000万)を乗じても約150兆円であり、マクロ統計との対比で明らかに過小。

⇒統計の制約上、家計調査を用いて試算せざるを得ないが、結果の解釈には十分な留意が必要。 《家計》 ①勤労者世帯モデル すべての所得階層において、「基礎年金分の保険料軽減額」 < 「消費税負担の増加額」 ⇒負担増 ②自営業者等世帯モデル 概ね、「基礎年金分の保険料軽減額」>「消費税負担の増加額」 ⇒負担減 ただし、かなりの高所得者層と、保険料免除の対象となるような低所得層においては、 「基礎年金分の保険料軽減額」<「消費税負担の増加額」 ⇒負担增 ③年金受給者世帯モデル 消費税負担が増加 (ただし、上記の「ケースA」「ケースC」の場合は、年金給付も増加する場合あり) ⇒負担増 《企業》 基礎年金分の保険料のうち事業主負担分がなくなる ⇒負担減 7

< 移行パターンのイメージ >

(地区时)	この拠出の状況)	(税方式導入後、受給する給付額)
方式導入時、すでに受	給している者	(ケースA) 過去の納付状況に関係なく一律給付
		一律の基礎年金
		(ケースB) 過去の保険料未納期間に応じて減額 未納期間分を減額
,-:-,		保険料納付期間分の基礎年金
未納	7419 7MS 7MS 4MS	(ケースC) 過去の保険料納付相当分を加算して給付
保険料納付		上乗せ給付
20歳	60歳	一律の基礎年金
		(ケースC') 過去の保険料納付相当分に公費相当分も加算して給付
		上乘七轮付
		一律の基礎年金
		* (F 3*) '8+************************************
受時代の途中で税方3 税 ! 未納 保険料納付 20歳	式導入となった者 お方式導入 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(ケースA) 過去の納付状況に関係なく一律給付 「律の基礎年金 (ケースB) 過去の保険料未納期間に応じて減額 「未納期間分を減額」 一律の基礎年金 (ケースC) 過去の保険料納付相当分を加算して給付 「乗せ給付」 「年の基礎年金 (ケースC) 過去の保険料納付相当分に公費相当分も加算して給付

O マクロ試算のシミュレーション結果(マクロ試算3-1)

各移行パターンごとの追加財源の規模と消費税率換算(ごく粗い機械的試算)

[経済前提 : ケースⅡ-1] (平成19年2月暫定試算の「基本ケース」)

• 移行パターンA~Cのそれぞれについて、現行制度の基礎年金国庫負担(1/2分)を超えて追加的に必要になる財源を 計算し、その消費税換算率を算出した。

基礎年金を税方式にした場合の追加財源の規模と消費税率換算について

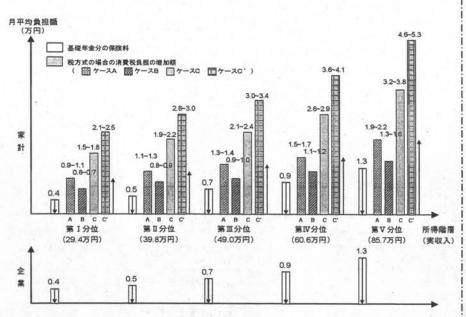
年度	ケースA		ケースB		ケースC		ケースC'	
+132		消費税率換算		消費税率換算		消費税率換算		消費税率換算
2009年度	14兆円 現行保険料(切替時の追加		9兆円 現行保険料の 切替時の追加		24兆円 現行保険料の 切替時の追加		33兆円 現行保険料の 切替時の追加	
2015年度	17兆円	5 1/2 %	12兆円	3 1/2 %	28兆円	8 1/2 %	39兆円	12 %
2025年度	20兆円	5 %	15兆円	3 1/2 %	31兆円	8 %	42兆円	10 1/2 %
2050年度	35兆円	7 %	32兆円	6 %	42兆円	8 %	50兆円	9 1/2 %

- 平成20年度の予算における基礎年金国庫負担割合は37.3%(1/3 + 40/1000)であることから、上記の消費税率換算の他に、国庫負担割合1/2にまで引き上げるための財源として、約1%が追加的に必要になる。
- ※ 経済前提:ケース II-1の場合における移行パターンの各ケースごとのシミュレーション結果を示している。 なお、比較対象とする現行制度における国民年金保険料の納付率の前提は80%の場合としている。経済前提の違いによる影響に ついてはマクロ試算5-2を参照。
- ※ 消費税率換算に用いた消費税収は、将来、経済成長率と同程度に伸びるものとして計算している。

9

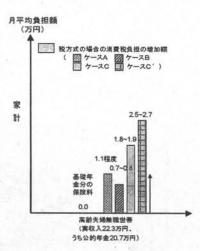
○ **ミクロ試算のシミュレーション結果**(ミクロ試算 1~4)

[勤労者世帯モデルのケース]



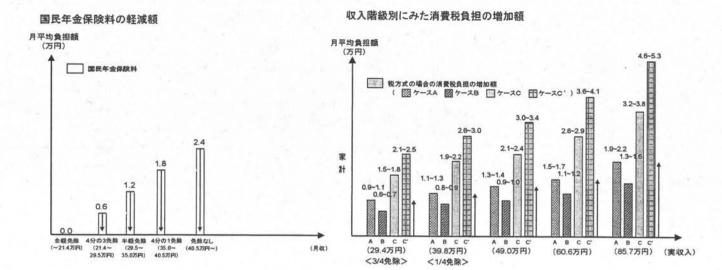
※1「動労者世帯」の定義は「世帯主が会社、官公庁、学校、工場、商店などに勤めている世帯」となっており、要が専業主婦の世帯や 共働き世帯など様々な形態の世帯が含まれている。平成19年家計調査では、平均世帯人員3.45人、平均有業人員1.66人となっている。 ※2 基礎年金分の保険料は、家計調査における勤労者世帯の公的年金保険料支払額に基礎年金分の保険料割合(4.0%/14.996%) を乗じた額としている。

[年金受給世帯モデルのケース]



[ケースA] 低年金・無年金だった者の場合は、年金給付額が増加する。 [ケースB] 年金給付額に変化なし。 [ケースC] 低年金・無年金だった者の場合は満額の基礎年金が支給されるとともに、過去の保険料納付に見合った加算が行われ、年金給付額が増大する。

[自営業者等世帯モデルのケース]



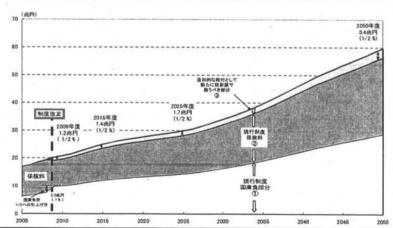
※1 国民年金被保険者実態調査によると1世帯当たりの国民年金第1号被保険者数は1.7人となっているため、保険料軽減額は国民年金保険料の1.7倍としている。また、保険料免除の適用区分の月収は、4人世帯における免除基準により設定している。
※2 パート・アルバイト等で厚生年金の適用となっていない者の世帯についても、このケースと同様になる。ただし、所得階層が比較的低い世帯が多いものと考えられる。

11

3. 現行の社会保険方式を前提にした修正案の個別の提案内容の影響評価

マクロ試算2-1 基礎年金の満額を7万円に引き上げる案(提案者:読売新聞社)の影響評価

<計算方法> 現行基礎年金額×(7万円-6.6万円)/6.6万円 ※ マクロ経済スライドは行う前提になっている。



年度	基礎年金	現行制度 国庫負担	現行制度 保険料	追加的な給付とし て新たに税財源で	
十尺	1)+2+3	①	2	賄うべき部分 ③	消費税率換算
	兆円	兆円	兆円	兆円	1 A # 2 1 10 5 2 1 9
2009	20	10	9	1.2	1/2
2015	25	12	12	1.4	1/2
2025	30	14	14	1.7	1/2
2050	60	29	28	3.4	1/2

(注)上記の現行制度保険料は、各制度からの基礎年金拠出金のうちの保険料負担分を示している。

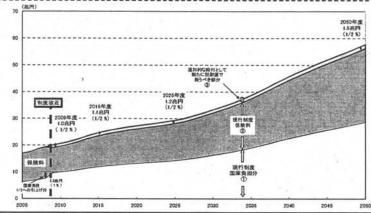
※ 経済前提 : ケースⅡ-1、国民年金保険料の納付率80%の場合

マクロ試算2-2 低年金・低所得の高齢者世帯に5万円の最低保障年金を創設する案 (提案者:読売新聞社)の影響評価

<計算方法>

65歳以上人口全員に支給した場合の基礎年金額と現行基礎年金額との差に、最低保障年金として下支えする部分の割合(約6割)と年収200万円以下の者の割合(約3割)を乗じて算出。

※ 年収200万円の基準は将来の経済成長に合わせて見直され、約3割は変わらないという前提。



年度	基礎年金	現行制度	現行制度	追加的な給付とし て新たに税財源で	
4.及	1+2+3	国庫負担	保険料	賄うべき部分 ③	消費税率換算
	兆円	兆円	兆円	兆円	96
2009	20	10	9	1.0	1/2
2015	25	12	12	1.1	1/2
2025	29	14	14	1.2	1/2
2050	58	29	28	1.5	1/2

(注)上記の現行制度保険料は、各制度からの基礎年金拠出金のうちの保険料負担分を示している。

※ 経済前提 : ケースⅡ-1、国民年金保険料の納付率80%の場合

13

シミュレーションのポイント

<必要な医療·介護サービスは確保>

○ 今回のシミュレーションでは、「医療・介護サービスのあるべき姿」を実現するという観点から、 医療・介護 サービス提供体制について大胆な改革を行うことを前提に、推計作業を実施。

→このようなシミュレーション(試算)は、我が国では、公的には初めて。

<必要な改革を見込む>

○ 国民会議分科会での議論を踏まえ、**医療・介護サービス提供体制について、現状投影シナリオと複数の改革** シナリオを提示。改革に応じて単価の変化も考慮。

□ 現状投影シナリオでは医療・介護の問題は未解決。改革シナリオではサービスの充実強化と効率化を 同時に実施

<経済成長や技術進歩、効率化も見込んで試算>

○ その上で、改革による単価の変化、経済成長に応じた伸びの変化等について前提を置き、2025年における 医療・介護費用を試算。

➡改革により全体の費用は増加するが、サービス量の確保・質の向上と効率化を同時実現

<必要な財源も付記>

○ さらに、現在の財源構成を前提に、2025年における必要財源の規模についても試算。 参考推計として2015年も付記。必要財源について、消費税率換算数値も付記。

☆ 試算に用いた全てのデータをホームページ上で公開。誰でも検証可能に。

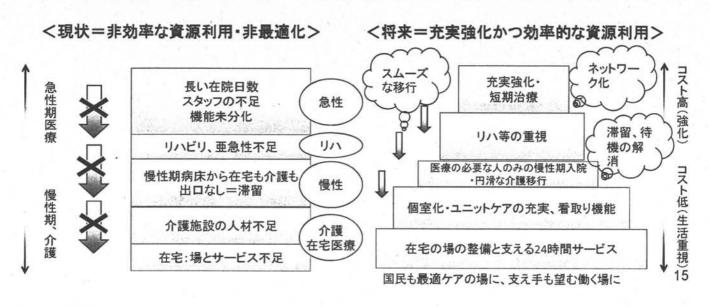
医療・介護サービスのシミュレーションの前提(ポイント) あるべき医療・介護サービスを前提=改革(再生)への道筋を提示

不十分・非効率的な サービス提供体制

- ・病床数が多く在院日数が長い
- ・病床の機能が未分化・勤務医の疲弊
- ・地域医療、特に産科小児科救急の危機
- ・介護サービス不足、従事者不足 等

現状のままでは、問題未解決、しかも費用は増加

必要な改革=必要なサービス強化と効率化を同時実現
→ 必要な医療・介護を効率的に確保



(参考)各改革シナリオにおける主な充実要素、効率化・重点化要素

			2025年	
		世の力リオ	B2シナリオ	B3シナリオ
	急性期医療の改革 (医療資源の集中投入等)	・急性期医療の職員58%増、 単価約1.5倍	·急性期医療の職員100%増 単価約1.8倍	·高度急性 116%增/約2.1倍 ·一般急性 80%增/約1.6倍
253000		(増加率や倍率)	は、現状及びAシナリオの一般病床が	対比でみた場合)
	在宅医療・在宅介護の推進等 (施設から在宅・地域へ)	·居住系·在宅介護利用者 約37万人/日增加	· 居住系·在宅介護利用者 約43万人/日增加	(同左)
		(増加数は、A	シナリオの居住系・在宅介護利用者	(数に対する数)
充 実	認知症への対応	・グループホーム、小規模多機能 施設の充実 約95万人/日 (Aシナリオでは25+数万人/日)	(同左)	(同左)
	医療・介護従事者数の増加	・全体で2007年の1.6~1.7倍 程度	・1.7~1.8倍程度	(同左)
		(Aシナリ	ナでは、2007年に対して1.4~1.	5倍程度)
V and it	その他各サービスにおける充実、 サービス間の連携強化など	・介護施設におけるユニットケアの普の充実 ・各医療機関や介護サービス等の機 携強化 など		大、訪問診療の拡充等各種サービス の推進等のため、各サービス間の連
	E 14 Marie 2 - 14 M			
经验 证	急性期医療の改革 (平均在院日数の短縮等)	-急性期:平均在院日数12日 病床数80万床	·急性期:平均在院日数10日 病床数67万床	·高度急性:16日/26万床 ·一般急性:9日/49万床
	(平均在院日数の短縮等) ※ 早期の退院・在宅復帰に伴い	病床數80万床 ·亜急性期·回復期等:75日 52万床	病床數67万床 · 亜急性期· 回復期等:60日 44万床	·一般急性: 9日/49万床 ·亜急性期·回復期等: 60日/40万床
	(平均在院日数の短縮等)	病床數80万床 ·亜急性期·回復期等:75日 52万床	病床数67万床 · 亜急性期·回復期等:60日	·一般急性: 9日/49万床 ·亜急性期·回復期等: 60日/40万床 底急性20.1日、
効率化	(平均在院日数の短縮等) ※ 早期の退院・在宅復帰に伴い	病床數80万床 ·亜急性期·回復期等:75日 52万床	病床数67万床 ・亜急性期・回復期等:60日 44万床 均在院日数20.3日[急性15.5日(高	·一般急性: 9日/49万床 ·亜急性期·回復期等: 60日/40万床 底急性20.1日、
効率化 ·重点化	(平均在院日数の短縮等) ※ 早期の退院・在宅復帰に伴い 患者のQOLも向上 在宅医療・在宅介護の推進等	病床数80万床 ・亜急性期・回復期等:75日 52万床 (Aシナリオの一般病床では、平 ・入院・介護施設入所者 約38万人/日減少	病床数67万床 · 亜急性期·回復期等:60日 44万床 均在院日数20.3日[急性15.5日(高 一般急性13.4日)、亜急性期等 · 入院·介護施設入所者	- 一般急性: 9日/49万床 - 亜急性期·回復期等: 60日/40万床 (定急性20.1日、 (75日)、病床數133万床) - 入院·介護施股入所者 約49万人/日滅少
	(平均在院日数の短縮等) ※ 早期の退院・在宅復帰に伴い 患者のQOLも向上 在宅医療・在宅介護の推進等	病床数80万床 ・亜急性期・回復期等:75日 52万床 (Aシナリオの一般病床では、平 ・入院・介護施設入所者 約38万人/日減少	病床数67万床 · 亜急性期·回復期等:60日 44万床 均在院日数20.3日[急性15.5日(高 一般急性13.4日)、亜急性期等 · 入院·介護施設入所者 約50万人/日減少	- 一般急性: 9日/49万床 - 亜急性期·回復期等: 60日/40万床 (定急性20.1日、 (75日)、病床数133万床) - 入院·介護施設入所者 約49万人/日減少
	(平均在院日数の短縮等) ※ 早期の退院・在宅復帰に伴い 磨者のQOLも向上 在宅医療・在宅介護の推進等 (施設から在宅・地域へ)	病床数80万床 ・亜急性期・回復期等:75日 52万床 (Aシナリオの一般病床では、平 ・入院・介護施設入所者 約38万人/日減少 (減少数に ・生活習慣病予防により外来患者 数約32万人/日減少	病床数67万床 ・亜急性期・回復期等:60日 44万床 均在院日数20.3日[急性15.5日(高 一般急性13.4日)、亜急性期等 ・入院・介護施設入所者 約50万人/日減少 、Aシナリオの入院・介護施設利用	・一般急性: 9日/49万床 ・亜急性期・回復期等: 60日/40万床 原急性20.1日、 75日]、病床数133万床) ・入院・介護施設入所者 約49万人/日減少 者数に対する数)

医療・介護提供体制の現状と将来像(イメージ図)

現状:病床機能の未分化、ニーズに応じた供給の不足

一般病床

療養病床

老健

特養

居 住 系 施 設 上 在宅

選択と集中による重点化・集中化

選択と集中、機能分化と連携・ネットワーク、居住系施設・在宅の一層の充実

急性期

亜急性期・ 回復期等 長期療養(医療療養)

老健•特養

店住系施設

在宅

将来像:選択と集中、機能分化・ネットワーク、居住系施設・在宅の一層の充実

17

シミュレーション結果(2025年)

(経済前提Ⅱ-1の場合)

				(栓済則提Ⅱ-	・1の場合)			
	現状		2025年					
	(2007)	Aシナリオ	B1シナリオ	B2シナリオ	B3シナリオ			
医療+介護								
対GDP比	7.9 % 程度	10.8~10.9 %程度	11.6~11.9 %程度	11.6~11.9 %程度	11.7~12.0 %程度			
対NI比	10.7 % 程度	14.7~14.8 %程度	15.8~16.2 %程度	15.7~16.1 %程度	15.9~16.3 %程度			
名目額	41兆円 程度	85兆円 程度	91~93兆円程度	91~93兆円程度	92~94兆円 程度			
	現状	追加的に必	必要となる財源	(GDP比、消費	祝率換算)			
	(2007)	Aシナリオ	B1シナリオ	B2シナリオ	B3シナリオ			
自己負担	1.0 %							
保険料	3.7 %	+1.2 % (2 %程度)	+1.5~1.6 % (3 %程度)	+1.5~1.6 % (3 %程度)	+1.5~1.7 % (3 %程度)			
公費 (※)	3.1 %	+ 1.4 % (3 %程度)	+1.8~1.9 % (4 %程度)	+1.8~1.9 % (4 %程度)	+1.8~2.0 % (4 %程度)			

(参考) 医療・介護サービス費用のシミュレーション結果 具体的数値

(経済前提Ⅱ-1の場合)

	現状		2025年					
	(2007年)	(Aシナリオ)	B 1 シナリオ	B2シナリオ	B3シナリオ			
医療+介護 対GDP比 対NI比 名目額	7.9 %程度 10.7 %程度 41 兆円程度	10.8~10.9%程度 14.7~14.8%程度 85兆円程度	11.6~11.9%程度 15.8~16.2%程度 91~93兆円程度	11.6~11.9%程度 15.7~16.1%程度 91~93兆円程度	11.7~12.0%程度 15.9~16.3%程度 92~94兆円程度			
医療 対GDP比 対NI比 名目額	6.5 %程度 8.9 %程度 34 兆円程度	8.4~8.5%程度 11.5%程度 66~67兆円程度	8.6~8.9%程度 11.7~12.1%程度 68~70兆円程度	8.5~8.8%程度 11.6~12.0%程度 67~69兆円程度	8.6~ 8.9%程度 11.8~12.2%程度 68~70兆円程度			
介護 対GDP比 対NI比 名目額	1.3 %程度 1.8 %程度 7 兆円程度	2.4 %程度 3.2 %程度 19 兆円程度	3.0 %程度 4.0 %程度 23 兆円程度	3.0 %程度 4.1 %程度 24 兆円程度	3.0 %程度 4.1 %程度 24 兆円程度			

(注1)年度ベースの数値である。

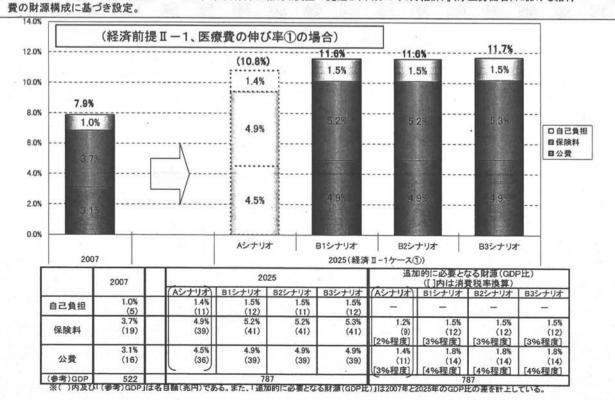
(注2)「~」の左は、医療費の伸び率として要素の積み上げを用いた場合(ケース①)であり、右は賃金と物価の平均に1%を加えた ものを用いた場合(ケース②)である。

(注3) GDP及びNIは、2007年: GDP=522兆円、NI=383兆円、2025年(経済前提Ⅱ-1の場合): GDP=787兆円、NI=578兆円である。

19

(附) 財源構造についての粗いシミュレーション

- 医療・介護費用の財源構造は、医療保険制度等の制度によって異なるため、制度加入の前提となる産業構造や就業構造の見通し などが必要となるが、ここでは、次のような一定の仮定をおいて粗いシミュレーションを行った。
 ・ 自己負担割合については、「国民医療費」「介護保険事業年報」(厚生労働省)等により、医療14%程度、介護7%程度と仮定。
 - 給付費の保険料と公費の割合については、「社会保障の給付と負担の見通し(平成18年5月推計)」(厚生労働省)における給付



(参考)

「子どもと家族を応援する日本」重点戦略(平成19年12月)参考資料より作成

仕事と生活の調和の実現と希望する結婚や出産・子育ての実現を 支える給付・サービスの社会的なコストの推計

「児童・家族関連社会支出額(19年度推計) 約4兆3,300億円 (対GDP比0.83% 欧州諸国では2~3%)



推計追加所要額 1.5~2.4兆円 (I 約1兆800億円~2兆円 II 2,600億円 II 1,800億円)

I 親の就労と子どもの育成の両立を支える支援

関連社会支出額(19年度推計)約1兆3,100億円

追加的に必要となる社会的コスト +1兆800億円~2兆円

- 未就学児のいる就業希望の親を育児休業制度と保育制度で切れ目なく支援(特に3歳未満の時期)
 - ・第1子出産前後の継続就業率の上昇(現在38%→55%)に対応した育児休業取得の増加
 - ・0~3歳児の母の就業率の上昇(現在31%→56%)に対応した保育サービスの充実(3歳未満児のカバー率20%→38%、年間5日の病児・病後児保育利用)
 - ・スウェーデン並みに女性の就業率(80%)、保育(3歳未満児)のカバー率(44%)が上昇、育児休業や保育の給付水準を充実した場合も推計
- 学齢期の子を持つ就業希望の親を放課後児童クラブで支援
 - ・放課後児童クラブの利用率の上昇(現在小1~3年生の19.0%→60%)

Ⅱ すべての子どもの健やかな育成を支える対個人給付・サービス

- 働いているいないにかかわらず一定の一時預かりサービスの利用を支援
 - ・未就学児について月20時間(保育所利用家庭には月10時間)の一時預かり利用に対して助成

Ⅲ すべての子どもの健やかな育成の基盤となる地域の取組

関連社会支出額(19年度推計)約4,500億円

→ 追加的に必要となる社会的コスト +1,800億円

- 〇 地域の子育で基盤となる取組の面的な推進
 - ・望ましい受診回数(14回)を確保するための妊婦健診の支援の充実・全市町村で生後4か月までの全戸訪問が実施
 - ・全小学校区に面的に地域子育て支援拠点が整備・全小学校区で放課後子ども教室が実施(「放課後子どもプラン」)

- ※「仕事と生活の調和推進のための行動指針」において、取組が進んだ場合に達成される水準として設定される10年後の数値目標と整合をとって試算している。
- ※ これは、現行の給付・サービス単価(利用者負担分を含まない)をベースにした試算であり、質の向上、事業実施主体 の運営モデル・採算ベース、保育所や幼稚園の保育料等利用者負担などの関係者の費用負担のあり方等については 勘案していない。
- ※ 児童虐待対応、社会的養護や障害児へのサービスなど、特別な支援を必要とする子どもたちに対するサービスの費用の変化に関しては、この推計には含まれていない。
- ※ これは、毎年ランニングコストとして恒常的に必要となる額を推計したものであるが、これらのサービス提供のためには、この恒常的な費用のほかに、別途施設整備や人材育成等に関してのコストを要する。
- ※ 現在の児童数、出生数をベースにした推計であり、この費用は児童数、出生数の増減により変化する。なお、3歳未満 児数でみると、平成19年中位推計では現在と比べて10年後で8割弱、20年後で約3分の2の規模に減少するが、国民 の結婚や出産に関する希望を反映した試算では10年後で95%、20年後でも93%の規模を維持する。
- ※ 児童手当については、別途機械的に試算。

フランスの家族関係支出(2003)の日本の人口規模への換算

- -フランスの家族関係社会支出を機械的に日本の人口に当てはめて算出したもの。
- ・()内の円表示の金額は、為替レートの変動を受けることに留意が必要。
 - ※ 為替レートは、1ユーロ=149円 (平成19年1~6月の裁定外国為替相場)

		フランス (2003)		日本の人口規模に換算(2005)		(参考)
	家族関係 社会支出 ①	支出の対象となる 年齢階級人口 ②	1人当たり家族関 係社会支出 ③=①÷②	支出の対象となる 年齢階級人口 ④	家族関係 社会支出 ③×④	日本の家族関係 社会支出(2003)
家族手当 (Family Allowance)	17,569百万ユーロ (2兆6,178億円)	20歳未満 1,566万人 [25.4%]	1,122ユーロ (16.7万円)	20歳未満 2,418万人 [18.9%]	(4.0 兆円程度)	9,242億円 (H19予算》 1.6兆円程度
出産・育児休業 (Maternity and parental leave)	5,382百万ユーロ (8,019億円)	3歳未満 239万人 [3.9%]	2,250ユーロ (33.5万円)	3歳未満 328万人 [2.6%]	(1.1兆円程度)	5,755億円
保育·就学前教育 (Day care / home-help services)	18,782百万ユーロ (2兆7,985億円)	6歳未満 467万人 [7.6%]	4,022ユーロ (59.9万円)	6歳未満 679万人 [5.3%]	(4. 1兆円程度)	1兆6,276億円
その他	6,131百万ユーロ (9,135億円)	20歳未満 1,566万人[25.4%]	391ユーロ (5.8万円)	20歳未満 2,418万人 [18.9%]	(1.4兆円程度)	5,576億円
家族関係社会支出計 《対GDP比》	47,864百万ユーロ (7兆1,317億円) 《3.02%》	-	_		(10.6兆円程度)	3兆6,849億円 《0.75%》

参考指標

	総人口(2003) ①	GDP(2003) ②	1人当たりGDP ②÷①	
日本	1億2,769万人	493.7兆円	387万円	
フランス	6,173万人	1兆5,852億ユーロ (236.2兆円)	2.57万ユーロ (383万円)	

(資料)OECD: Social Expenditure Database 2007 Eurostat: Demographic statistics (日本のGDPは国民経済計算(内閣府)、人口は平成 17年国勢調査(総務省)、平成15年10月1日現在人 口推計(総務省)) 23

現行の次世代育成支援の給付・サービスの費用構成

- 平成19年度児童・家族関係社会支出(予算ベースの推計値4兆3,300億円)に関して、国、地方公共団体、事業主(保険料事業主負担及び拠出金)、被保険者本人(保険料)に分けて、費用負担の状況を推計したもの。したがって、「推計所要額」に関して、直接この負担割合が適用されるものではない。
- 今後、少子化対策のための給付の充実に当たっては、次世代の負担によって賄うことがないよう必要な 財源をその時点で手当てして行うことが必要。また、費用負担の在り方については、給付の性格や施策間 の整合・連携を考慮した負担のあり方の検討が必要である。

平成19年度児童・家族関係社会支出(予算ベースの推計値) 4兆3,300億円 1兆1,500億円 (27%)

地方公共団体 2兆3,400億円 (54%)

事業主 被保険者本人 (保験料、拠出金) 保験料) 5,100億円 (12%)
(8%)

社会保障国民会議における医療・介護費用のシミュレーションの基本構造 (2015年)

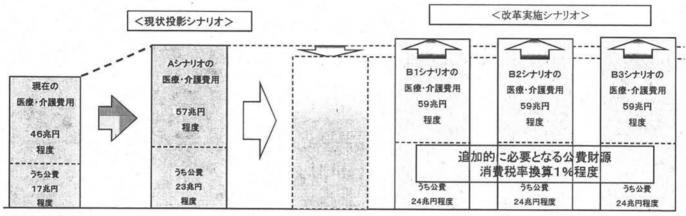
経済前提Ⅱ-1、医療の伸び率ケース①、 改革はB2シナリオの場合

【効率化·重点化要素】

- ○平均在院日数の短縮/病床の 効率化/役割分担の見直し等
- 〇介護施設の効率化等
- 〇予防や薬・機器に関する効率化等 (※効率化プログラムの推進) など

【充実要素】

- 〇医療資源の集中投入(単価増)等
- 〇在宅医療・在宅介護の推進等
- 〇認知症への対応やユニット化の推進等 (※これらに伴い従事者数も増加) など



<2010年>

<2015年>

25

社会保障国民会議における医療・介護費用のシミュレーションの基本構造 (2025年)

経済前提Ⅱ-1、医療の伸び率ケース①、 改革はB2シナリオの場合

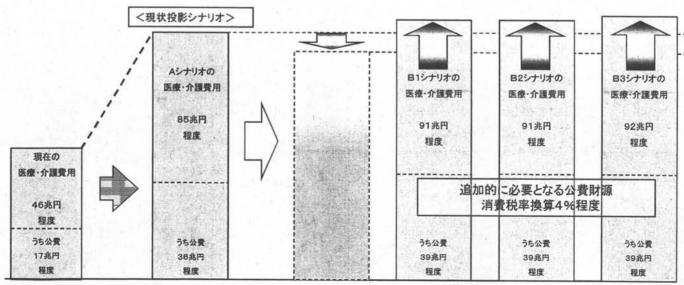
【効率化·重点化要素】

- ○平均在院日数の短縮/病床の 効率化/役割分担の見直し等
- 〇介護施設の効率化等
- 〇予防や薬・機器に関する効率化等
- (※効率化プログラムの推進) など

【充実要素】

- 〇医療資源の集中投入(単価増)等
- 〇在宅医療・在宅介護の推進等
- ○認知症への対応やユニット化の推進等
- (※これらに伴い従事者数も増加) など

<改革実施シナリオ>



<2010年>

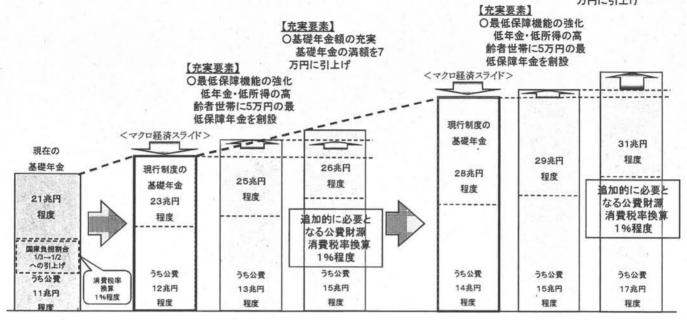
<2025年>

社会保障国民会議における基礎年金のシミュレーションの基本構造

経済前提Ⅱ-1、国民年金の納付率は80%の場合

【充実要素】

〇基礎年金額の充実 基礎年金の満額を7 万円に引上げ



<2010年>

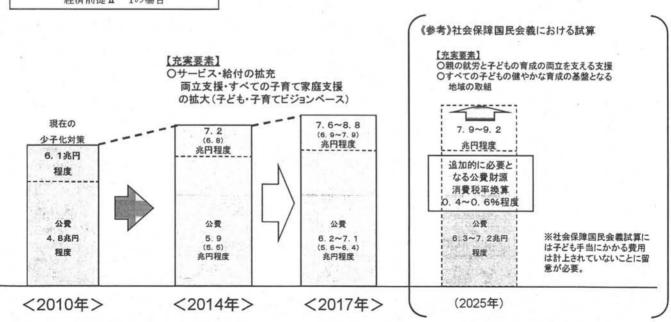
<2015年>

<2025年>

27

「子ども・子育てビジョン」に基づく少子化対策のシミュレーションの基本構造

経済前提Ⅱ-1の場合



(注1)2014、2017年の数字は「子ども・子育でビジョン」(2010年1月)における「新たな次世代育成支援のための包括的・一元的制度設計に係る主要な子育て支援サー ビス・給付の拡充に必要な社会的追加コストの機械的試算」(2014年度までに公費・事業主負担等あわせた追加所要額0.7兆円、2017年度までに同1.0兆円)に社 会保障国民会議試算の経済前提(概ね名目成長率2%程度)を当てはめて推計したものである。

(注2)2017年の「~」の左側は、量的拡充を行った場合、右側は量・質的拡充(仮に認可保育所の利用料を1割、育児休業給付の給付率を80%)を行った場合の推計値である。また、()内は「子ども・子育てビジョン」ベースの推計値(経済成長を勘案していないもの)である。 (注3)公費は現行の費用負担割合を前提として機械的に試算したものである。

(注4)社会保障国民会議試算においては「子ども手当」にかかる費用は計上されていないことに留意する必要がある。また、「子ども・子育てビジョン」に基づく2014、 2017年における子ども手当にかかる費用は現行(13,000円)と同様としている。

社会保障国民会義におけるシミュレーションの経済前提について

※ 名目成長率は、2007年度2.2%、2008年度2.8%、2009年度3.3%、2010年度3.7%、2011年度3.9%、2012年度以降は 賃金上昇率マイナス0.5%ポイントを仮定。

足下の経済前提については、2007年1月「進路と戦略」内閣府試算を用い、 2012年度以降の長期の前提は、以下の4とおりとする。

足下の前提

	2006	2007	2008	2009	2010	2011
物価上昇率	0.3%	0.5%	1.2%	1.7%	1.9%	1.9%
賃金上昇率	0.0%	2.5%	3.0%	3.5%	3.8%	4.1%
運用利回り	1.7%	2.4%	3.0%	3.7%	4.1%	4.4%

2012年度以降の長期の前提

	ケースI-1	ケース I -2	ケース II-1	ケースⅡ-2
物価上昇率	1. 6%	1. 1%	1. 0%	1.0%
賃金上昇率	3. 7%	2. 6%	2. 5%	2. 1%
運用利回り	4. 9%	4. 0%	4. 1%	3. 2%

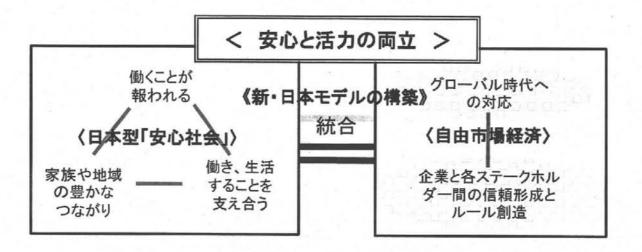
(注) ケース I -1及びケース I -2は、平成19年10月17日の経済財政諮問会議に示された「給付と負担の選択肢について」の試算における成長ケース及び制約ケースの前提、ケース II -1及びケース II -2は、「人口の変化等を踏まえた年金財政への影響(暫定試算): 平成19年2月(厚生労働省年金局)」における基本ケース及び参考ケースの前提をそれぞれ踏まえたもの。

平成21年6月15日 安心社会実現会議事務局

安心社会実現会議報告(概要)

中福祉の綻び 政治・行政への不信 不信の連鎖

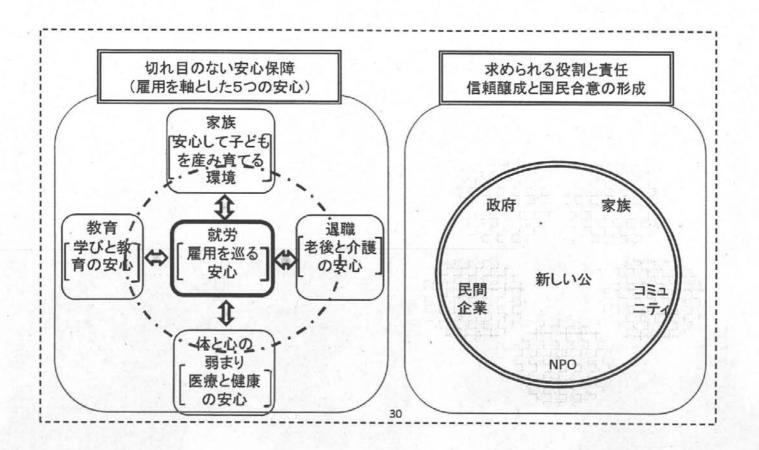
負担回避 私的負担の増大 入 不安による 経済停滞



切れ目のない安心保障無駄のない高機能な政府

信頼の 循環

負担増に関する 国民的合意の形成 安定した 経済成長 の実現



安心社会実現に向けた道筋

2010年代半ばまでに達成すべきこと

- 〇「10の緊急施策」の実施(~2011年まで)
- (1) 子育て世帯、働く低所得世帯を支援する給付付き児童・勤労税額控除の創設
- (2) 子育て支援サービス基盤の計画的整備(多様なサービスの実現、事業参入促進)
- (3) 就学前教育の導入およびその保育や育児休業制度との総合化
- (4) 所得保障付き職業能力開発制度など雇用・生活保障セーフティネットの構築
- (5) 給付型奨学金制度の導入など高等教育の私的負担を軽減する措置
- (6) 非正規労働者への社会保険・労働保険適用拡大など非正規雇用の処遇格差 の是正
- (7) コミュニティにおける医療・介護連携の推進とそれに連動した独居高齢者に対する住宅保障
- (8) 安心保障番号/カード(社会保障番号/カード)の導入
- (9) 「安心社会実現本部」「安心社会実現オンブズマン」の設置
- (10) 政府をあげて改革に取り組むための行政組織の再編・人的資源の再配分
- 〇国・自治体による「支援型社会サービス・人材整備プラン」(※)の策定
- 〇「社会保障勘定」の創設、消費税の社会保障目的税化
- 〇政府と国民、国民相互の対話の深化
- 〇「安心社会実現円卓会議」の設置
- ※雇用・介護・次世代育成、医療サービス基盤、人材養成に関する数量目標を年次ごとに定めた計画



2020年代初頭までに達成すべきこと

- 〇全世代・全生涯を通じた切れ目のない安心保障の本格的な立ち上げ
- 〇諸施策、税制、経済成長の三位一体による財政支出の均衡の実現
 - ○2035年を節目とする「便益の実感を伴った持続可能な安心社会」の構築

安心と活力の日本へ(安心社会実現会議報告) ~ 抜粋~

平成21年6月15日

- ○<u>政府が大きいか小さいかよりも、いかに無駄なく高機能であるか、国民が活き活きと力を発揮する条件をどこまでつくりだせるか</u>が重要である。
- ○無駄のない高機能な政府の実現で、不必要な支出をなくしていくと同時に、安心と活力を高める上で不可欠な負担については、<u>政策にかかる費用とそのための財源を明示し、堂々と議論をしていくべきである。</u>
- 〇<u>「打ち出の小槌」</u>があるかのようにふるまうべきでは<u>ない</u>。
- ○多くの国民は、社会保障を重視した安心社会を望んでいる。しかし、<u>他方で政治や行政への不信が強い</u>ために、<u>社会保障強化への合意形成を困難</u>にし、その結果、私的負担が増大する。この<u>不信の連鎖を断つことが必要である。</u>
- ○企業、医療・介護機関、NPO、家族とコミュニティなど、すべての社会の構成員が改革に参加し、それぞれにふさわしい役割と責任を分かち合うことが必要である。

公助、共助、自助のいかなるバランスが最適か、日本社会の成り立ちや経験もふまえつつ検討し、21世紀の日本にふさわしい「安心給付と負担のあり方」について合意形成しなければならない。

- 〇これまでの日本は、民間企業の長期雇用と地方に仕事を供給する 仕組みに支えられて、<u>比較的小さい社会保障給付(負担)</u>で国民の安心 を実現してきた。社会保障給付は<u>高齢世代への支援(年金・医療・介護)</u> が中心であった。
- 〇経済社会の大きな転換を経て、<u>現行制度の綻びを修復</u>しつつ、<u>現役世代および次世代を対象とした給付の比重を拡大</u>し、<u>世代をとおして切れ</u> 目のない支援型の安心保障を構築していくべきである。

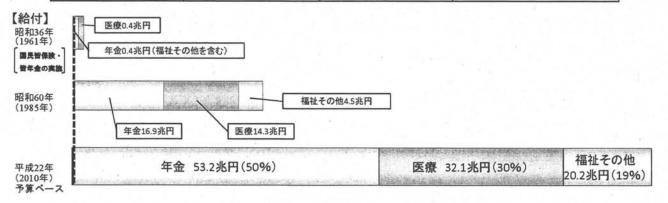
- 〇安心社会実現に必要なコスト(負担)とその財源についても、合意形成を 急ぐ必要がある。社会のすべての構成員が役割と責任を分かち合うとい う原則を貫きつつ、国民各層の担税力、企業の競争力維持、社会保険制 度の持続可能性を勘案しながら、消費税を含む税制改正への行程を示 す必要がある。
- 〇税制の抜本改革には、<u>所得再分配機能の強化、低所得者対策(給付付き税額控除、消費税給付返還制度の導入)や世代間分配の促進(無利子非課税国債)</u>なども含まれる。そして国民のニーズに届く、実感を伴った給付の実現と一体不可分に、改革を実行していかなければならない。
- ○そのための討議と合意形成は、まさに政治の役割である。自由で豁達な 批判が止むならば、政治は衰退する。しかし、不信感を煽ることが自己目 的となったときにも、政治は劣化する。
- ○<u>与野党が党派を超えて</u>、「安心給付と負担のあり方」というこの国を明日につなげていく基本原則について、討議と合意形成をすすめるべきである。そのための<u>円卓会議の設置</u>などが検討されてよい。
- 〇与野党が<u>いかなる基本原則を共有し、どのような政策で対立</u>するかが共に明らかになったときに、国民は<u>政権選択への具体的な判断基準を得る</u>ことができる。

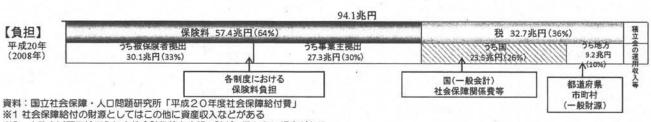
前回会議での指摘事項等について

平成22年11月16日 厚 生 労 働 省

社会保障給付費の推移と負担の現状

	昭和36年(1961年)	昭和60年(1985年)	平成22年(2010年)予算ベース
国民所得額(兆円)	16.1	260.6	336.4
給付費総額(兆円)	0.8(100.0%)	35.7(100.0%)	105.5(100.0%)
(内訳) 年金	0.4(51.3%)	16.9(47.3%)	53.2(50.4%)
医療	0.4(48.7%)	14.3(40.0%)	32.1(30.4%)
福祉その他	(年金に含めて計上)	4.5(12.6%)	20.2(19.1%)
給付費総額/国民所得額	4.91%	13.69%	31.36%



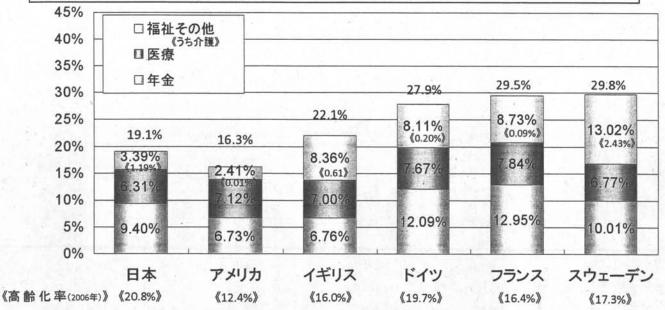


社会保障給付の部門別の国際的な比較(対GDP比)

- 我が国の社会保障給付の規模を部門別に比較すると、
 - ・年金 米英を上回るが、他の欧州諸国をやや下回る規模
 - ・医療 米国や欧州諸国を下回る規模

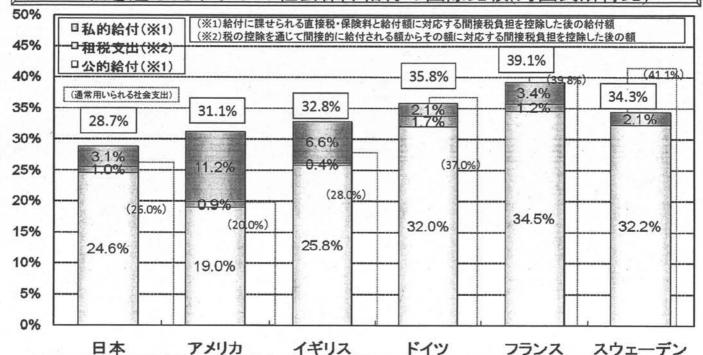
※2 小数点以下四捨五入により合計数値と内訳の計が一致しない場合がある。

・その他の給付 — 米国を上回るが、欧州諸国をかなり下回る規模 となっている



(注)OECD: "Social Expenditure Database"等に基づき、厚生労働省政策統括官付社会保障担当参事官室で算出したもの。いずれも2005年。 OECD社会支出基準に基づく社会支出データを用いているため、社会保障給付費よりも広い範囲の費用(公的住宅費用、施設整備費等)も計上されている。 高齢化率は OECD: "OECD in figures 2008")

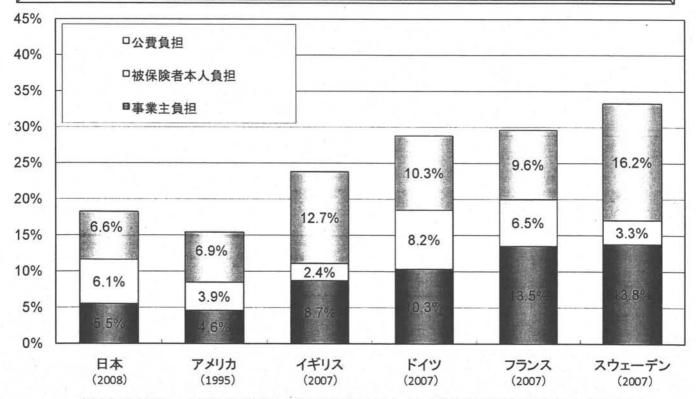
公私を通じたネットの社会保障給付の国際比較(対国民所得比)



- アメリカは公的な給付は小さいが、民間医療保険など私的な給付が大きい
- スウェーデンはみかけの給付は大きいが、給付からの税・保険料負担や間接税負担が大きい
- ネットの給付で比較すると、わが国は主要国の中で最も国民経済に対する規模が小さい

(注)OECD: "Social Expenditure Database"に基づき、厚生労働省政策統括官付社会保障担当参事官室で作成。いずれも2005年。端数の関係で合計が一致しないところがある。

社会保障財源の対GDP比の国際比較

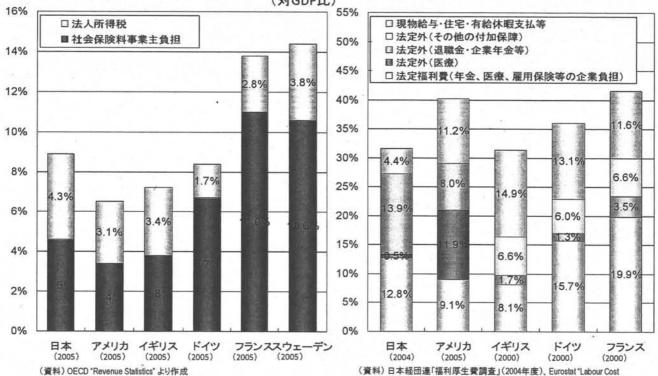


(資料) 社会保障・人口問題研究所「社会保障給付費」(日本)、「社会保障費国際比較基礎データ」(アメリカ)、 Eurostat "European Social Statistics" (イギリス、ドイツ、フランス、スウェーデン)

(注)厚生年金等における積立金の運用収入は時価ベースで評価していること等に留意する必要がある。

社会保障給付に対する企業の負担

○ 法人所得税と事業主社会保険料負担の国際比較 ○ 労働費用に占める法定・法定外福利厚生費の割合 (対GDP比)



(資料) 日本経団連「福利厚生費調査」(2004年度)、Eurostat "Labour Cost Survey 2000"、US Chamber of Commerce "The Employee Benefits Study 2005" をもとに労働政策研究・研修機構が算出

医療保険制度の国際比較 日本(2010) アメリカ(2010) イギリス(2009) ドイツ(2009) フランス(2009) スウェーデン(2009) 社会保険方式 社会保険方式 ※国民の9割が加入。 ※被用者は職城もしくは地域ご 税方式による国営 税方式による公堂の 社会保険方式 社会保険方式(メディケア) 度 の国民保健サービス ※国民皆保險 保健サービス とに公的医療保険に加入。自営 の類型 ※職域ごとに被用者保険制度、自営業者保険制度等に加入。(加入できない者: 普 ※65歳以上の高齢者等が対象 (NHS) ※国产物保険 ※強制適用の対象でない者に ※国民皆保険になっていない ※全住民を対象 ※職域保険及び地域保険 ※全国民を対象 対しては民間保険への加入が ※ランスティング(県)が提供主体 遍的医療給付という任意の 義務付けられており、事実上の 国民皆保険。 保険制度が適用。 入院(n'-lA)(強制加入) ・外来:同一疾病につき ·外来:30% 入院から60日: \$1100まで自己負担 · 入院 3割 四半期ごとに10ユーロ ·入院:20% 日額上限80クローナ(国との協定)の 61~90日 : \$275/日 ·薬剤:35% 91日~150日:\$550/日 範囲内でランスティングが独自に設定。 義務教育就学前 2割 (胃薬等は65%) (紹介状持参者等は無料) 151日~ :全額負担 • 外来 原則自己負担なし 自 ランスティングが独自に設定。プライマ 70歳~74歳 2割 己負担 年間\$155+超えた医療費の20% ・入院:1日につき10ユーロ ※信覆制であり、一日歌ロで リケアの場合、自己負担は1回100~200 (平成23年3月までは1割) ※歯科治療や薬剤に 薬剤(パートD)(任意加入) (年28日李陽度) 全額を支払う必要あり。 クローナ (現役並み所得者は3割) 一部負担あり。 \$310まで:全額自己負担 ※自己負担分を補頂する補足 - 基本 75歲以上 1割 \$310~\$2830 薬剤:10% 定率負担 疾病保険が発達している。(共 全国一律の自己負担額。900クローナ (机方應準額-\$310)×25%負担 (現役並み所得者は3割) (負担額の上限101-0、下限 済組合形式、国民の8割が加 までは全額自己負担。 \$2830~\$6440:全額自己負担 51-0) ※1クローナ=約17円 (2009年平均) \$6440~:5%負担 賃金総額の13.85% 入院(パ-トA) 報酬の14.9% 絵与の2.9%(労使折半) 本人 :0.75% 報酬の9.34% 本人:7.9% ※自営業者:本人全額負担 事業主:13.1% 事業主:7.0% (労使折半) なし 外来(パート日) なし 月約96ドル(全額本人負担) ※全被保險者共通 ※民間商工業者が加入する ※協会けんぽの場合 菜剤(パ-トD) 被用者保険制度(一般制度) ※自営業者·太人全額負担 月約32ドル (全額本人負担) の場合 原則国庫負担はないが、以 原則国庫負担はないが、医 財 の費用について、税財源による連 療、年金等の財源として、一 邦補助が行われている。(医療費 源 船社会権出会(目的税)から 入院(パートA) 支出総額の約2.5%) 原則なし 和税を財源としている。 の充当あり。(税率:賃金所得 給付費等の16.4% なし 失業給付の受給者の保険料及 の7.5%、うち医療分5.25%) ※ランスティング税(住民所得税等)と患 外来(パートB) ※費用の約18%は、退 び患者一部負担 ※協会けんぽの場合 ※被用者保険制度の財源内 者の自己負担額で賄っている。 費用の約75% 職年金等の現金給付に ・出産手当金等の医療保険になじ 訳(2008) 薬剤(パートロ) 当てられる国民保険の保 まない給付(被用者の場合は事 ※わずかであるが、国からの一般交付 ·保険料 約56% 費用の約75% 検料から充当されている。 拿主が負担) 一般社会提出金 約37% 税、補助金あり。 ・医療基金(保険料と連邦補助金 ・その他の目的税(タバコ、酒 を管理し、保険者間の財政調整 等) 約5% を実施)への連邦補助金

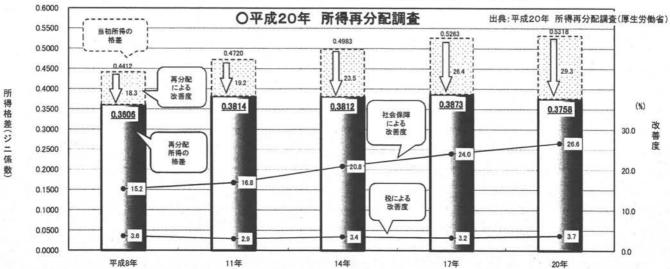
	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス	スウェーデン
制度体系	2階建て 井 東生年全保検 園 民 年 金 全居住者	1 間謎て (連用) 意思・遊技・障害仏検 (無路) (無路) (無路)	2 間接 T	1 開建て	1 限継で 自服 一 仲 別 別 日 日 日 日 日 日 日 日	1 開建て (在 監 年 金
強制加入対象者	全居住者	被用者及び自営業者	被用者及び自営業者	民間被用者及び一部の職 業に従事する自営業者 (弁護士、医師等)	被用者及び自営業者	被用者及び自営業者
保険料率 (2010年)	(一般被用者) 厚生年金保険: 16.058% (2010.9~、労使折半) ※第1号被保険者は定額 (2010.4~、月あたり15,100円)	12. 4% (労使折半)	(一般被用者) 23.8% 本人:11.0% 事業主:12.8% ※ 保検料は労災、雇用保険等 の財逐にも利用	(一般被用者) 19.9% (労使折半)	(一般被用者) 16.65% 本人:6.75% 事業主:9.9%	17. 2196 本 人: 7. 0 96 事業主: 10. 2196 ※ その他に遺族年金の保険料 1796が事業主にかかる(老爺 年金とは別制度)
支給開始年齡 (2010年)	国民年金(基礎年金): 65歳 厚生年金保険: 60歳 ※ 男性は2025年度までに、 女性は2030年度までに65歳に引上げ	6 6歳 ※ 2027年までに67歳に引上げ	男性: 65歳 女性: 60歳 ※ 女性は2020年までに65歳に 引上げ ※ さらに、2024年から2046年 にかけて男女ともに65歳から 68歳に引上げ	6 5歳 ※ 2012年から2029年までに67 歳に引上げ	60歳	61歳以降本人が選択 (ただし、保証年金の支給開始 年齢は55歳)
年金受給のために 必要とされる加入 期間	25年	4 0加入四半期 (10年相当)	なし (2007年の法改正により受 給資格期間は敷廃。ただし、 旧任適用対象者の年金受給 には男性11年、女性9.75年 の加入期間が必要)	5年	なし	なし (保証年金については最低3 年のスウェーデンでの居住 が必要であり、演額受給は 40年の居住が必要)
国庫負担	基礎年金給付費の2分の1	なし	原則なし	給付費の26.4% (2008年)	一般税、一般社会 拠出金 (CSG)等 より約25.7% (2008年)	保証年金部分

資料出所 · Social Security Programs Throughout the World: Europe,2010 / The Americas,2009

・Mutual Information System on Social Protection in the Member States of the European Union ・先進諸国の社会保障 ①イギリス ④ドイツ ⑤スウェーデン ⑥フランス ⑦アメリカ(東京大学出版会)ほか

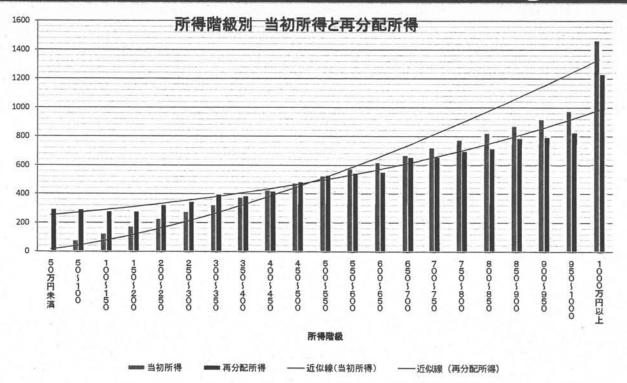
社会保障の所得再分配機能

- 〇 近年、高齢化の進行等により、当初所得の格差が拡大する中にあって、再分配後の所得格差は一定 水準を維持している。年金の成熟化等に伴い、社会保障による再分配効果は上昇。
 - ※ 所得再分配調査によれば、高齢者世帯の増加等により当初所得のジニ係数は年々大きくなっているが、再分配所 得のジニ係数は平成11年調査以降0.38前後で推移
- 注 ジニ係数とは所得などの分布の均等度を示す指標。Oから1までの値をとり、Oに近いほど分布が均等であり、1に近いほど 不均等になる。所得の場合、0に近いほど所得格差が小さく、1に近いほど所得格差が大きいことを示す。



注:平成11年以前の現物給付は医療のみであり、平成14年以降については医療、介護、保育である。

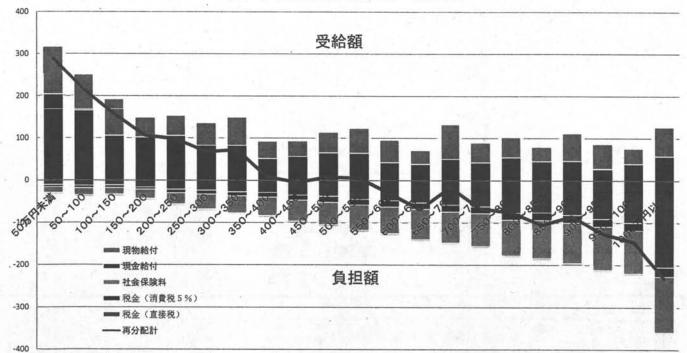
社会保障の所得再分配機能 ②



- 〇所得再分配後の世帯の所得について、平成20年所得再分配調査に家計調査年報から推計した消費税課税対象の消費支出を加味して作成した粗い 推計である。
- 推断である。 〇家計調査において、住宅購入時の家屋分の消費税負担が含まれていないほか、自動車等の高額で購入頻度が低い購入物については十分反映され ていない可能性がある。

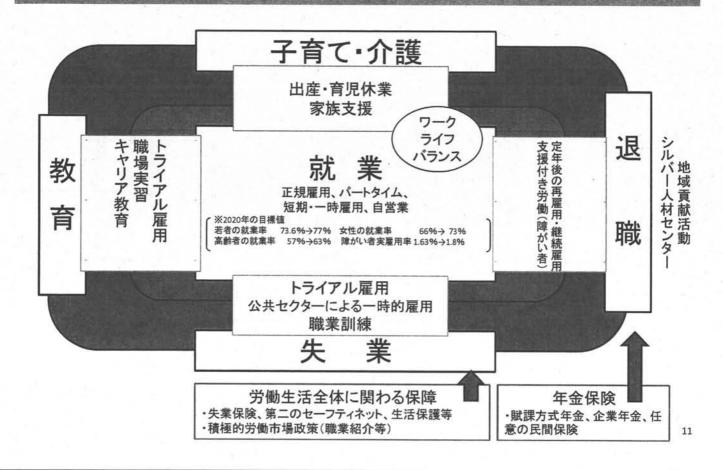
社会保障の所得再分配機能 ③

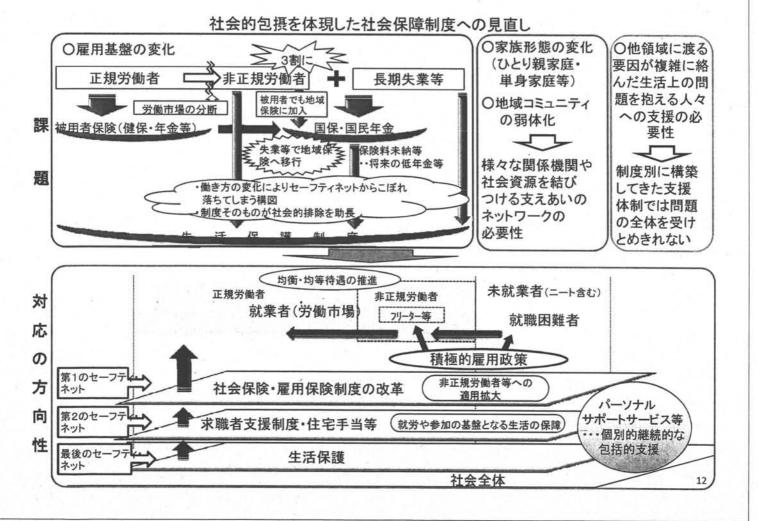
再分配の状況(受給額と税・保険料の負担額)



- 〇所得再分配後の世帯の所得について、平成20年所得再分配調査に家計調査年報から推計した消費税課税対象の消費支出を加味して作成した粗い推計である。
- 推計である。 〇家計調査において、住宅購入時の家屋分の消費税負担が含まれていないほか、自動車等の高額で購入頻度が低い購入物については十分反映され ていない可能性がある。

雇用を中心とした切れ目のない安心保障



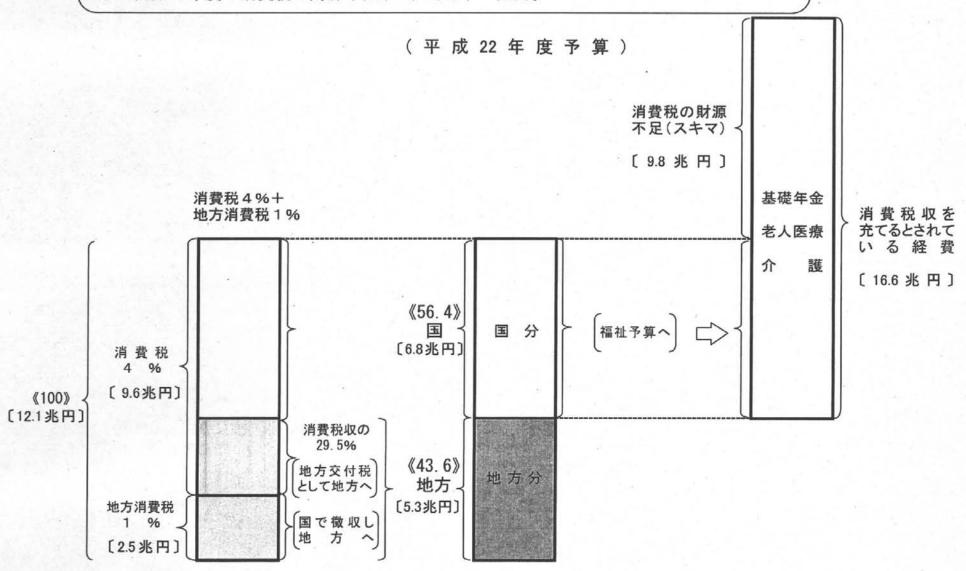


社会保障の財源と財政運営戦略について

平成22年11月16日内閣官房社会保障改革担当室

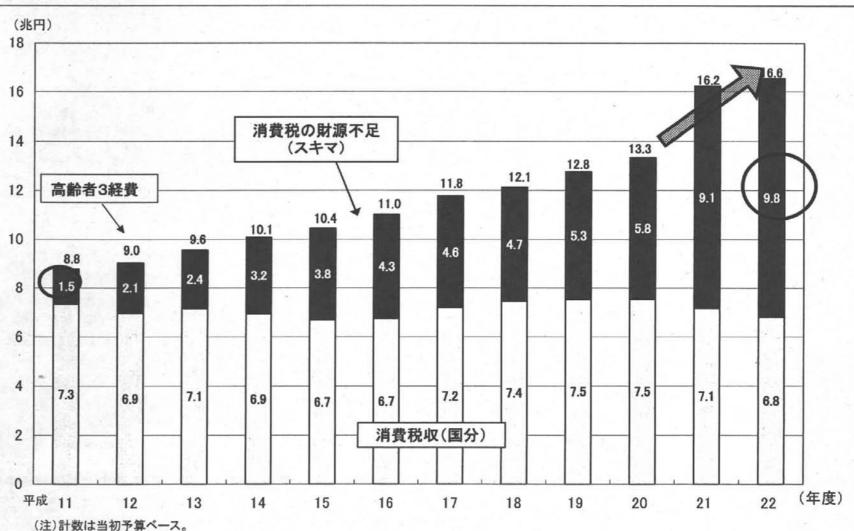
消費税の使途

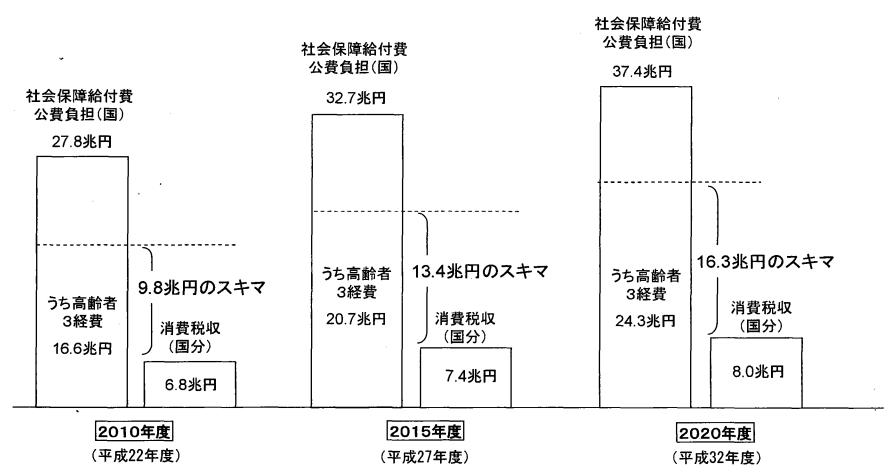
- 〇 平成11年度から、予算総則上、消費税の収入(地方交付税交付金を除く)は高齢者3経費 (基礎年金、老人医療、介護)に充てることとされている。
 - ※予算総則とは、毎年度の財政運営に必要な基礎的事項等について定めるものであり、歳入歳出予算等とともに予算の 構成要素として国会の議決対象。(憲法第86条、財政法第16、22条)
- 平成22年度の消費税の財源不足(スキマ)は、9.8兆円。



高齢者3経費と消費税収の差額(消費税の財源不足(スキマ))の推移 (予算総則上、消費税の収入が高齢者3経費に充てられることとされた平成11年度からの推移)

- 消費税の財源不足(スキマ)は、平成11年度の1.5兆円から平成22年度には9.8兆円にまで拡大。
- 〇 特に21年度以降には、基礎年金国庫負担1/2への引上げ(16年国民年金法改正)に伴い、消費税の財源不足(スキマ) は更に拡大。





- (注1)社会保障給付費・消費税収(2015年度及び2020年度)は、内閣府「経済財政の中長期試算」(平成22年6月22日)における計数及び後年度影響試算(平成22年2月公表、23~25年度の社会保障関係費を試算)を用いて、機械的に2015年度及び2020年度まで延伸して推計。
- (注2)高齢者3経費の額(2015年度及び2020年度)は、23年度概算要求額をベースに、後年度影響試算(平成22年2月公表、23~25年度の社会保障関係費を試算)を 踏まえた各経費の伸び率を用いて、機械的に2015年度及び2020年度まで延伸して推計。
- (注3)制度的な機能強化を含まない試算。
- (注4)2010年11月時点の推計。今後の精査により、数値に異動が生じる場合がありうる。

財政健全化目標

収支(フロー)目標	残高(ストック)目標
① 国・地方の基礎的財政収支(プライマリー・バランス)	
・遅くとも <u>2015 年度までに</u> 赤字対GDP比を2010 年度から半減	2021年度以降において、国・地方の公債等残
・遅くとも <u>2020 年度までに黒字化</u>	高の対GDP比を安定的に低下させる
② 国の基礎的財政収支:上記と同様の目標	
③ 2021 年度以降も、財政健全化努力を継続	

※内外の経済の重大な危機等により目標の達成等が著しく困難と認められる場合には、<u>達成時期等の変更等の適切な措置</u>。

財政運営の基本ルール

- (1)財源確保ルール(「ペイアズユーゴー原則」)
 - 歳出増・歳入減を伴う施策の新たな導入・拡充を行う際は、恒久的な歳出削減・歳入確保措置により安定的な財源を確保。
- (2)財政赤字縮減ルール
 - 収支目標達成のため、原則として毎年度着実に財政状況を改善。
- (3)構造的な財政支出に対する財源確保
 - 年金、医療及び介護の給付等の施策に要する社会保障費のような構造的な増加要因である経費には安定的な財源を確保。
- (4)歳出見直しの基本原則
 - <u>特別会計を含め全ての歳出分野の無駄の排除を徹底</u>し思い切った予算の組替え。
- (5)地方財政の安定的な運営
 - 財政健全化は国・地方が相協力しつつ行う。国は、地方の自律性を損ない、地方に負担を転嫁するような施策は行わない。

財政運営戦略の概要 (平成22年6月22日 閣議決定)

中期財政フレーム

①国債発行額の抑制	・平成23 年度の新規国債発行額について、平成22 年度予算の水準(約44 兆円)を上 回らないものとするよう、全力をあげる。
	・ <u>それ以降の新規国債発行額についても、着実に縮減させる</u> ことを目指し、抑制に全力 をあげる。
②歳入面での取組	・個人所得課税、法人課税、消費課税、資産課税等にわたる <u>税制の抜本的な改革を行うため、早急に具体的内容を決定する</u> こととする。 <u>財政健全化目標の達成に向けて、必要な歳入を確保</u> していく。
③歳出面での取組 (平成23~25年度)	 ・平成23 年度から平成25年度において、「基礎的財政収支対象経費」(国の一般会計 歳出のうち国債費等を除いたもの)について、少なくとも前年度当初予算の同経費の規 模(歳出の大枠)を実質的に上回らないこととし、できる限り抑制に努めることとする。 ・地方の一般財源の総額については、上記期間中実質的に22年度と同水準を確保する。 ・歳出増につながる施策を新たに実施又は拡充しようとする場合には、当年度当初予算の「基礎的財政収支対象経費」の規模が上記の「歳出の大枠」の範囲内となるよう、恒久的な更なる歳出削減により、これに要する財源を賄うこととする。

〇中期財政フレームに基づく各年度の予算編成:各閣僚別の概算要求枠を設定し、その範囲内で優先順位をつけて要求する 〇中期財政フレームの改訂:毎年半ば頃、翌年度以降3年間の新たな中期財政フレームを定める

平成23~25年度における「基礎的財政収支対象経費」

(単位:兆円)

		歳出の大枠	
	23年度	24年度	25年度
基礎的財政収支対象経費 【22年度 70.9】	71	71	71
うち 経済危機対応・地域活性化予備費等 【22年度 1.0】	1.0	1.0	1.0

(注) 平成23年度以降の経済危機対応・地域活性化予備費の取扱いについては、予算編成過程で検討。

内閣府試算の概要 (「経済財政の中長期試算」平成22年6月22日 内閣府)

財政健全化目標 (「財政運営戦略」 平成22年6月22日 閣議決定)

収支(フロー)目標

- ①国・地方の基礎的財政収支:遅くとも2015年度までに赤字対GDP比を2010年度から半減、遅くとも2020 年度までに黒字化。
- ②国の基礎的財政収支:上記と同様の目標
- ③2021 年度以降も、財政健全化努力を継続

残高(ストック)目標

2021年度以降において、国・地方の公債等残高の対GDP比を安定的に低下させる。

試算結果

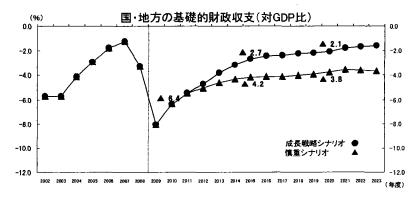
試算前提

歳出:2011年度から2013年度にかけて基礎的財政収支対象経費(一般会計歳出から国債費及び決算不足

補てん繰戻しを除いたもの)を2010年度の規模で横ばい

歳入:現行税制継続

(参考)経済成長率(2011年度~2020年度の平均) 慎重シナリオ:名目・実質ともに1%台半ば 成長戦略シナリオ:名目3%、実質2%を上回る





目標達成に必要な収支改善幅(慎重シナリオの場合)

(兆円.%)

	国 + 地方			A			
	基礎的財政収支 [対GDP比]	目標値[対GDP比]	目標達成に必要な 収支改善幅 [対GDP比]	基礎的財政収支 [対GDP比]	目標値[対GDP比]	目標達成に必要な 収支改善幅 [対GDP比]	名目GDP
2010年度	▲30.8 [▲6.4%]			▲32.9 [▲6.8%]			483.4
2015年度	▲21.8 [▲4.2%]	▲ 16.7 [▲ 3.2%]	5.1 [1.0%]	▲ 25.7 [▲ 4.9%]	▲ 17.8 [▲ 3.4%]	7.9 [1.5%]	524.2
2020年度	▲21.7 [▲3.8%]	0.0 [0.0%]	21.7 [3.8%]	▲26.4 [▲4.6%]	0.0 [0.0%]	26.4 [4.6%]	571.9

5. 社会保障の再構築

安定した社会保障制度は、国民の安心と希望を確保する礎である。これまで、社会保障は負担面ばかりが強調され、経済成長の足を引っ張るものとみなされる傾向があったが、新政権はそのような立場には立たない。社会保障の強化により、国民は安心してお金を消費に回すことができるようになる。また、社会保障には雇用創出を通じて成長をもたらす分野が数多く含まれている。

少子高齢化の進展等に伴い、今後、増大する支出の財源を安定的に確保し、国民の信頼にこたえられる持続可能な社会保 障制度を再構築していかなければならない。そのためには、国、地方、事業主、利用者本人それぞれが適切に役割分担を行い、 社会保障制度を社会全体で支えていく必要がある。

その中で、増大する社会保障関係の支出を経済成長に効果的につなげていく取組が求められる。

このため、社会保障分野における選択と集中を進め、例えば現金給付から雇用創出効果のある現物給付に重点を移すなどにより、消費や雇用の拡大等、経済成長に与える効果の高い施策に資源配分を重点化していくことが重要である。

こうした<u>社会保障関係の施策を実施する場合は、制度への安心感・信頼感を高め、維持するために、その財源は、国債発行</u>によるのではなく、安定的な財源を確保する必要がある。

また、国民に充実したサービスを提供するために規制の見直しを行うとともに、国民が分担する費用が過大なものとならないよう、無駄の排除を徹底し、効率的な制度を構築する必要がある。

6. 新政権の財政運営戦略 -国民の安心と希望のために-

<u>医療、介護、保育といった分野に対して必要な資金投入を行い、それを雇用の創出と経済成長へつなげていくことが望まれるが、その財源を安易に国債発行によって調達することは、国民の安心や市場の信認を高め、維持することにはつながらない。</u>そもそも、これほど債務残高が累増している中で、国債発行に依存し続ける財政運営は維持不可能であろう。

(中略)

こうした改革を通じて財源基盤を確保し、持続可能な財政・社会保障制度の構築や生活の安全網(セーフティネット)の充実を図ることが、雇用を創出するとともに、国民の将来不安を払拭し、経済成長の礎となる。経済活性化、財政健全化、社会保障の確立は一体の関係にある。経済成長による税収は財政健全化のために不可欠であり、他方、経済成長のためには、財政の持続可能性の確立が必須である。また、社会保障は財政の最大支出項目であるとともに、重要な成長分野であり、その確立によって、国民は消費を拡大することが可能になる。「強い経済」、「強い財政」、「強い社会保障」の一体的な実現を目指す、こうした取組こそが、新政権の「財政運営戦略」である。

税制抜本改革に関する閣議決定等

平成 22 年度税制改正大綱(平成 21 年 12 月 22 日閣議決定)

「このたびの大綱で、税制調査会は年度税制改正だけではなく、第1章では基本的考え方、第3章では中長期的な改革の方向性も示しました」

「歳出・歳入一体の改革が実現できるよう、税制抜本改革実現に向けての具体的ビジョンとして、工程表を作成し、国民の皆様にお示しします。」

財政運営戦略(平成22年6月25日閣議決定)

「個人所得課税、法人課税、消費課税、資産課税等にわたる<u>税制の抜本的な改革を行うため、早急に具</u>体的内容を決定することとする」

(参考) 平成 21 年度税制改正法附則 104 条

「政府は、基礎年金の国庫負担割合の二分の一への引上げのための財源措置並びに年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する費用の見通しを踏まえつつ、(中略)遅滞なく、かつ、段階的に消費税を含む<u>税制の抜本改革を行うため、平成二十三年度までに必要な法制上の措置を講ずる</u>ものとする。」

※ 税制抜本改革について、①平成 23 年度までに必要な法制上の措置を講じることを政府に義務付けるとと もに、②第3項において、各主要税目に関する改革の基本的方向性を規定している。

平成 22 年 11 月 16 日 内 閣 官 房 社会保障改革担当室

「新年金制度に関する検討会 中間まとめ」に対する意見募集 (パブリックコメント)の結果について

1. 概要

内閣官房国家戦略室において、本年6月29日に「新年金制度に関する検討会 中間まとめ」を公表し、以下の要領で、国民の皆様から意見募集を行いました。

○募集期間 : 平成 22 年 7 月 16 日 ~ 8 月 16 日までの約 1 ヶ月間

〇募集方法 : メール、郵送、FAXにて意見を募集

2. お寄せ頂いた御意見

本件に関してお寄せ頂いた御意見は以下のとおりです。今回、御意見をお寄せいただきました皆様に厚く御礼申し上げます。

提出された御意見の内容につきましては、内閣官房ホームページ (http://www.cas.go.jp) 及び電子政府の総合窓口[e-Gov] (http://www.e-gov.go.jp/)の「パブリックコメント」欄に掲載いたします。

(1)意見数

総数 42件 (うち、団体:7件 個人:35件)

(2) お寄せ頂いた御意見

提出者及び提出意見は別紙のとおりです。

「新たな年金制度の基本的考え方について(中間まとめ)~安心・納得の年金を目指して~」意見提出一覧(計42件)

・個人からいただいたご意見・・・計35件

番号	意見提出者	ご意見の内容
1	個人 1	(新聞記事の論評の形でのコメント)
<u> </u>	年金数理人	年金時事通信 10∼037 号 (作成日:2010 年 7 月 4 日) 「新年金 7 原則 政府まとめ」 2010 年 7 月 2 日 朝日朝刊 5 面
1 1		○「菅内閣が新たな年金制度の基本的な考え方をまとめた」という記事で、それらは、①全員が同じ制度に加入、②最低額を保障、③負担と給付の明確化、④安定財源で持続可能に、⑤
		消えない年金、⑥未納・未加入ゼロ、⑦国民的議論で制度設計の7原則である。
1 1		│○これに対し、2010 年 6 月 30 日付朝日朝刊 3 面の社説「与野党が歩み寄る契機に」は、「柔軟な基本原則」とする一方、2010 年 7 月 3 日付日経朝刊 2 面の社説「年金 7 原則では超党派協│
		議に不十分だ」は、「政権党には目指す改革の具体像を示す責任がある」とする。
		〇日経社説の主張も分からないではないが、政権党が自説に拘って超党派協議が無に帰した自公政権時代の「年金制度をはじめとする社会保障制度改革に関する両院合同会議」を考えれ
		ば、「まず一緒に席に着く」ことを重視した今回の基本原則提示は妥当である。
1		〇その上で、⑤⑥については、徴収および記録管理の問題であり、重要ではあるが、他の原則とは別次元である。これらについては、日経社説の言うように、「『歳入庁』の新設スケジュ
		一ル、加入者の所得把握のための共通番号制の姿」を早急に示すべきである。
1 1		〇また、⑦については、小泉政権時代の両院合同会議が、小泉元首相に「合同会議で検討中」という逃げ口実を与え、国会での年金制度の検討をむしろ阻害した轍を踏まないようにして
}		もらいたいが、与野党が立場を超えて国民的視点で協議するのは非常に有益だ。 6月15日 - 1875日 - 187
1 1		〇問題は、制度設計の具体化につながる残る4つの原則である。まず、「全員が同じ制度に加入」であるが、これは、公的年金の守備範囲をどこまでにするかに関わる。オランダのように、
1		│ 基礎的な年金のみを公的年金とする考え方も有力ではないかと思われる。 │ ○オランダの場合、基礎的年金は、国民のみが所得比例の保険料を負担し、定額の給付を受給することになる。専業主婦など所得がないものの保険料はゼロになるが給付は蓄積するので、│
1		Oオランタの場合、基礎的年金は、国民のみが所得に例の保険料を負担し、定額の結判を支給することになる。等来主婦など所得がないものの保険料はで口になるが結判は蓄積するので、 加入期間に応じた定額の年金が支給され、「最低額を保障」する必要はない。
		加入期间に応じた正観の年金が支給され、「販匹額を保障」する必要はない。 ○難しいのは、2階部分の被用者年金である。オランダでは、これを職種単位の職域年金とし、公的年金からは外している。だが、多くの国々では、これも公的年金と位置づけている。
i		〇難しいのは、2階部がの板用有牛並である。オランダでは、これを眼標単位の眼域牛並とし、公的牛並がらは外している。たが、多くの国々では、これも公的牛並と位置ラリアでいる。 むしろ、公的年金の沿革をたどると、被用者年金が起源であることが多い。
1 1		もしろ、公的年金の治単をたとると、被用有年金が起源とめることが多い。 ○難点は、事業主負担の位置づけである。この被用者年金を自営業者にまで拡張しようとすると、事業主負担のない自営業者は、被用者の倍くらいの保険料を負担しなければならなくな
		る。その強制は難しいので、自営業者は任意加入としている国が一般的である。
{		○ 「負担と給付の明確化」は、払った保険料に見合った給付ということであろうが、世代内でこれを追求すると、結局、高額所得者に有利な年金となり、「公的」の意味が失われる。世代
		内と世代間の問題を分けて論じる必要があるが、その議論や検討は乏しい。
		〇最後に、少子高齢化が急速に進む中で、「安定財源で持続可能に」するためには、消費税がよいのか保険料がよいのを、もっと詰めて議論する必要がある。その点で、菅首相の消費税増
(l		税検討提言は勇み足だが、7原則を基点にするのは、有益だと思う。
2	個人2 ,	今後の年金制度について大きな不安を感じています。 その理由は以下の3点です。
	無職	1 財政危機、年金制度破綻及び年金制度一元化による現行年金受給額の変更
1		2. 保険料未納者の増大と最低年金保障
ļ l		3. 過剰とも思える弱者救済への偏向対策
i I		新年金制度の基本的な考え方に先ず望みたい事は、新制度に移行する時、すでに現行制度により年金を受給している人の年金受給額の減額が生じないようにしていただきたい。
		現在年金以外に他に収入がない年金受給者の受給額の減額は、金額の多少に関わらず老後の生活設計そのものを根底から破壊します。
1 1		新年金制度においては、年金全額を税金で賄うことは不可能だと考えます。従って今後公平公正な年金制度にするためにはどんな形であれ保険料の徴収の継続は必要です。何らかの収入
		がありながら保険料を納付しない未納者が増大しています。これらを放置するとやがて老後に生活困窮者となりうる予備軍です。このことは個人所得の透明性を上げ納税者番号制度等の
		徴税制度の見直しと合わせ、保険料の強制徴収制度に変更する必要があると考えます。どのように年金制度を変えても、保険料の納付制度を続ける限り今後も年金未納は後を絶ちません。
ļļ		│日本は社会主義国ではありません。自己責任であることをもっと国が警鐘として鳴らすべきです。 │ 最低年金保障そのものを設けることは良いことですが、これも各個人の保険料の納付額に見合った保障にすることが大原則であります。このことにより正規に保険料を支払っている人│
	•	最低年金保障そのものを設けることは良いことですが、これも各個人の保険料の納り額に見合った保障にすることが人原則であります。このことにより正規に保険料を又払っている人 の年金額が減額される等の影響が出ないように配慮する必要があります。日本経済の低成長デフレ状態の中で、失業者や非正規雇用者が社会問題となるのは農業や製造業が衰退し、Ⅰ↑産
		の年金額が減額される等の影響が出ないように配慮する必要があります。日本経済の他放長アプレ状態の中で、大業有や非正規権所有が社会問題となるのは展集や装造業が衰越し、17 差 業等サービス産業が増大している世の中なので今後もこの傾向は続き避けられません。教育機関や就職希望者自体に厳しい変革を求められている時代です。従ってこれらの国の役割は、
1 {		乗寺サービス座乗が増入している世の中なのでう後もこの傾向は続き越けられません。教育協関や就職布皇有日体に厳しい変革を求められている時代です。従うでこれらの国の技制は、 産業の育成支援と就業支援を含めた教育制度改革で、弱者救済の名の下に行われている個人への生活支援金(生活保護費等)ではありません。財政困窮の日本経済を立て直す為には、国
		産業の自成支援と税業支援を含めた教育制度改革と、弱有权所の名の下に打力化といる個人への主治支援並(主治体設置等)とはありません。例以因素の日本経済を立て値り場には、個 の産業育成活性化と就職希望者一人ひとりに厳しい変革が求められている時代であります。
		以度本月 火/直は1 に、八帆仰王往 八いこう 取しい 久干が 小いつかくい もにい という にんしょう

個人3

団体役員

| 求められる慎重な検討 ―多くの加入者の権利に直結する超長期の年金制度―

今回初めて政府ベースの作業が公表されたが、中間まとめは著しく具体性を欠く。意見を提出するに際して、基本原則の中身は従来民主党が提起してきた考え方を下敷きにしていると 想像するしかないので、それと重ねて述べる。

民主党は 2004 年の年金改革法案、2007 年・2009 年マニフェストで年金改革案を示してきたが、これらは必ずしも体系性・整合性・説得性をもって示されてきたとは言えない。多くの 加入者の権利に直結する超長期の制度である年金は、選挙向けのスローガンとして扱うべきではなく実証的で慎重な論議・合意形成によるべきものである。

仮に大幅な制度変更を企図する場合は、現制度を維持すべきでない理由・根拠を実証的に示し、新制度の全体像とそれによって現制度の問題点がいかに解決されるか、新制度への移行 に要する時間とコストとリスクへの対処を明かにしなければならない。また、政府としてこれまで公的年金の加入者に約束してきた給付を履行することが前提でなければならない。

年金記録適正管理など制度の運用にかかわること(操縦)、制度の基礎的条件になる社会・経済をめぐる政策(海)は年金制度それ自体(船)とは異なるので、それぞれのレベルで論ず るべきである。

以下いくつかの問題意識・疑問を提示し、今後の検討に活かされることを期待する。

く一元的所得比例年金創設は必要か・可能か>

「全ての人が同じ年金制度に加入するよう一元化し、共通の所得比例年金を新設する」方向が示されているが、次の諸点はどう考えられているか。

- ▼① 現在所得比例分の無い国民年金加入者について、(国民年金基金の活用を超えて)被用者と同等の新たな保険料負担を求める合意形成は可能か。また、所得を捕捉し保険料を賦課徴収 する実務は可能か。
- ② これまで被用者年金を支えてきた保険料の事業主負担分は今後も主要な財源調達手段として維持すべきである。一元化する場合いかに継承するか。国民年金現加入者の事業主負担相当 分はいかに調達するか。
- ③ 共通の所得比例年金を新設したとき、それ以前の拠出履歴の差・積立金の取り扱いをどうするか。制度分立のもとで手直しを重ねて複雑化している年金制度の現状にはたしかに制度が 分かりにくいという問題(建て増し批判)はあるが、それぞれに履歴を持つ当事者がいる。白紙に絵を描くことはできない(全面取り壊しは不能)ので、60年を超える移行期間中はこれに新制度がもうひとつ加わり、より複雑化する。
- ④ 新制度を提起する場合、税率・保険料率などの負担と給付の水準、加入受給資格、中長期収支計画、移行過程の全体像が数値を伴って示されなければ加入者・受給者は判断の基礎が与 えられない。これらを示さない「構想」は混乱をもたらすのみで有害。
- ⑤ 年金制度という船は、それを浮かべる労働力人口・経済成長・労働分配率という海に規定される。人口政策・労働政策・経済政策が失敗すれば年金制度をどのようにいじっても持続することはできない。長い経過と多くの関係者がおり、大きな積み立て資金を有する年金制度を諸制度改革の「突破口」にするのは順序が逆で、年金は諸政策の帰結・到達点に基づいて検討されるべき。
- ⑥ 必要性・実現可能性に疑問のある全年金の一元化より、現行制度の下で被用者でありながら被用者年金から排除されている非常勤・パートタイムなどの非正規労働者を被用者年金に加 入させること及び被用者年金一元化をこそ急ぐべきである。

「消費税を財源とする1万円の最低保障年金創設」への疑問

「消費税を財源とする 7 万円の最低保障年金創設」の方向が示されているが、この課題は社会保障国民会議で論じられた「基礎年金の税方式化」と共通の問題点がある。加えて「所得に 応じた減額・停止」に関して具体論は不明である。

- ① 「拠出履歴を無視」「新制度と拠出履歴による重複払い」のいずれかをとらない限り新旧制度並存期間が生じ、新制度への完全移行には 65 年ほどの長期の移行期間を要し、移行管理のための大きなコストとリスクを生む。
- ② 加入者の権利意識の強い保険方式に比して、税方式は担税階層・財政当局による給付抑制が起こりやすい。
- ③ 制度が要求した保険料を納め終えた年金受給者は年金財源分の消費税により保険料の二重払いとなる。また、新制度における無年金者・低年金者・保険料免除対象者にも年金財源分の 消費税負担が生ずる。
- ④ 被用者年金保険料の半分を占める事業主負担は消費税方式化により家計に転嫁される。
- ⑤ 税方式化の論拠とされた「未納者問題」は、未納者が将来年金を受け取らないので保険収支外の存在となり、年金の収支を損なうことは無い。
- |⑥ 今後大きな財源が必要な医療・介護・保育・教育サービスにこそ消費税財源を充て、保険方式で安定的に財源を確保している年金はそれを継続すべきではないか。
- ⑦ 所得に応じた「最低保障年金」の支給停止・減額の基準は何か。適用する場合、既裁定の年金受給者の給付水準は変動するか。所得比例年金未納・未加入者にも支給されるか。
- ⑧ 7万円の根拠は何か。現行基礎年金額・生活保護基準との関連での説明が必要。
- ⑨ 所得比例年金・最低保障年金それぞれについて「マクロ経済スライド」の適用はどうなるか。(少なくとも基礎年金については廃止すべきではないか)

歳入庁と共通番号制度の導入への危惧

「国税庁と社会保険庁を統合して歳入庁とする」「税と社会保障の共通番号制度創設」の方向が示されているが、これらの検討に当たってはいくつかの前提が必要である。

		① 歳入庁の検討に当たっては、地方事務官廃止にあたって自治体の年金事務関与を遮断した法改定の影響を検証したうえで、実務的可能性とあり方の双方から検討すべきではないか。 ② 未納・未加入を無くす手段としては一体的徴収機関を作るより、職権による保険料減免を制度化したほうが効果的ではないか。 ③ 税と社会保障の共通番号制度創設が提言されているが、次の点が解明される必要がある。
		ア、番号とそれを基礎としたカードにより「税・社会保障の個人勘定」を設定して社会保障の給付抑制を狙う動きがあるが、これを認めることはできない。
1		イ、番号制により大量・詳細・加工可能に蓄積された個人情報が、為政者の悪意による使用、犯罪者による盗み・改竄にさらされた時生ずる市民の被害は深刻である。大きな損失を伴
		うにもかかわらず企業・行政で繰り返される個人情報の侵害発生はその絶対的防止策がありえないことを示している。
		ウ. 番号の新規付与には膨大なコストを要する。既存の番号を利用しようとすれば住基ネットが最短にあるが、仮にこれを用いるとすれば住基ネット制度創設時の反対意見に対して「使
[用を厳密に限定する」という政府の当時の約束は便宜的なものであったという悪例となり、政府・制度への不信を増幅する。
4	個人 4	(「道州民と、道州内の企業と、道州地方政府の3者が掛け金 or 資金を出し合って構築する道州民のための『社会保障制度 Social safety-net System(以下「セーフティネット」と言う。)』
	NPO 法人理事	Or 国民と、国内の企業と、国の3者が掛け金 or 資金を出し合って構築する国民のための『社会保障制度 Social safety-net System(以下「セーフティネット」と言う。)』
		について考える。(試 案)」と題した提案をいただきました。紙面の都合上、提案の内容は掲載を省略させていただきます。)
5	個人 5	・年金制度はあまりにも複雑なので、一元化することが良いか悪いかわからない。
	自営業	・人生が長くなり、かつ多様化しているので、制度が国の元で一元化されたとしても、多様化に対応できる制度、人生の中で苦しい時期を切り捨てない制度としてほしい。年金はセーフ
[ティネットであるという認識による制度。
		・多様化に対応するために、番号化・1T化が進んだとしても、個々の国民に対する窓口が、例えば1Tに不慣れなお年寄りや、年金に加入する20歳の若者にも、わかりやすく開かれ
		たものになる組織の在り方。単なる効率化では年金行政はうまくいかないと思います。
		・個々の事例から生じた問題を丁寧にすくい上げ対応してこなかった事が、現在の国民の年金に対する不信感・未納などにつながっていると思います。一元化したシステムの中でも、個々
		の現場で生じた問題に丁寧に対応できるようにしてほしい。 「アルケスト・ストロル・カースト・ストロート・ストロート・ストロート・ストロート・ボート・カート・カート・ストロート・ストロート・ストロート・オート・ファント・ファント・ファント・ファント・ファント・ファント・ファント・ファン
		・厚生年金本人負担分は、使用者と折半でも給与に占める割合が高いと感じます。使用者も大変だけれども、労働者も使用者も共に負担する仕組みは一元化されても維持してほしい。
	m L a	・社会保障と税に関わる番号制度については不安があるので、拙速な実施はやめてほしいです。慎重な検討をお願いします。
6	個人6	「改革に当たっての留意事項」について
	地方公務員	(中間まとめ) ○ 現行制度から新制度への切り替えに当たって、新制度の給付は新制度発足以降の期間を対象とするわけですので、現行制度のもとで支払われた保険料に対応する給付(過去期間分給付)
		O 現行制度から新制度への切り替えに当たって、新制度の転行は新制度先足以降の無間を対象とする427ですので、現行制度のもとで又近2720に保険料に対応する結び、過去無間が振行だ とは別に考えることになります。そのための費用をどのように取り扱うかについては、旧制度と新制度をいったん明確に区分した上で、その負担をどのように分かち合うべきかを検討
		したほうが、負担に対する理解が得られやすいと考えられます。
		(意見)
		へること
		現行制度のもとにおける給付は、支払われた保険料をはるかに上回り、世代間の不公平は明白である。
		このような欺瞞を続ける限り、若い世代の納得は絶対に得られない。
		若い世代の納得が得られない年金制度は必ず崩壊する。
		「1. 年金一元化の原則」について
		賛成。
		「2. 最低保障の原則」について
		生活保護との整合性を図らなければならない。
		「3. 負担と給付の明確化の原則」について
		(中間まとめ)
		負担と給付の関係が明確な仕組みにすること
ł		・ 公平に負担を分かち合う観点から、所得に応じて保険料を負担し、その実績に応じて年金給付を受けられるようにします。
		(意見)
	,	反対。公的年金は、最低保障部分に限定し、所得比例部分は民営化すべきである。
- 1		国に年金運用能力がないことは既に実証済みであるから、国の関与は最低限にとどめなければならない。
		最低保障部分については、社会政策として国の関与が正当化できるが、所得比例部分については、国の関与を正当化する理由がない。
		「4、持続可能の原則」について
- 1		若い世代の納得が得られるよう、現在給付を受けている世代にも給付引き下げ等の負担を求めなければならない。
i		持続可能性の大前提は、若い世代の納得である。

		与人创建设在原理中发生。1.2.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1
		年金制度が如何に変更されようとも、現在給付を受けている世代がなんら負担を負わず、若い世代の負担方法が変わるだけであれば、若い世代の納得は得られない。
		これまでの年金制度の変更が、全て世代間の不公正を解消するものではなかったことは、若い世代は完全に見抜いている。
		だから、年金未納は解消せず、むしろ拡大している。年金問題の根本的問題は、世代間の圧倒的不公平である。これに手をつけない限り、持続可能な年金制度は絶対に実現できない。
		「5. 「消えない年金」の原則」について
		税と統合し、経費節減を図らなければならない。
	,	年金問題の根本原因の一つに、厚生労働省が、管理能力がないにもかかわらず、事務を手放そうとしないことにある。
		今回の新年金制度の検討は、厚生労働省ではなく内閣が行っているのであるから、是非、厚生労働省から年金事務を取り上げなければならない。
		厚生労働省が年金事務を所管していることは、国民にとって最大の不幸である。
		│「6. 未納・未加入ゼロの原則」について
		年金保険料徴収事務を廃止することにより、厚生労働省の所掌事務を縮小するとともに、職員を削減しなければならない。
		「7 国民的議論の原則」について
		 賛成。ただし、安易なポピュリズムに走らず、現在の有権者の利益ではなく、将来の世代を含めた国民全体の利益を考えなければならない。
		その他
		毎回抜本改正といいながら、小幅な修正に終始していては、国民の信頼はますます失われていく。
		現在給付の引下げによる世代間不公平の是正、報酬比例部分の民営化、厚生労働省の関与の廃止。
		これがなければ抜本改正とはいえないし、年金問題は絶対に解決しない。
7	個人7	○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
,	会社員	た人に対しては必ずプラスアルファの給付が行われるようにしないと、保険料を納付するモチベーションは上がらず、結局は未納者は減らないどころかむしろ増えるものと思われる。
	太江兵	なお、最低保障年金がそうした仕組みだとすれば、当然ながら財源は全額税金とすべきなので、その点を踏まえたうえで国民の理解を得られる水準を提案すべき。
		はお、取除体件主ができるには他がたとうもは、当然ながら対抗には主政化量とデーとなって、その派と語かったとうだく自然のなが、というパーとによっても
		 〇自営業者以外の者についての保険料の企業負担のあり方をどのように考えているのかが不明である。
		ひ目呂来省は外の省についての保険料の足来負担のありたっととのようにあたているのが、イザリといる。 もしも企業負担が存続するのなら、自営業者についての企業負担相当分は誰が負担するのか。自営業者に求めることは著しい負担増になりかねないため避けるべき。
		もしも正未負担が行続するのなり、日本未日にラいての正未負担相当のほぼが見足するのが。日日末日に水のもことは日もの見に相にありからなりたの題がもって。
		│ │○労働力人口の減少、高齢者の増加が進む中で、現行のような賦課方式を続けるとしたら、保険料の引上げや税負担割合の増加を行わない限り、財源確保は難しくなっていくはずなので、
	/m -	今後の議論においては「安定的財源の確保」「持続可能な制度」を十分に裏付けるだけの現実的な将来財政シミュレーションを示すべき。 -5-ページ<2. 新たな年金制度創設の必要性>項目中・(深刻な未納・未加入問題)上段文にあります「負担能力が乏しい人」と「国民年金法第6章 費用(保険料の納付義務)第88条 被
8	個人8	
	(記載なし)	保険者は、保険料を納付しなければならない。」の兼ね合いについて考えてみました。
		「社会奉仕活動による保険料の納付義務控除」は、如何でしょうか。国内の環境が恒常的に整備されていれば、勤労者のモチベーションが良い状態で保たれ仕事能率も上がるのではない
		かと考えました。わたしは長期の闘病生活により '類稀な履歴' を持ち、優秀な方々でも困難な就労を絶望に近い状態にしています。そこで、私は就労できている家族へのサポーターと
		なる事にしました。自分は無価値なのではないか、と思う時期があったからこそ見えてきた '自分に出来る事'です。卑近な環境の話ですが、興味を持ってみますと仕事は山のようにあ
		り、家族との関係は惨めな患者と困り果てた患者の家族からセーティ・ネットワークの関係性へと変化いたしました。
		卑近ではない例としまして、社会奉仕活動による控除を考察する資料を以下に載せます。
- 1		新韓(シンハン)銀行は、1日「社会問題化しつつある信用不良者(=信用格付け「不良」の人)の信用回復を支援するため、社会奉仕活動をすれば信用を回復できるプログラムを8月3
		日からスタートする」と発表した。同プログラムによって、銀行が推薦したボランティアセンターで奉仕活動を行い、確認書を提出すれば、1 時間当たり 2 万ウォン(約 2000 円)ずつの
		延滞金が減免される。市・郡・区など基礎自治体が運営している全国 138 のボランティアセンターの確認書も有効だ。こうした方式で貸出金を全額返済すれば信用不良リストから削除さ
		│れる。期限は、年末まで。銀行側は「無条件な貸出金の帳消しは、信用不良者の回生意志を高めがたく、モラルハザード(道徳的危険)を誘発できる」とし「意志はあるが返済能力のな
		い顧客が、奉仕を通じて社会に寄与し、銀行は信用回復を支援することによって、信用不良者を減らし、銀行の長期的な営業条件も改善する、との趣旨」だと話した。
		また、参考程度に社会奉仕活動での兵役免除についても資料を載せます。
		統合後のドイツ
		兵役拒否者は兵役に代わって、老人介護施設での介護作業に従事などの社会福祉事業や環境保護活動、消防活動などに奉仕することが求められている。
	·	
		個人的なセーフティ・ネットワーク作りを地域社会へ範囲を拡大する事が社会システムを整備する事で可能になるのではないか、と思い付きました。家事や奉仕活動など、面倒でつまら

なそうと思われるかも知れませんが人間としてシンプルな生き方が出来て乙なものです。

この美しい国に公園や目的別の公共施設が整備されている事を、私は当然だと思いません。それは、メンテナンスが知識と技術と労働力を必要とするという事を日々実感しているからです。国内環境への国家的労働力を賃金換算しましたら、保険料納付と一部代替したとしても全体のバランスは取れるのではないでしょうか。未納付者の納付喚起に資金を注ぎ込み、その為に従事する者を強化してもゼロだった未納付者の懐をマイナスへ向かわせる社会保障となりかねません。

これに取り組む難しさの一つは、相手に敬意を払ったチーム・プレイが必要不可欠である事です。私が生きている限りでは森羅万象の全てにおいてプロである人間と出会った事はありません。自ら他部門に壁を作ってしまう事は、自分自身を孤立化させ身動きが取れないチーム・メイトとしてしまいます。

もう一つの難しさは、未納付者が個別の問題を抱えているからこそ未納付者となっているだろうという点です。有能で御金の使い道に困っている学生が、自らの意志によってボランティア活動をする訳ではありません。問題によっては医療スタッフが介入しなければ危険な未納付者も存在すると予測されます。また、未納付者が社会保障の意義を深く理解できる '日本人としてサバイブする為の教育システム' が必要です。その上で、彼らに何が出来るのかを鋭く見極め適材適所に人材を生かす采配が重要となります。また密な連携と伝達によって、受け入れ側がプラス思考を継続できる方法が大切です。

これらが機能するには識者・専門職を多く必要としますし、安定して定着するまで個人的には生存し続ける自信がありません。しかし、挑戦してみた事が水の泡となる事はないだろうと 思いま。なぜなら、私たちは平等に年老います。年を重ねる事で、ちょっとした問題が体に少し出てきたりベールの様な見当識障害が見え隠れしてくる可能性があります。それらの、と ても自然に歳を重ねてゆく人々が社会参加してゆく時でも応用可能だからです。

-1-ページ 1.(1)(長寿化・高齢化)より「超高齢化人口減少社会の到来が避けて通れないものとなっており、これを前提として、社会や経済の仕組みを考えていかなければ」というヴィジョンが示されております。このロジックと 2010 年のテクノロジーを組み合わせる事で、突破口は生まれないでしょうか。現在、福祉系サポート機器などが世界にも誇れるくらい高機能・高性能に技術向上なされていると感じます。 2010 年「生研公開(駒場リサーチキャンパス・キャンパス公開)」では、先端技術研究センターで伊福部・田中研究室「人間情報工学・バリアフリー機器を触ってみよう」で多種多様の問題解決方法が提示されました。これらを手の届かない美術品としてだけ置いておくのではなく存分に活用すれば、これから成そうとしている「新たな年金制度」に掛かるストレスは軽減されるのではないかと思います。人間は道具を使って成長し、不可能を可能にしてきた歴史があります。そして、どう使うかは人間次第なのです。

9 個人9

(記載なし)

素人の思いつきで意見させていただきます。不勉強、認識不足で誤った事を申し上げるかもしれませんがご容赦ください。

↑先日報道でついに未納率が40%台超えたことを聞きました。一応、若者と言われる世代から言わせて頂くと、年金を納めたくないというよりは、

- ・年金を納めて大丈夫か
- ・メリットないじゃん
- ・高い金額払うより無理ない範囲で民間の個人年金入った方が生活が楽
- ・支えあいっていうけど、じいちゃんばあちゃん年金もらいすぎじゃん(実際 20 代の大手企業の基本給並みにもらってる・・・)

など、周囲の声はこうです。

社会保険庁の不祥事から一気に年金機構に対する信頼は失墜したと思いますが、一番の問題はこれから年金を納めていく若者が収めたいと思う魅力的な年金制度を設けないと駄目だと思います。

中間まとめの冒頭に「、将来の社会経済の姿がどうなるかということも考え合わせながら、検討していかなければなりません。」~基本原則までの内容含む)、と記載してありますが、それはあくまで国が考えていればいい話しであって、収める側は知る必要がないと思います。必要なのは、収める側がどうやったら収めてくれる仕組みづくりかできるかだと考えます。制度の確立の話し合いなのかもしれませんが、収めてくれなければ話しになりません。個人的には、「収める立場に立った創造的な仕組みの確立」などが基本原則の中に欲しかった気がします。

1~7の基本原則がありますが、年金を1本化することは賛成です。ただ、一本化の中にもサービスをわけるなど創意工夫があってもいいのではないでしょうか。 例えば、

- ・月額1 万円コース、2 万円コースなどのプランの多様化。コースに応じた将来の受給率110%など、国がきちんと将来予測をして、最低保障率を設ける。100%収められるよう になれば将来の経済予測に頼らずともある程度の試算が可能ではないか。
- ・支払い方法の多様化。現在も年一括払い等はありますが、電子マネーやクレジットカード個人事業者等の対応をもっと増やす。 など。

あと、今必要なものは、年金を納めることに対する意識づけを中長期的に行う戦略を策定すべきだと思います。

それなりに金額がかかることだとは思いますが、いくらネット社会になったとしても広告媒体の認知率は今でも TV が 1 位です。うまいことタレント等を利用し、生命保険等の CM のようにイメージの刷り込みが必要ではないでしょうか。それと同時にネットを利用した無料で配信可能なツールを用いた多角的な政策が必要なので はないでしょうか。

話がそれますが、同じ国家戦略室内で IT 戦略も実施されてると思いますが、現在の産業はすべて IT 基盤の上に成り立っています。年金手帳の電子化も必要ですし、部分ごとのシステムではなく、真に繋がった国家クラウドの創設、また、それを誰もが簡単に利用できる基盤づくりが早急に必要だと考えます。まずは国が国内公共向けのクラウド を完成させ、それを元に官民一体となって世界に対抗できるクラウド基盤を設けていく必要があるのではないかと考えています。

年金制度の策定のみに留まることなく、収める側の視点にたった柔軟な制度ができる事を期待します。 10 個人10 団体職員 業種、業態をどのようにグ ループ分けをするのかは、 かなり幅広い議論が必要と 思います RIA īā ル種 你产品 伐各 を草 1 2 別 所得比例に近い部分 單名 決態 フ腕 167 15 - 88 14 が圧棒の (2 業種業務ごとの保険料 めこ 55 M 净 る病病 ると けよ / 毎韓 715 1 1~2年程度で変更可能 非正規労働者の 聖 理問 き書館 すう入事 ための革金の劇 にする 保 年 (国民任金 想と 降 金 自助努力 基金は存続) か等 50 基礎年金 最低保証 第3号被保険者 第1号被保険者 第2号被保険者 部分) 7万円前後 を目指す 月 20 基礎年金の財源は、保険料・現在よりも低い定額保険料・一社会保障目的税など。厚生年 金、共済組合は、すべて統合する。その上で再度、グルーフ分けをする。現在の制度の骨格 學終驅她圧触が を残しつつ、日本の経済状況を考慮の上のたたき台です (保険料を下げることにより、未 最終的には65才に 納、未加入が減少すると予測した場合 厚生年金基金は、業種業態別保険料年金に組み入 引き上がるため 65時空江町を導入 れること、(実質、統合する すべきだと思いま 泰基本的に、制度を運営していくにあたり、日 3号被保険者も、130万~103万未満で、働いている人が、予測として多いと思われるので、若干の負担をお願いする (できれば、 本年金機構だけではなく、国税庁、労働局、市 区町村、民間委託企業の、今まで以上の協力、 連携が必要だと思います。 所得比例で) 1 1 個人11 今の日本は、少子高齢化がどんどん進み、人口構造が逆ピラミッド化しつつある状況にあります。 無職 このような人口構造の変化の中にあって、現在の若年者が高齢者を扶養する「世代間扶養の社会保障制度」は、そんなに遠くない将来、行き詰ることを国民の誰もが直感的に知ってい ます。 この問題を解決するためには、現在の若年者が高齢者を扶養する「世代間扶養の社会保障制度」は止めて、「全国民助け合いの社会保障制度」に改革する以外に解決の方法はないのです! また、年金制度は全国民一元化し、最低保証の年金給付額を生活保護の給付水準以上に設定すると共に、働かざる者食うべからずの原則に基き、年金給付額の最高限度額を学卒初任給 水準程度に設定するべきです。 さらに、年金財政の長期的安定を図るため、経済的に自立できる高齢者への年金給付は止めることも検討すべきです。 そして、「全国民助け合いの社会保障制度」を実現するための方法は、大きく次の2つの方法が考えられると思います。 第1の方法が、社会保障制度の主な財源を、若年者から徴収する「社会保険料」ではなく、全国民から徴収する「消費税」に変更して、少子高齢化がどれだけ進んでも持続可能な社会 保障制度に改革する方法です。 第2の方法が、社会保障制度の主な財源を、「若年者から徴収する社会保険料」ではなく、「若年者と経済的に豊かな高齢者から徴収する社会保険料」に変更し、少子高齢化がどれだけ 進んでも持続可能な社会保障制度に改革する方法です。 ただし、第1の方法では、医療保険制度や介護保険制度ではあまり難しい課題は発生しないと思うのですが、年金制度では解決しなければならない難しい課題がいくつも想定されます。 例えば、「年金給付額は、全国民一律の額にするのか?」、「制度の移行・切替はどの位の期間をかけて、どのようにするのか?」、「企業が今まで負担してきた従業員負担分と同額の社会 保険料は免除されるだけで、その分国民が消費税で負担増になるのか?」等、です。 また、第2の方法では、高齢者の反発が予想されることと、高齢者の経済的な豊かさをどのように評価すれば良いのか、所得だけではなく、預金や固定資産などまで評価するとしたら 具体的にどのように把握して評価したら良いのか、が難しい課題になります。 いずれにしても政府は先ず、少子高齢化の現実を冷静に受け止めて、現在の若年者が高齢者を扶養する「世代間扶養の社会保障制度」を、少子高齢化がどれだけ進んでも持続可能な「全 国民助け合いの社会保障制度」に改革することを宣言するべきだと思います。 そして、その実現方法の提案を国民から募って、超党派で国民的合意を形成しつつ、厚生労働省が中心になって、抜本的な社会保障制度改革を始めるべきだと思います。

12 個人12

無職

1、 憲法25条に立脚した年金制度の確立が急務

「中間まとめ」は、現在の年金制度の問題点を「とりあえず改善しよう」という域を出ていない。年金制度は、老後保障が基本でなければならない。働くことができなくなった高齢者に対し、最低の生活が保障される内容でなければならない。この制度では、「118万人と推計される」無年金者は放置されたままである。

2、「年金一元化」は、できるのか。

保険料負担を前提とした制度のもとで「年金一元化の原則」を実施しようとすれば、「高い給付を求めれば高負担」、「高負担がいやならば低給付」の制度とならざるを得ない。はたして「年金の一元化」は実現できるのか。

3、 年金財源に消費税増税は不適

「持続可能の原則」の中で、「安定的財源の確保」とあるのは、これまでの経過から見て、「消費税による」と解されるが、「年金一元化」の内容も明らかにされていない状況で、財源 問題をうんうんする段階ではない。消費税は、老後保障という年金制度の財源としてはもっともふさわしくない。

4、 いま、最も重要なことは「最低保障年金制度」の実現

「新たな年金制度」を検討するならば、いま緊急に必要なのは、「118万人と推計される」無年金者に年金を支給すること。国民年金の受給者の平均月額が4万8千円など、生活保護法に満たない低年金者の引き上げを緊急に実施することではないか。すなわち、保険料の支払いに関係ない、一定の年齢に達した場合には誰にでも支給される、例えば、月額8万円の最低保障年金制度をつくることである。無年金者などを放置して、どのような年金制度をつくろうとしているのか、「哲学」が見えてこない。「新たな年金制度の基本的考え方について」の内容では、国民の期待する年金制度にはならないだろう。

13 個人13 年金受給者

1) 新たな年金制度の基本的考え方について 概要①

概ね納得がいきますが、2050年ではなく2055年頃とし、人口は9千万(8.2~9.91千万)人まで減少等とした方がよりインパクトが有るのでは。

2) 新たな年金制度の基本的考え方について 概要②

新たな年金制度を"創設" する事が必要。と在りますが全面的に賛成です。

但し 現在多くの案が提起されていますが、より積極的に改変しなければ再度の改革が必要になるのではないでしょうか。

<基本原則> 若干 異論が有ります。 貴客に対比して私案を述べます。

	貴 案	私案
A)	- (なぜ区分するのか?)	現行制度から新制度へ移行可能な事。(唯一の必要条件)現行制度の被保険者をそのまま継続すると数十年掛る。
B)	①年金一元化	給与所得者も自営業者も同じ比率の保険料を預託し、規定年齢に達したならば同じ年金を受取る。(保険料はその年の推定平均余 命で算定など。) 当然夫婦単位の制度は個人単位に切り替える必要がある。
C)	②最低保証	生活保護等年金制度以外で処理。
D)	③負担と給付の明確化	支給開始時迄の負担(保険料)総額は、支給開始時の平均余命で計算された年金総額と等しくする等 誰でも計算可能にする。
E)	④持続可能	預託を受けた保険料総額を年金総額として支給するのであれば当然持続可能。 (預託するので徴収されるのではない。) (各年度ごとに、物価指数・平均余命の伸びを保険料に反映。)
D)	⑤消えない年金	預貯金通帳の様な物で本人が金融機関を通じて預託。預託残額と同時に予想年金月額を表示するなど預託者の便宜を。
E)	⑥未納・未加入ゼロ(徴収と云う言葉に疑問)	年金預託手帳に年金番号を付与し、各種証明書・手続きには年金番号を必須条件とし年金番号を取らせる。
F)	⑦国民的議論	現状では積立方式についての試案が無く、私案の様に国民一人ひとりの責任で自分の年金に責任を持つ様な案に対する議論は起こり得ないのでできれば若年層の意見を聞きたい。
G)	-財源問題-	政府保証の預託金であり、各年度の年金支給総額をカバー出来れば残余は国債の償還等自由に使える筈。年金額の上限を外す等 預託金を増やす工夫をすれば如何。

従来 積立方式年金制度は物価上昇に対して補償が難しいとされていたが、当年度の物価上昇率により次年度の預託保険料を改定すれば僅かの差で預託者の負担は大きくならない。 また 収入のある間は保険料の預託を受入、年金支給時期を遅らせ(年金支給金額を大きくし)、その年度の預託額を増やせれば年金支給資金にも余裕ができる筈。 添付私案では 厚生年金以上に優遇された年金加入者の移行の検討は制度が判らずやっていない。

持続可能の原則の中に "若い人などでも負担できる保険料"とありますが、私案では千円/月以下ではないかと考え 300円/月、600円/月の保険料での税金の投入量の検討をしてみました。

現行の国民年金保険料は少なくとも積極的に保険料を拠出しようと思う金額ではないと思います。

自発的に保険料を預託しようと思わせる制度でなければ制度を維持できないと思います。

魅力ある制度として、例えば低位の年金受給者には12月にプラスアルファーを支給するなどどうですか。

私案で最大の疑問点は女性の年金受給額が男性のそれより多いので保険料が上がるのをどう処理するかが判りません。女性の平均余命が大きい事をどの様に考えておられるのでしょうか。 以上

P.S. 基礎年金に報酬比例部分の二階建て方式に固まりつつあるので、全く観点の変わった方式を私の様な素人ではなく若い専門の方が検討して頂けたらと願っています。 (添付ファイル 略)

14 個人14 税理士

- 1. 我が国社会経済の変化と見通し
- (1)人口構造等の変化
 - P1の最後に

>O 日本の将来は、このような超高齢人口減少社会の到来が避けて通れないものとなっており、これを前提として、社会や経済の仕組みを考えていかなければなりません。 とありますが、例えば、高齢者は少ない年金であっても物価の安価な海外で豊かな人生を過ごし、国内に若年層の外国人労働者を呼び込んで労働者人口を増やすといった考え方は議論されていないのでしょうか?荒唐無稽だと一笑に付されるかも知れませんが、年金は危機的な状況にあると言われています。それが本当であれば、あらゆる選択肢が模索されるべきです。 結論ありきの誘導的な内容になっているような気がします。

(2)働き方の変化

P3の(労働力人口の将来推計)のところですが、労働力人口が減ってきたことで焦った国家(官僚)が、男性だけでなく女性も、そして若者だけでなく老人をも「働きたくなくても」 働かざるを得ない状況に追い込んでいき、それが少子高齢化に拍車をかけ悪循環を生んだといった反省はないのですか?

託児所を作ったところで少子化はとまらないと思いますし、地域で子供を育てるとか、そういったきれい事を言う前に「家庭でちゃんと子供を育てられる」環境をつくっていくべきなんじゃないでしょうか?

例えば夫婦共働きになり、それなりに給料をいただいておれば社会保険料や年金保険料は増えるでしょうが、逆に、家庭で子供を育てる時間は削られます。

加えて言えば、所得税の収税機能が落ちたのも、従前はその世帯の所得は一家の主が全部稼いでいたから累進税率により適正な税収があがっていたところ、共働きすることで、極端な話、 世帯所得はそのままで、夫婦二人に所得が分散してしまうことにより、低い累進税率で課されてしまうといったことが起きていることも一因としてあげられると思います。 従って、

|>活力ある経済社会を維持していくためには、女性や高齢者をはじめ、すべての人が意欲と能力に応じて働くことのできる環境整備に努めることが重要です。

というのは「なんとかして保険料をかき集めて、今そこにある年金支払をなんとかしたい!」という、いわば借金取りに追われている債務者の心理から出た施策のような気がして間違った方向性であるように私は感じます。

P4の(非正規雇用の増加)のところでは

>グローバル化、サービス化、1 T化等に伴う先進国共通の問題として

などと書いていますが、経済界(大企業)の意向を受けて?ヘッドハンティングなどといった言葉でもってアメリカのようにスキルアップしながら職を転々とする方が生き方として良い のだといった刷り込みやプロパガンダがたれ流され、終身雇用(退職金)をやめるといった方向性を容認するような流れになった頃からおかしくなった話であることを説明できていません。

あと、消費税の導入もあって本来は仕入税額控除できない人件費をどんどん派遣などの非正規雇用に切り替えることで、大企業を中心として、節税や労務リスクの軽減を優先し国民の 老後や生活を切り捨て顧みなくなるような風潮がまん延したことも原因のひとつであると思います。

グローバル化やサービス化やIT化で安定雇用が失われるのなら、その方向性は目指すべきではないということになりますが、政府の施策はあいかわらずそちら一辺倒であり、自己矛盾しています。

若年層の非正規雇用者の増加については、ゆとり教育(愚民化政策)などの問題もありますし、学校の先生や警察といった権威のこき下ろしといったマスコミの風潮も一因となって、 中途半端に豊かな親のもとで、甘やかされた若者が大量輩出されたことが要員ではないかと推察します。

P4の(転職の増加)のところでは

・転職する人が増加しているから「生涯を通じて学習や職業訓練等を行うことが重要になっています。」と結論づけていますが、これでは転職すること自体は諦め認めているように見えま す。

製造業に限らず、サービス業であっても技術や能力というものは長期間にわたり一定の仕事にたずさわることによって培われますので、継続雇用をもっと推進すべきであり、付け焼き 刃の技術や知識を訓練させたり学習させたりすることが日本の将来にとって、若者や女性にとって、必要な施策であるとは到底思えません。 ファーストフード店のアルバイトに偏見があるわけではないのですが、例えば、ファーストフード店のアルバイトのように、マニュアルさえ読んで覚えておけば、なんとか業務がこなせる、といった程度の仕事しかできない人間ばかりになれば、日本は終わりです。

そのマニュアルを作成するのは一部の優秀なエリートか、ちゃんと国策として自国の人間の将来を考えている国から来た経営者やスタッフだということになりかねません。どうぞ危機 意識を持って、ひとつひとつの問題を考えて下さい。

年金制度の話ではありますが、つまるところはそういった無策な状態が今の現状を生み、年金制度の破綻を招いているわけです。単にカネをかき集めて配るための仕組みを考えれば良い という話ではありません!

2. 新たな年金制度創設の必要性

P5(非正規労働者には対応できない国民年金)のところで

>このような人は、老後、自営業者並みの給付(国民年金だけの場合、老齢基礎年金の平均月額は約4.85万円)しか受けられないため、安定した老後を送るための収入としては魅力 >が乏しく、若いうちに保険料を納める意欲も低下しがちです。

とありますが、認識が非常に甘いです。非正規雇用者だけの問題ではなく、自営業者も今や同じ状況だという認識が必要です。

P6 (新たな年金制度の創設が必要) のところ

>制度が分立し、累次の改正で複雑化して一般の国民が理解することが困難になっている現在の年金制度を存続させることは困難であり、簡素で公平な新たな年金制度を創設する必要が>あります。

という結論ですが、新たな年金制度は創設しない、という方法もあるのではないですか?

年金制度自体がそもそも永続的な経済発展と人口増加を前提としなければ成り立たない、制度を創設した当時の人間にだけ都合の良い制度であったことはもはや国民にはバレてしまっています。少子高齢化を前提とした場合に世代間扶養など成り立たないことは自明です。もちろん、国家が非常に優秀な資金運用の達人を使って、国民から集めた金を二倍にも三倍にも確実に増やしてくれるのであれば話は別ですが、そんなことができていたらとっくの昔に財政赤字など消えているはずです。

現在の年金制度はそもそも制度的に無理があったということで、既得権者にもご協力をいただきながら発展的に?制度廃止し、あとは完全に税方式で、本当に困っている人だけを対象と した相互扶助制度に変換すべきではないか、といった方向性は全くないのですか?

そのあたり、説明や議論が全然足りていないように思いますが、いかがでしょうか?

これについては次の

〉(改革に当たっての留意事項)

>○ 現行制度から新制度への切り替えに当たって、新制度の給付は新制度発足以降の期間を対象とするわけですので、現行制度のもとで支払われた保険料に対応する給付(過去期間分給 >付)とは別に考えることになります。そのための費用をどのように取り扱うかについては、旧制度と新制度をいったん明確に区分した上で、その負担をどのように分かち合うべきかを検 >討したほうが、負担に対する理解が得られやすいと考えられます

の記述とも関連します。

ここでは簡単に言えば、既得権益は守って、若者にだけ負担を押しつけますよ、と言っているようなもので、到底若者の同意は得られないでしょう。

有権者の多くは高齢者ですので、既得権益を削ると言った話をしたくないのはわかりますが、最初にも述べたように、本当に年金制度が危機に瀕していて、国家財政が危機に瀕しているのであれば、まず真っ先に、年金と国債という既得権益にメスを入れるべきです。そこから的を外した議論では真剣みがないというか、無責任です。

消費税などの税金を財源にして「税制」で手当をするという話も出ていますが、相続税の課税強化や公的年金への課税強化など、既得権者に対する課税を別途強化するのでない限り、 「税制」での手当は今後の日本を担っていく若者に対する負担の先送りにほかなりません。

現在、小学生や高校生の子供には、まだ参政権はありません。その子供達が「税制」により将来的に負担を押しつけられることが「今」わかっていながら、何も文句を言えないという状 況にあるというのはいかがなものか、と、私は思います。日本の国民は、大人として、自ら責任をとるべきです。

P6の(改革に当たっての留意事項)の最後の2項目ですが、前者

>O 年金は国民生活に深く関わる重要な制度であることからすれば、生活保護など他の社会保障制度、税制、雇用・労働政策、子育て支援、住宅政策など幅広い分野の制度との整合性を >図りながら改革を進める必要があります。このような意味で、新たな年金制度の創設に取り組むことは、幅広い社会制度の見直しにつながる「改革の突破口」と言えます。 については、新年金制度をつくるのか、年金制度自体を発展的に解消するのか、もう一度議論をした方が良いと個人的には考えます。

後者

>○ さらに、以上のような新たな年金制度を構築するためには、現在、政府において検討を進めている、社会保障と税に関わる番号制度の導入が不可欠です。

については「新年金制度に関する検討会」の会合の議論を見ても「不可欠です」と結論づけられるような議論はなく、逆に、番号制度など導入しても解決手段にはならないといった意見が出ているのに、それに関する記述がパブコメの頁から得られる内容には一切書かれていないことなど、非常に誘導的で問題があります。

もしも不可欠だという結論が出たのであればその理由をお聞かせいただきたい。

番号制度は現在の所、国民にとっては「あればなおよし」といった程度の利便性しかなく、その反面、プライバシーの問題などいったん事故になれば取り返しがつかないリスクをもたらすものであり、例えば給付付き税額控除のための所得捕捉にしろ、所得比例年金のための所得捕捉にしろ、共通番号がない現状でも実施が可能であることは言うまでもありません。 そもそも、番号制度については「これを挿入すれば全ての所得が網羅的に把握される」といった誤解がまん延しているため、まずは「事業所得は捕捉しない(できない)」といったところからきちんと国民に説明すべきです。

さらに言えば現在は所得(フロー)よりも資産(ストック)の世代間格差や勝ち組負け組間の格差が拡大しており、所得のみに応じて保険料負担を課した場合はかえって負担の不公平を 招く恐れがあり、その意味においても現在政府において検討を進めている「社会保障と税に関わる番号制度」は有効に機能しえないことは明白です。

「不可欠」などという記述は明らかに世論誘導的で、かつ、現在の税務行政全般を「役に立たないものである」と否定することにもつながり、いかがなものかと思います。

国民をミスリードする可能性が高い情報を掲示してパブコメを募集することは今後避けていただきたいですし、今回のパブコメにおいても資料の訂正と説明を加筆した上でもう一度パブコメをやり直していただきたいくらいの気持ちでおります。

3. 新年金制度の基本原則

7 つの基本原則ですが、まず

- > 1. 年金一元化の原則
- │〉 全国民が同じ一つの年金制度に加入すること
- > ・ 違う職業の人、すなわち、サラリーマンでも、自営業者でも同じ年金制度に加入することとなるように、新たな年金制度は現在のように職域ごとに分立させずに、一つの制度としま > す。この結果、仕事が変わっても年命制度が変わらず、面倒な手続も不要になります。
- >・また、人々の生き方や働き方が多様化する中、年金制度は、個人の選択に有利または不利な影響を与えず、中立で公平な制度とします。

については、理想はわかりますが、先ほども述べたように「全ての所得」を正確に捕捉した上で各種所得をどのように調和させて保険料の「課税標準」を設定するかといった問題があり ますし、所得だけではダメで、資産も把握しなければ本当は不公平であるといった点で、所得比例年金の一元化には無理があると思います。

また、それならいっそ、年金保険料など別途徴収せずに、金融所得も含めた全ての所得を総合課税にして公平な税にした上で、全部税金(所得税)でまかなえば良いということにもなり ます。これなら今まで通り、国税庁にがんばってもらって、社保庁(というか日本年金機構)は廃止するということで行政サイドもスリムになり、一石二鳥です。 所得税の所得再分配機能を取り戻すことを税制改正大綱でうたっていますが、その趣旨にも沿うのではないかと考えます。

次に、

- > 2. 最低保障の原則
- │> 最低限の年金額の保障があること
- >・ 最低保障年金によって、高齢期において少なくともこれ以上は受給できるという年金額を明示します。
- |〉 ・ 人生設計の予測が難しい社会において、高齢期に一定額の最低保障年金が受給できることを明らかにすることにより、高齢期の生活設計を建てられるようにします。 | ですが
- > 3. 負担と給付の明確化の原則
- │> 負担と給付の関係が明確な仕組みにすること
- **> ・ 公平に負担を分かち合う観点から、所得に応じて保険料を負担し、その実績に応じて年金給付を受けられるようにします。**

との関連で少し疑義があります。少子高齢化の流れの中、世代間扶養の考え方に限界が見えてきて、若者には「俺たちは沢山負担させられて、しかも将来、もらえるかどうかもわからない」という不満ないし不安が生まれています。

そしてそこから不払いなどの問題が生じたため「世代間扶養ではなく自分が負担した分に応じて自分がもらえる方式に変えるんだ」ということを打ち出して安心させようとしているわけですが、どうもうさんくさいです。「守れない約束」「守る気がない約束」のように思えます。

先ほども触れましたが、例えば自分が負担した保険料は「国が責任を持って増やすために管理運用をするだけ」なら上記約束を守ることはできるかと思いますが、「他人への年金支払い に充てる」ことを禁止しないのであれば、結局は将来、若者が年金をもらう年齢になった頃には財源が足りなくなって約束を守れなくなることは目に見えているのではないかという気が します。

あと、

> ・ また、年金給付の財源のうち、保険料を充てる部分と税財源を充てる部分のそれぞれの役割を明確にするなど、簡素でわかりやすく、透明性が高い仕組みとします。

この部分は 所得比例の保険料を原資にした比例年金+消費税を財源とする基礎年金 という使い分けだと思いますが、年金一元化の場合、比例年金部分は先にも触れたように所得捕捉が統一的に行われないとかえって不公平な制度になります。

そしてこの所得捕捉を正確に行うために「番号制度」が必要だといったニュアンスで「不可欠」だという記述になったのかと思いますが、これも先に触れたように、そもそも番号制度は 事業所得などの捕捉を予定しておらず、限界があるという批判への反論が今の所どこにも出てきていません。

現行制度においても「給与」が一定額以上であると年金給付額が減額されるという制度がありますが、「給与」を下げて「地代家賃」などの別な形で支給すれば所得は変わらないのに満額 支給されるといった不合理な取扱いになっており、このあたりの問題が解決されないまま番号制度を導入することだけが先行することは非常に問題があると考えます。

極論を言えば、個人事業主を制度上廃止(事業所得や事業性の雑所得を廃止)して、事業は法人しか行い得ないことにして、事業性の所得は法人から得る給与所得か配当に強制的に転換させるとか、そこまでは行き過ぎなら、個人事業はみなし法人とし、事業所得は個人事業主の給与所得+配当とみなす、とかいった方策をとらないと、制度がうまく回転しないのではないかという気がします。(ま、これをやったとしても所得捕捉の問題は結局残りますが)

次に

> 4. 持続可能の原則

- > 将来にわたって誰もが負担でき、安定的財源を確保するなど、持続可能な制度とすること
- > ・ これからの超高齢人口減少社会にあっても、将来にわたり安定的な財源を確保するなど、持続可能な制度を構築します。
- > ・ また、所得の低い若い人などでも負担できる保険料とします。

の部分ですが、安定的財源=消費税を想定 という前提で言うならば、消費税は安定的でも持続可能でもないと思います。

現在はなんだかんだ言いながらまだ日本の事業者には多少の余裕があるので「赤字で担税力がなくても税金をとれるように考えた外形標準課税を加味した付加価値税」である消費税であっても何とか払える企業が多いだけの話だと思います。税率が上がって5%が10%になったら「到底払えない」という企業が出てくることは避けられないのではないかというのが実感です。

先にも述べたように、消費税は最終消費者への転嫁ができてはじめて「消費者が負担」していることになるので、逆進性緩和の話の前に「完全に転嫁できる仕組み」が必要なのですが、 実際には消費者との力関係で転嫁ができないケースが多々あり、決定打はないというのが現実です。低税率で広く薄く課すのであればまだしも、高税率になると自らかぶらなければなら ない部分が増え、非常に苦しい立場に立たされるという現実を知って頂きたいと思います。

消費税率が高い国は、非課税品目や免税品目を多くしていますが、これは最終消費者である低所得者層への配慮、いわゆる逆進性の緩和という意味だけではなく、たぶんに「消費税を完全に転嫁できる力のある企業や商品」には高税率、「消費税を完全には転嫁できない力のない企業や商品」には低税率ということで使い分けをしている面があるのではないかという気がします。(そうでないと小さい企業はみな倒れて、消費税という税制の最大の要である「最終消費者への転嫁」が機能しなくなり、制度が機能不全に陥ってしまいます)

さらに言えば、高齢化社会が進むと「年寄りはカネをあまり使わない」といった現在の一般的な年寄りの消費傾向が変わらない限り、消費はのびなくなります。所得も金融所得などを除き増えないでしょうから、結局は資産課税に移行せざるを得ないという話になるかも知れませんし、結局は再度年金制度を見直すといった話になるかも知れません。 それまで日本の財政がもてば、の話ですが。

次に

| > 5. 「消えない年金」の原則

- > 年金記録の確実な管理と加入者本人によるチェックができる体制とすること
- > ・ 年金記録を確実に管理し、加入者に定期的に保険料徴収状況や将来の受給見込額などを通知することにより、加入者が自ら年金記録をチェックできる体制を作り、年金記録問題の再 > ・ 発を防ぎます。

ですが、これに関しては年金独自の番号制度を導入して管理するのはいいかなと思いますが、所得比例の保険料情報などはイコール所得情報ですので、個人情報保護の絡みから言えば問 題があるかも知れません。

> 6. 未納・未加入ゼロの原則

- > 年金保険料の確実な徴収により、無年金者をなくすこと
- > ・ 保険料と税金を一体的かつ確実に徴収し、年金制度への未納・未加入ゼロを目指し、結果として無年金者をなくします。

先にも述べましたが、保険と税金を一体的に徴収するのであれば保険料をなくして税金に一本化すれば良いのではないかと思います。年金保険も任意加入でなく強制加入なら実質的には 税金と同じですので、複雑化した社会保険制度は廃止して、税に一本化するということも考える余地があるのではないかと思います。

このあたりは歳入庁構想ともからみますが、省庁再編時には、どちらの公務員をリストラするかという話になるので、調整は難しいかと思います。

最後に > 7. 国民的議論の原則 |> 国民的な議論の下に制度設計を行うこと |〉・ 年金は、国民にとって最も身近で不可欠な制度であると同時に、長期的な制度であることから、党派を超えて、国民的な議論に基づき改革を進めます ですが、これは当然ですので、よろしくお願い致します。 今回のパブリックコメントのような、一部恣意的な内容で「〇〇ありき」の議論をするのではなく、日本国民の英知を結集して、よりよい未来をつくるためにはどうすれば良いのかをゼ ロベースで考えるべきだと思います。特に、既得権益の問題にメスを入れること、これは必須です。 I 1. 年金一元化の原則、2. 最低保障の原則、6. 未納・未加入ゼロの原則、7. 国民的議論の原則について 15 個人15 団体職員 1. 年命一元化の原則については賛成です。国民皆年金が浸透し、また社会構造が変化し、第3号被保険者の役割は終えたと感じます。また第1号被保険者の負担が重いと感じます。 2.最低保障の原則は重要だと思います。ただ、その移行に関しては現行制度と整合性をとりつつ、変化を最小限に抑え、移行時の混乱を防ぐ工夫が必要であると思います。 フ、国民的議論の原則に関しても賛成です。給付や負担の急な変化は、保険料や税率に大きな変化を起こす可能性があります。国民の合意の下に進めて頂きたく思います。現在の制度で は、未納、未加入、学生納付特例、若年者納付猶予等に該当しない限り、国庫負担として基礎年金の満額の1/2が税方式で拠出されています。(国年法85条)新制度から急に負担 が増えることのないように、現制度と同等の最低保障から開始して、ソフトランディングをした上で、徐々に必要に応じて変更して欲しく思います。また、最低保障額や負担額を変 更する際は、国民の合意を得て進めて頂きたく思います。 6. 未納・未加入ゼロの原則も替成です。しかし、サブタイトルに少々違和感があります。「年金保険料の確実な徴収で無年金者をなくす」とありますが、現在の年金制度では、保険料の 徴収率を上げるだけでは無年金や低年金の問題は解決しないケースもあります。なぜなら、以下に図(※1参考)を添付しましたが、学生納付特例や若年者納付猶予に該当している 第1号被保険者も、国庫負担がない為に低年金になる恐れがあります。保険料を納める資力がない未納者にも、学業優先の学生にも、仕事に就けない若年者にも、社会的な弱者であ るからこそ、1/2の国庫負担をして老後を保証するべきだと思います。弱者のための社会保障制度です。弱者切捨ての社会保障であっては意味がありません。未納者、学生納付特 例該当者、若年者納付猶予該当者も、園庫負担の対象に加えるだけで、現行の国民年金制度を少しだけ修正だけで、月3.3万円の最低保障年金を実現できます。月3.3万円では依然 として低年金の問題が残りますが対策を以下Ⅱで述べたいと思います。 (※1 参考 略) Ⅱ 3. 負担と給付の明確化の原則、4. 持続可能の原則、5. 「消えない年金」の原則について 3. 負担と給付の明確化の原則については、未納問題の解決に寄与すると思い、賛成です。保険料未納の原因のひとつに経済的に困難で払えない、という問題があります。また、拠出額 に対して受給額が小さいなら、銀行に預ける方が得だと思う人がいます。これらの現状は保険料の納付率低下や低年金者増大などマイナスの影響を及ぼしています。 ですが、これを逆手に取れば無年金や低年金の解決策が薄っすらと見えてくる気がします。それは、貯金するより保険料を納める方が得だ、と容易に認識できる制度を作ることです。 課題の一つ目は、貯金した場合と保険料を納めた場合の損得を比較可能にすることです。課題の二つ目は、保険料を安定的に運用し、預金よりも有利な給付を実現することです。 課題の一つ目を解決するには、貯金と同様に、積立額を確認可能にすればいいと思います。以前、年金通帳の話をテレビで見ましたが、それに銀行の通帳のように額を印字します。ま た、受給額は、貯金の取崩しと同じ概念で、積立額÷平均余命だと分り易く感じます。蛇足ですが、死亡一時金は、例えば積立額×1/10とするとシンプルで分り易く感じます。また、遺 族基礎年金の受給要件は、例えば、夫・妻の区別なく、片親に対して、子供が大学を卒業する年度まで支給する、と男女平等化・簡略化をすべきだと思います。 課題の二つ目を解決するには、貯金の場合ではできない所得再分配が役に立つと思います。具体的には、積立てた年金保険料の運用益を低額の納付者に集中的に分配することです。例 えば、¥10,000/月の保険料を上限に単利4%/年の利払いを約束するとします。そして、¥10,000/月を越える部分の保険料に対しては無利息とします。すると、例えば保険料¥5,000 /月を 20 歳から 60 歳までの間、40 年間納付した場合、元本は 240 万円、利息は 245 万円となり、合計で 485 万円となります。(※2参考) 65 歳からの平均余命を 20 年とすると、約2万 円/月の年金を受給できます。 I で見た最低保障 (現行の満額の 1/2) 3.3 万円/月と合わせて 5.3 万円/月を用意できます。 また、例えば、保険料¥10,000/月を20歳から60歳までの間、40年間納付した場合、元本は480万円、利息は490万円となり、合計で970万円となります。(※3参考)65歳からの 平均余命を20年とすると、約4万円/月の年金を受給できます。1で見た最低保障(現行の満額の1/2)3.3万円/月と合わせて7.3万円/月を用意できます。 元本が2倍になって戻って来るなら、5 千円や1万円を工面しようと頑張るかもしれません。高額の納付者にとっては、貯金と比較して無利息分で損しますが、許容範囲だと思います。 また、恣意的に納付額を低く抑えることを防ぐために、雇用形態や所得形態等に関係なく正社員、契約社員、パートの給与所得でも、事業所得でも、退職所得でも、譲渡所得でも、年間 の全ての所得に対して一定の率の保険料を徴収すべきだと思います。また、中小企業の負担軽減に配慮し、労使折半ではなく全額個人負担にすべきと思います。 4. 持続可能の原則も賛成です。現制度と新制度の連続性がなくなることが危惧されます。現在の基礎年金は1/2が税方式、残りの1/2の大部分が保険料賦課方式です。新しい制度

ついては、高額受給者の減額で調整すべきです。やはり、一定の世代に過大な負担が偏らないような配慮が必要だと思います。

で、例えば 1 / 2 が税方式、残りの 1 / 2 が保険料積立方式になった場合、今の受給者が、賦課方式で賄われている部分の財源が不足するという問題が起こります。その不足分については、先ほど、労使折半ではなく全額個人負担にすべきと申しましたが、例えば、当分の間は、個人負担分の保険料と同額の保険料を事業所からも徴収し、個人負担分については、自分が受給する際に取り崩す為の年金の原資の積立に当て、事業所負担分については、現在の受給者の財源に当てる等の方法も効果的かもしれません。ただし、その方法は現役世代から人件費や雇用を奪っていると言い換えることができます。なので、現役世代の雇用を守る観点から、補填を終了する期限を明確に提示するべきです。事業所による補填が終了後も不足する分に

		5.「消えない年金」の原則については、新しく年金通帳を交付する方法がいいと思います。そして年金通帳やキャッシュカードからいつでも入金できる仕組みが利便性があると思います。 また、給料等から源泉徴収された保険料は翌月には、確認できるようにすべきと思います。 (※2・3 参考 略)
l	個人 1 6 t会保険労務 士	「滞納事業所の管理制度の創設を」 現制度における、厚生年金保険料の保険料滞納は放置出来ない状況があります。然るに、新年金制度においても、事業主が保険料負担する仕組みは当然に存在し続け、むしろ、現行より、 更に過大な負担となる可能性があります。その際、問題として浮上するのが、保険料滞納問題であります。私は、その対策、対応措置として、滞納事業所の管理制度を創設することを提 案します。事業経営が立ち行かなくなった場合、会社更生法、民事再生、和議、事業再生ADR等様々な対応が法的になされます。しかし、これらの法的対応は、事実上、大企業、中堅 企業に対しての措置であることは論を待たないところであります。しかも、これらは、人の問題を度外視し、産業政策としての規律であります。債務超過に陥りながら、年金保険料を支 払い続けた大企業、反面、黒字でありながら、年金保険料を滞納する小規模事業主があります。これは、財務、金融上における事業体の能力及び金融機関その他の周囲の対応が異なるこ とと、そして、なによりも税金や労働保険料より額の大きい医療及び年金保険料支払い不能に対する法令上の措置が抜け落ちていることが大きな原因であると考えます。そこで、社会保 険料滞納中小零細企業管理制度とでも云うべき制度により、滞納した場合に、従業員の年金権その他の社会保障を担保することを軸として、事業方針、従業員の権利保全に公が関与する 方策を出動させるものであります。具体的方策は控えますが、中小零細企業版保険料滞納に特化したADRとも云うべき政策の創設、導入であります。
	教員	 ①年金・優後・介護・屋用・労災までセットした保険料を、税金と同時に国税庁が復収する予定はありますか制度の簡素化、職業による格差の是正、種類により未加入・滞納の防止、袋切コストの削減、公務資料減 ②多様な複雑な制度全般を理解している国民・議員・公務資は少ない。高校本業までに、20・30 時間程度の社業保険教育を取り入れる予定はありますか。選挙権を持つ人への啓免なくして、ねじれ国会は防げない ②多様な輸金方に対応できる年金の一元化 ①一元化とは、厚生と共済をまとめる他、所得比例年金を自営業などにも導入するのですか ②生み職を分に対応できる年金の一元化 ①一元化とは、厚生と共済をきとめる他、所得比例年金を自営業などにも導入するのですか ③当本経証中後・所得をどのように投えるのですか。特に自営業 ③基金・確定拠出の扱いはどうなりままか ③一元化施行前の年金は保証されますか(まじめ食担した人への復報) 3、最低保証年金・グラマネを防ぐ ①現役世代の見担労の前に、高齢者の持てる金融・固定資産を活用すべきではないか(年金だけの検討りで考えすぎ)上記を活用後に最低保証年金の導入、または審査の扱しい生活保護をお納得した場合ではないか(年金だけの検討りで考えすぎ)上記を活用後に最低保証年金を導入、または審査の扱しい生活保護の対象がらながせますか。生保は64歳までなど(場所得金は从の未加入まではペナルティを設けられないがる前の会別を指しませんか(3)高齢者に国保保証年金を考入するなら、一部外国のように生活保護の対象からはがせますか。生保は64歳までなど(場所得金には、加入記録に基づき個人に支給して、遺族年金をなくす。(場所総金に長にはついるの人、大婦で見るのか不明(3)年級の人、大婦で見るのか不明(3)年級の人、大婦で見るのか不明(3)年級の人、大婦で見るのの本の人、大婦で見るのの本の人、日本の人、大婦で見るのの本の人、日本の人、大婦で見るのの本の人、日本の人、日本の人、日本の人、日本の人、日本の人、日本の人、日本の人

		⑧働ける人の多い3級と一時金を廃止する。
1 1		6, 消えない年金・詐欺行為 ①社会保険力量が遵えが遅れる理由(内閣は連1)
1		①社会保障カード導入が遅れる理由(外国は速い)
1		②わかりにくい報告書(定期便)は無きに等しいのではないか
		③年金は複雑すぎて社労士でも間違える。簡素化できないか ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
1 1		④年金事務所には社労士などの資格者を採用した方が効果的ではないか。研修を簡素化できる
		⑤死亡者・偽障害者の年金受け取りに罰則が必要ではないか。無期返還、返せない人には地域清掃・植林等の労働義務
		7. 国民的議論
1 1		①国民の意見交換会は各地で開催できないか。有効にするために、事前の基礎知識が必要ではないか
		②調査など、知識のない利己的・整合性のない意見を言う人を集めても仕方がないのではないか
		③メールで意見募集するときは、項目別にした方が整理されるのではないか
18	個人18	まず、そもそも<新たな年金制度創設の必要性>として、大きく以下の2点を挙げられていますが、これらの解決策として何故<新たな年金制度創設が必要>であるのかがよく分かり
	会社員	ません。
1 1		① 職業によって制度が分立しているため、制度間格差や移動手続が面倒といった問題が発生
 		② 国民年金の未納・未加入問題は深刻で、老後の低年金・無年金につながるおそれ
		①について
1 1		これは「年金通帳」を作れば各自が簡単に年金記録を確認できるようになるのだから、基礎年金番号が各自に割り振られた現在では、わざわざ制度を一元化する必要性があるのでしょ
1 1		│うか?このように必要性が極めて低い上に、業態の異なる自営業者と会社員の所得補足の基準の統一はできないので、無理やり「一元化」にこだわってしまうと、将来的な制度の不満や│
1		不信感が高まることにつながり、新たな年金不信の問題を生み出すことになります。
		②について
·		収に取り組むことが政府のとるべき「責任ある行動」ではないのでしょうか?
1		また、<新たな年金制度創設の必要性>について次のような「わかりやすさ」も理由に挙げております。「制度が分立し、累次の改正で複雑化して一般の国民が理解することが困難にな
1 1		っている現在の年金制度を存続させることは困難であり、簡素で公平な新たな年金制度を創設する必要があります。」
		しかし、現在の年金制度は、それほど複雑な制度なのでしょうか?
1		ベースの制度はシンプルなものですし、何より<新たな年金制度>が並存することになれば、より複雑化し、一般の国民が理解するのはさらに困難になります。
		しかも、仮に<新たな年金制度>に移行したとしても、その<新たな年金制度>についても、経済情勢の変化などによって累次の改正は必ず必要になる時が訪れると思いますが、その
1 1		ときも同じ理屈で、さらなるく新たな年金制度>を作ることで、しのぐことになるのでしょうか?はっきり言って、一見すると聞こえのいい「わかりやすさ」という名のもとで、これ以
		上制度を複雑にすれば、国民が混乱し迷惑です。さらに「公平」とは、具体的にどのようなものなのでしょうか?これも「わかりやすさ」と同様で、一見すると聞こえのいい「公平」と
		いうのも、所詮は「幻想」に過ぎません。他の諸外国の例を見ても、多くの国民が納得できる「公平」が担保されている状況を作り出すことには至っていません。表面的な聞こえのいい
1 1		言葉ばかりを並べる一方で、結局は今以上の混乱を生み出すことに何の意味があるのでしょうか?
		また、<新たな年金制度創設の必要性>について(非正規労働者には対応できない国民年金)も理由に挙げております。
		しかし、これはく新たな年金制度>の実現にかかわらず、「被用者年金一元化法案」をできるだけ早く実現すれば解消され得る話ではないでしょうか?
1 1		まずは<新たな年金制度>とも矛盾しない「被用者年金一元化法案」を一刻も早く成立させることが弱者救済のために政府がとるべき「責任ある行動」ではないのでしょうか?
1 1		以上のように、<新たな年金制度>を作ることの必要性が見えてこないばかりか、むやみに新たな問題を生み出そうとしていたり、一刻も早く行動すべきことを先送りしているだけの
		無責任な状態だと感じました。
19	個人19	掲題に関して、以下の通りいくつか気のついた事項がありご連絡申し上げます。
'	(記載なし)	まず、新年金制度創設の必要性について、米国の年金との比較で考えると明解ですが、日本の場合、「消えた年金、浮いた年金」を惹起した不適切な事務態勢の改善という事項を明示的
	THE THE O'	に立てる必要があると思料されます。すなわち、米国にあってはご高承の通り、「Social Security Number」を全国民にアサインし、税金事務とリンクさせていること、加えて定期的に国
		から加入者へ納付記録を送付していることにより、日本のようなまったく馬鹿げた大量の「消えた年金、浮いた年金」が起こりようもない管理態勢を構築しています。なお、日本のよう
		「に職業により制度が分立していないため、日本の団塊の世代に相当するベビーブーマー世代が年金を受給する時代の到来を迎えても、後述の通り財政的な問題には直面し始めているもの
		の、制度そのものの改正論議は耳にしません。(注)
1 1		次に、<新年金制度の基本原則>中の項目①から⑥までは、まさに創設する「新年金制度」の基本的なありようを表していますが、項目⑦は、こういった現行制度を見直し、新制度を
		確立する際の取組み方針、ないし取組み姿勢のことでしょう。したがって、並列して記述するのは適切ではないと思料されます。
		最後に、一部の表現は加筆修正を要すると思料されます。
		AARIT BPY/AANDMATRACE / WEWITCHUM / 0

以上を踏まえて、以下ご提案申し上げます。

<新たな年金制度創設の必要性>は、<新たな年金制度創設が必要な理由・背景>に変更し、次の通り大きな三つの柱を立て、その下で具体的な不適切事象を列挙する。(下図Ⅰご参照)

- 1. 制度分立のもたらす不適切事象への対応
- 2. 現行制度創設時に想定していた社会や経済のありようの大幅な変化がもたらす不適切事象への対応
- 3. 不適切な事務管理態勢等がもたらす不適切事象への対応

その次の<新年金制度の基本原則>は、「基本原則」と記述する以上、もう少し抽象的な表現とし、かつ、前述の理由・背景に、基本、対応するよう記述順を変更する。(下図 II ご参照) <新年金制度の基本原則>中の⑦の項目は削除し、別の大項目(例:<改革に当たっての基本方針>)を立てて記述する。

一部に適切でない表現があり加筆訂正する。(下図皿ご参照)

図Ⅰ

<新たな年金制度創設が必要な理由・背景>

- 1. 制度分立のもたらす不適切事象への対応
 - ① 制度間格差が社会一般の受容限度を超えるまでに拡大していること
- 2. 現行制度創設時に想定していた社会や経済のありようの大幅な変化がもたらす不適切事象への 対応
 - ① 制度の持続可能性に相当な懸念が生じていること
 - ② 年命未加入および保険料未納が老後の生活設計の困難さをもたらしかねないこと
 - ③ 納付と給付の不明確な関係が年金未加入および保険料未納を助長していること
- 3. 不適切な業務運営・事務管理態勢がもたらす不適切事象への対応
 - ① 過去の不適切な業務運営が生み出した大量の「消えた年金」の解消に向けて多大なコスト負担=税金支出をもたらしていること
 - ② 面倒な諸手続きや加入者にわかりにくい用語使用により、国民・国の双方に無駄な労力や時間の消費をもたらしていること

図Ⅱ

<新年金制度の基本原則>

- 1. 公平性の原則
 - ① 全国民に加入が義務付けられる公的年金制度は、単一のものとすること
- 2. 安定性・信頼性の原則
 - ① 将来にわたって、誰もが負担できる保険料水準とする、安定的財源を確保するなどにより、 当該制度を持続可能なものとすること
 - ② 全国民の加入と保険料の徴収を確実なものとして将来的に無年金者を生まないこと
 - ③ 最低限の年金額受給の保障があること
 - ④ 国は国民の加入・納付状況を適切に記録すること
 - ⑤ 第三者の専門家が定期的に制度の安定性や運営の適切性を検証する態勢とすること
- 3. 透明性の原則
 - ① 自己の加入・納付記録の適切性を加入者本人が検証できる態勢とすること
- 4. 効率性の原則
 - ① 加入者にとって簡便でわかりやすい取扱いとすること
 - ② 無駄の無い業務運営・事務管理の態勢を構築すること

図皿

	
加筆訂正を要すると見られる表現	改善提案
・・・移動 <u>手続</u> が面倒といった問題が発生	「 <u>手続き</u> 」と表記するのが適切です。
国民年金の未納・未加入問題は深刻で、老後の低年金・無年金につながるおそれ	論理的には「加入」・「未加入」がまずありきで、その次に「納付」・「未納付」となるのではないでしょうか。
	したがって、「国民年金の <u>未加入・未納</u> 問題」
① 年金一元化の原則	「同じ一つの」との表現は今一です。
全国民が同じ一つの <u>年金</u> 制度に加入すること	以上から「全国民が加入する <u>公的年金制度</u> は単一のものとすること」(単一であれば同じものです。例:ユーロという単一
	の通貨)
② 最低保障の原則	「 <u>年金額受給の保障</u> があること」の方がより正確な表現でしょう。
最低限の <u>年金額の保障</u> があること	
⑤ 「消えない年金」の原則	「体制」と異なり、仕組みと取扱いの双方を含むものとして金融庁がよく使う「態勢」の方が良いでしょう。
年金記録の確実な管理と加入者本人によるチェックができる体制とすること	

| (注)個人的に米国から受領した最近時 (2010 年 6 月 30 日付け) の「Your Social Security Statement」では、以下の通り本制度が財政的危機に直面しており、その制度維持のための改善 善措置が必要である旨を記述して加入者に公知しています。(後略)

20 個人20

会社員

私は、公的年金制度を検討する際、次の2点が重要だと考えます。

- ・公的年金制度は日本の社会経済を基盤とする上部構造であること
- ・制度設計の問題と管理運営の問題とを分別すること
- これらを踏まえ、社会経済情勢や制度の管理運営に帰す現状の問題点を排除していくと、制度設計面で必要な改革が明確になっていくのではないかと考えます。
- これまでの公的年金制度に関連した議論の中心は年金記録問題であり、これは管理運営の問題として、日本年金機構を中心に引き続き信頼回復を進められればよいと考えます。また、年

│金制度の将来が懸念される要因のひとつに少子化・高齢化といわれる将来の人口構造の趨勢があります。どのような年金制度を構築しようとも、現役世代が労働によって生み出した付加 │価値で引退世代を支えていくという負担と給付のマクロの構造は変わりませんので、この問題は(年金制度を超えた)社会経済上の政策なしには解決しないと考えています。

前記を踏まえると、まずは現行制度の設計面での論点を洗い出し、改善策を検討すべきだと考えます。その中で、パラダイマティックな変更の要否を判断すべきです。私は現行制度の修正(パラメトリックな改正)で多くの点は解決できると考えていますので、「現行制度を存続することは困難であり、新たな年金制度を創設することが必要」と議論が飛躍してしまうことに違和感を持つとともに、上記の方針が年金制度の「問題」の解決に有効なのか、極めて疑問に感じました。

今回の基本原則を拝見しますと、明確にはされていないものの、以下の大きな方向性が滲み出ているという印象を受けました。

- 1. 基礎年金の税方式化して最低保障年金とする
- 2. 報酬比例年金を全被保険者に拡大した上で概念上の拠出建て制度による所得比例年金を導入する

概念上の拠出建てに関しては、(改革に当たっての留意事項)の最初の項目の記述から推測しました。

基礎年金の税方式化に関しては、前政権が社会保障国民会議にて検討した蓄積がありますので指摘は致しませんが、その実現可能性に関して大きな困難が伴なうと理解しています。概念上の拠出建て制度による所得比例年金の導入ですが、日本の将来人口推計に適用した場合、急激な人口減により、概念上の拠出建てを導入しても制度は順調に推移しません。前述のとおり、現役世代の生成する付加価値を受給者に分配する構造を考えれば、小手先で給付算定式をいじっても、事態は変わらないのは容易に想像できます。加えて、第1号被保険者に所得比例年金を導入する場合、保険料の賦課ベースについて充分な議論をしないと、4000千万人の被用者年金被保険者や報酬比例年金の記録分割の対象となる1000万人の第3号被保険者の報酬比例年金に対して、意図しない設計変更の影響が出るのではないかと懸念します。

現行制度の否定から出発する年金の議論は公的年金制度に対する国民の不安を煽ってしまう影響があることに思いを致し、是非とも超党派で前向きに議論していただくことを期待します。そして、意思決定の際には、具体的な設計にもとづくシミュレーションを実施し、アセスメントを経ることが不可欠であると考えます。

21 個人21 会社員

1. 改革の方向性について

(1) 年金一元化について

基本原則①で示されている公的年金制度一元化の方向性は良いと思いますが、実施可能性、その影響について慎重な検討が必要だと思います。被用者、自営業者をひとつの制度に適用するためには、政府による自営業者の所得の把握について、被用者の所得の把握と概ね公平であるという認識が国民の間に定着することが大前提であると思います。これは納税者番号制度のような国民総背番号制度を導入すれば即できるというものではなく、それにより公平感が国民の間に醸成されることが必要です。韓国は被用者と自営業者を同じ制度に適用していますが、やはり被用者から自営業者の所得の把握が公平でないという不満が出ています。それはかなり激しい議論に発展する可能性を秘めており、「こんな不公平な制度は要らない」という感情論にまで発展する可能性があるようです。このようなことにならないように所得の把握についての公平感が国民の間に定着したことが分かるまで待つ必要があると思います。それまでの間は、とりあえず被用者年金だけを一本化することが第一歩ではないでしょうか。

(2) スウェーデン方式について

基本原則②、③はスウェーデンの概念上の拠出建て制度(NDC)と最低保障年金を念頭に置いた提案だと思いますが、これには次のような問題点があると考えます。

- (ア) 現在の厚生年金から NDC に移行した場合、最低保障年金に絡まない受給者間では却って年金額の格差が拡大します。定額部分がなくなり、報酬比例一本の制度になるからです。しかも生涯平均給与の高かった人ほど年金額が高くなる、というおかしなことが生じます。これを防ぐために、報酬の上限を低くしてほとんどの人が最低保障年金を受ける形にしましても、低くした報酬上限を超える人々の負担が減ることになり、 この減った分を個人個人が賃金上昇率程度の利回りで運用すれば報酬上限を低くしなかったときと同等の金融資産を獲得することになり、年金制度で格差が顕在化しなくても、個人の金融資産の形で格差ができることになります。このようなことから、現在の厚生年金の枠組みを維持する方が格差の少ない年金になりますので、スウェーデンの NDC に移行することには反対です。
- (イ) わが国の少子高齢化は世界に類を見ないスピードで進行していますが、財政均衡を図るために、NDCに移行しましたときにはスウェーデン方式の財政の自動均衡措置を導入することになります。しかしながら、スウェーデンの財政の自動均衡措置は合計特殊出生率が1.8 程度あり、相当数の移民の流入も見込む前提で作られています。これではわが国の少子高齢化のスピードには緩い枠組みになり、財政がいつまでも安定しないことになります。一方、現行の厚生年金制度にはマクロ経済スライドが導入されており、少子高齢化の進行には対処するメカニズムが整っています。従って財政運営面からも、わざわざスウェーデン方式に移行する理由に乏しいと思います。マクロ経済スライドも長期のデフレという環境変化に直面していますが、これも現在の枠組みの手直しで解決できると思います。
- (ウ) 保険料を納めることができるのに納めなかった人に、結果として報酬比例年金が少なくなったので最低保障年金を支給するというのは、正直者が馬鹿を見る結果となり、公序良俗に反することになると思います。したがって保険料を納められる人とそうでない人を識別する必要がありますが、そうであれば現行の第一号被保険者に対する保険料免除制度と変わらなくなり、わざわざ新しい制度に移行しなければならない理由に乏しいと思います。中間まとめで、新しい制度に移行しなければならない理由として、今の国民年金が非正規雇用の受け皿のようになっていることを挙げておられますが、非正規雇用の問題は年金制度以前に雇用制度、賃金制度の問題であり、グローバル化を理由とした行き過ぎた賃金のダンピングの問題を解決することがまずやらなければならない課題だと思います。これが解決すればこの問題は概ね解決できると思います。あとは保険料免除制度の改善などにより解決できると思います。新しい枠組みに移行する必要はないと思います。

2. その他

(1) 制度の複雑化について

中間まとめでは、現行制度は累次の改正で複雑化していることも新しい制度を必要とする理由に挙げておられますが、ここで新しい制度に移行しても更に一層制度が複雑化するに過ぎ

	年金生活者	(1)過去(1970 年頃)と現在を単純に比較しているが、当時(1970 年頃)40 年後の「現在」、80 年後の「未来(2050 年頃)」をどう展望していたか詳らかにしていない事は「検討会」 の上から目線であり、基本的な欠陥と考える。
24	個人24 年全生活者	1
<u> </u>	/Block	の負担を求め、最初にも掲げましたが消費税などで国民に押しつけない方向を基本にすべきです。
		そして、「持続可能な制度の構築」という点では、必要な財源は、大企業などが国民の労働によって大きな利益を上げ内部留保金などを過剰なまでに積み上げているわけですから、応分のなり、サイン・アファイル・アイル・アイル・アイル・アイル・アイル・アイル・アイル・アイル・アイル・ア
		いずれにしても、制度設計をもっと具体的に提示し、全ての人たちが、現状より改善につながり合意がはかれる案を示して国民的な検討を深めていくように要望します。
		にうたわれている「国民の最低限度の生活を、生存権を保障する」、つまり少なくとも年金者組合などが言っている月額8万円の最低保障年金制度を創り上げるべきです。
		厚生、国民、共済年金を所得比例年金に一元化するとしていますが、国民的な合意や納得を得るためには全体が一致できるような案でないと相当な困難を伴うと思います。憲法25条
		きです。
		トが示していた最低保障年金の完成が40年後というようなことでは生活の見通しが立ちません。具体的な解決策を提示すべきですし、無年金・低年金に対する措置はただちに実施すべ
		すれば、私たち国民は消費税増税を担ちれることになりより。 また、今回の基本原則には、具体的な内容や実施の時期は明示されていませんが、最も救済が急がれる現在の無年金・低年金の人たちはどうなるのでしょうか。先の民主党マニフェス
		両節者や貝しい人はと貝担か重くなる消貨化を尤くることは基本的に矛盾します。したかって、年並州源に消貨化を尤てることには反対です。そうしなければ、年並の水準を上げようと すれば、私たち国民は消費税増税を迫られることになります。
	(記載なし)	∤ まず第一に、年金は、経済的弱者を支えるものです。財源については今回の基本原則では触れられず、「将来にわたり安定的財源を確保する」との表現にとどまっていますが、低収入の │高齢者や貧しい人ほど負担が重くなる消費税を充てることは基本的に矛盾します。したがって、年金財源に消費税を充てることには反対です。そうしなければ、年金の水準を上げようと
23	個人23	│ 中間報告についての意見は沢山ありますが、とくに気になる点に絞って意見を述べます。 │ まず第一に、年会は、経済的記者を書きますのです。財源については会同の其本原則では触れられず、「概率にわた以中字的財源を確保する」との実現にとばまっていますが、低収入の
	120 1 2 2	にも、労働に限らない「活動・行動」も社会全体が認めていくべきではないでしょうか。
		「国が何をしてくれるか期待するのではなく、国のために何ができるかを考える」この考えが持続的な経済発展、国の繁栄に寄与すると考えるならば、それを国民一人一人に促すため
		NPO 等の社会に貢献する「活動」なら、経済状況にふりまわされることなく、いつでも誰でも取り組めます。
		も、いつでも「納付」できます。労働して得た賃金から年金を納付するのでは、経済状況に左右されやすく、かつ労働者の負担にもなります。失業者は納めたくても、納められません。
		して経済発展、豊かな社会を支えています。CSRや生物多様性、プロボノ等、企業側の認識も広がってきています。労働なら労働者だけしか納付できません。「活動」なら老若男女だれで
		ーク。とは、はずに続いても平面が内臓と気圧ととものという気量が固定した。ことに、下面が内としてのありません。むしろ、労働では対応しきれない問題に NPO といった非労働活動が対応
		中亜納付の前提とめる航方という代点がう考えとがより。日本ととりよく世界信気、幽門事情、雇用制度、慣旨、対象がう行名を光始えると、うはも「航方」日本が無してはりてきよ す。運よく仕事に就けても年金納付額を負担できるかという賃金の問題もあります。そこで、年金納付として労働から得られる賃金だけでなく、NPO といった経済発展を支える「活動」
		は、スチを年来したら、月に就職でき、一定初間側がた後は、恋べ日週はそ後が利来され、借じられていました。可はてアではめりよせん。 年金納付の前提である就労という視点から考えてみます。日本をとりまく世界情勢、国内事情、雇用制度、慣習、対策から将来を見据えると、今後も「就労」自体が難しくなってきま
		観の多様化も相よって、複雑化していく一方です。現在の平面制度は、一国民间し入生をたてることを制徒として設計されてあり、変化の激しい現状に適応できていません。一盲制まで は、大学を卒業したら一斉に就職でき、一定期間働いた後は、悠々自適な老後が約束され、信じられていました。今はそうではありません。
		∤って望ましい年金制度の設計は難しくなってきていると捉えるべきではないでしょうか。文明が発達し、人々の行動・活動範囲が広がり、それから生ずるあらゆるライフイベントは価値 │観の多様化も相まって、複雑化していく一方です。現在の年金制度は、一国民同じ人生をたどることを前提として設計されており、変化の激しい現状に適応できていません。一昔前まで
		│ 上記の提案は、定期預金、私的年金に近い印象を受けますが、それは時代、雇用や経済状況、社会といった個人を取り巻く環境が複雑になってきているため、そもそもすべての人にと │ ○ < 対表上) 矢金制度の設計は難しくなってきていると思えるべきではないでしょうか。文明が発達し、人々の行動・活動範囲が広がり、それから生ぜるちらゆるライフィベントは価値
		額を個々人が選択していくことで、ライフスタイルに沿った年金が設計されていきます。また、ポイントでの年金納付ができると納付率上昇が期待できると思います。 - トラの想象は、ウザスへ、おおちへによいの名も双はませば、それは時代、屋里との文学で、社会といった例とも取りませる理論が推進した。てきていてもは、それでは、それでは、
		を選択していきます。納付額は個人の所得比例でもよいし、老後にいくら受け取りたいか等個人のライフスタイルに応じて決定してもかまいません。納付額、納付方法、受給年齢、受給
		併用はいかがでしょうか。社会全体で支える基礎部分は誰でも同額、同時期に受給でき、障害年金といった社会保障部分をカバーします。個々人の積立年金は、個人1人1人が年金方式
		▼整していくことで、1人1人にあった公的年金が自然に設定されていくといった具合です。公的年金は、社会全体で支える基礎部分と、個々人の納付実績に連動する個人別積立年金との
] }		定にしておくといった処置も必要です。イメージとしまして、まず公的年金の年代ごとのデフォルト納付額、納付方法等を設定します。後は、ライフスタイルに応じて個々人が随時微調
		に平等公平に対応でき、未納の予防につながります。ただし、個人がそれぞれの状況に応じて手続きをしていく必要があるため、手続きがない場合も考えて、年齢に応じたデフォルト設
1 1		て、余裕ができたときに増額で追納することで、無理なく納付することができます。また、年金記録は世代単位ではなく、個々人単位の積立式にすることで、1人1人のライフスタイル
	団体職員	の減額や一時休止ができ、子どもが独立して余裕ができたときに当時の分を増額して納付するのです。ライフスタイルの中でお金がかかる時期には納付額を抑えるか、休止をする。そし
22	個人22	年金の納付、負担について提案します。個々人のライフスタイルに合わせた年金の納付、負担はいかがでしょうか?例えば、子どもの教育費で一番お金がかかる時期には、年金納付額
}		中がう実施される強制しの制度を導入したうじていますが、これで気だするがあるたまだ力がうないとこうです。このようなことがうし、う国中組がで変えることに反対です。従来の制度 の枠組みで環境変化に対処していくことが国民が安心する唯一の選択肢だと思います。
		特の人にも「対な名後保障がないことが方がり、恐続いて基礎平立の水平でエロペライド方式を(ソッテャー政権のとさに戻められた)初回ペライドから負立ペライドに変えたり、2012 年から実施される強制 DC 制度を導入したりしていますが、これで安定するかはまだまだ分からないところです。このようなことからも、今回枠組みを変えることに反対です。従来の制度
		政権交代のだめに制度の枠組みが変わって一番迷惑するのは国氏です。イギリスは公的平金制度を政争の長にしただめに、非常にみすばらしい制度になってしまいました。平均的な所 得の人にも十分な老後保障がないことが分かり、急繕いで基礎年金の水準を上げスライド方式を(サッチャー政権のときに決められた)物価スライドから賃金スライドに変えたり、2012
]		(2) 政権交代ごとの制度改正について 政権交代のたびに制度の枠組みが変わって一番迷惑するのは国民です。イギリスは公的年金制度を政争の具にしたために、非常にみすぼらしい制度になってしまいました。平均的な所
		行する必要はないと思います。
		│ こで新しい枠組みに移行する必要はないと思います。しかも新しい制度は上記のような欠陥を持っています。良い社会インフラは一度失うと二度と復元できませんので、新しい制度に移 │ 伝える必要はないと思います。
		│に対応しなければなりません。従いまして、新しい制度に移行しても必ず社会経済環境の変化に合わせた定期的な見直しが必要で、累次の改正が必要になります。したがってわざわざこ

		(2)特に働き方(実態は「働かせ方」)の変化は為にした誘導の結果であり、先ずその責を明らかにすべきである。人口構造等の変化においても、20世紀末から「未来」にかけて、この「働かせ方」の変化の影響は計り知れない。
		(3)以上の状況を無視した「基本原則」は「未来」に責任を負えるか明らかでなく、「中間まとめ」として不適切であると考える。 2. 同じ「国家戦略局」所管の「『社会保障・税に関わる番号制度に関する検討会 中間取りまとめ』に対する意見の募集」は、一方的選択肢への意見募集であり、パブリックコメントと は言えない。別個の検討会の意見募集とはいえ、強く関連しており、恣意的な、誘導的なパブリックコメントの形成であり、合わせて白紙から出直すべきである。
		3. (1)「一元化」とはいえ、それが何をいわんとするのか詳らかでない。現行と何が異なり、何が共通なのか明らかでない。 (2)自主的な「共済」や「共助」、更に古から築き上げられてきた「無尽」「結」にどのように向き合うのかも明らかでなく、「一元化」の言葉が独り歩きする虞が大きく、未だパブリッ
	m !	クコメント募集段階とは言えない。
25	個人25 会社員	意見1:文言表記に係る提案 1 (2)の(非正規雇用の増加)(4ページ)に、「学卒時に就職に失敗すると後々まで尾を引くおそれが大きいとの問題もあります」との記述があります。文脈を勘案し、係る記述のうち、「大きいとの問題もあります」という部分を、・「大きいとの指摘もあります」、または、・「大きいという問題もあります」 のいずれいという問題もあります」
		意見2:根拠の明確化について 2の(改革に当たっての留意事項)(6ページ)に、「以上のような新たな年金制度を構築するためには、現在、政府において検討を進めている社会保障と税に関わる番号制度の導入 が不可欠です」との記述があります。
		しかし、当該「新たな年金制度」の構築に当たり、「社会保障と税に関わる番号制度の導入が不可欠」であることを示す論拠がなんら提示されていないため、財務省の意を受け共通番 号制度を推進するがための伏線としての唐突な主張という受け止め方をされてもおかしくない記述となっています。
		「社会保障・税に関わる番号制度に関する検討会」の「中間取りまとめ」と平仄を合わせる必要性については理解しますが、国民に無用の不信感や憶測を抱かせることのないよう、 共通番号制度が「新たな年金制度」の構築にどのように寄与するのか、具体的な説明を明記していただきたいと存じます。
26	個人26	以下に意見を列挙します(順不同)。
	会社員	推敲の時間が無く、まとまりの無い長文・乱文で失礼します。
		全体的に、格好の良いパーフェクトな理想論ではなく、地に足の着いた現実解を目指して、有意義な議論をお願いします。
		日本全体が沈没しそうな状況を是非打開していただきたく。今一度、日本を洗濯するぜよ!!
		① 年金一元化の原則
		・産業構造や人口構成が変わるたびに制度設計をし直していたら、将来的にも再度見直しの必要が出てくる可能性がある。まずは、この機会にできるだけ恒久的な制度にしておくべき。 その上で、今後も何らかの社会情勢の変化などから、制度設計が必要となる可能性もゼロにはならないので、将来的に制度設計があっても耐えうる仕組みとしておくべき。年金制度 は、長期運用が前提であり、常に旧法の影響を受けてしまうため、システムが複雑化する傾向がある。この機会に、過去の法律に左右されないでリセットできる仕組みを考えておく ことが効果的と思われる。ポイント制や一時金支払いなど、過去の制度設計をクリアし、法律改正後の新制度の枠に何らかの変換をして、制度的にもシステム的にも運用的にも一元 化して分かり易くシンプルにすることが肝要と考える。
		・全国民が必ずしも同じ制度である必要は無い。老後も裕福な生活をしたい人は高額の保険に加入し、最低限の生活保障で充分な人は低額な保険を選択するのが一般的。現行の制度は、 社会が右肩上がりの時代のものなので、昨今の状況に合わせて生活保障目的の小さな年金に作りかえるのも一案。現状の国民年金ですら払えない未納者に対して、いきなり厚年レベルの比例報酬で高額年金を払えと言っても、ますます納付率が下がる結果になりかねない。何らかの形で本人による選択制度を復活させる必要がある。最低保証のみの国民年金と、 手厚い補償の厚生年金から選択させ、以降は転職しても自由に移管できるようにしておけばよい。もちろん、現状の厚年制度から抜ける場合には、一時的に大きな損をする仕組みに して、現行制度に留まらせ、逆に現状の国年制度から比例報酬にシフトするときには、一時的に大きな得をするような仕組みとする。公務員共済と厚生年金の統合は、大きな障害が 考えられないので、すぐにでも実行すべき。公務員共済の独自制度は、全て廃止して、一時金支払いとするか、ポイント制度的に現行制度に換算してリセットするのが良い。旧制度 を残すと、旧システムをそのまま残す必要があり非効率。ただし、単純なシステム統合とすると、日本年金機構の仕事量が単純に3割増となるので、慎重にする。現状の運用を担当
		する職員を異動させるなり、運用組織として存続させるなりの工夫が必要。
		・現状を全面否定し、奇をてらって真新しい制度にする必要は無い。制度的には現状の厚生年金をベースにして、多少カスタマイズする程度で十分と考える。どちらかというと、制度
		そのものというより、意識改革や運用改善などの実効上の取り組みを主体とすべき。仕組みだけ刷新しても、本質が変わらなければ、結局時間がたてば元の黙阿弥となってしまう。 ② 最低保障の原則
		・日本は過度な贅沢から、最低限の生活レベルが過大になってしまっている。年金を最低限の生活レベルにするのであれば、生活保障の制度を廃止し、統合(一元化)する必要がある。

そうしないと、年金だけで老後の豊かな生活が成り立つと誤解する愚民が増えてしまう。最低限の生活レベルは、世間一般の豊かなレベルではなく、あくまで生命維持が可能な最低

限のレベルであるべき。そうしないと、人間は甘えて堕落していってしまい、ひいては日本国全体の弱体化に繋がる。

・労働意欲のある人を支える制度であり、労働意欲を失った人間を過度に保護してはいけない。労働意欲が無い人の層には、労働しなくても生活が成り立つ保護する必要のない豊かな 層を含むため、やむを得ない明確な理由が無い限り支援する必要は無い。

③ 負担と給付の明確化の原則

- ・そもそも、老齢年金の制度だけを認識している国民が多いので、不公平感を感じているのみと思われる。民間の掛け捨て保険と比較して格段に有利な死亡年金や障害年金の仕組みを きちんと説明することで、解消可能と思われる。そもそも、年金制度を前提にせずに民間の掛け捨て保険に過剰に投資してしまっている現状に気付けば、景気対策的な副次的効果も 期待できる可能性あり。
- ・消費税は、高収入になるほど不利になる仕組みだが、一般的な民衆が実感することはできず、等価な痛みと誤解しがち。国庫負担も同様に高額所得者に不利な仕組み。そもそも税投入をしている時点で、負担と給付をバランスさせて表現することに意味が無いとも思われる。いくら明確に分かり易く示しても、そもそも一般民衆が理解するのは難しい仕組みなので、あまり手間をかけなくて良い。もっと他に検討すべき重要な点が沢山あるハズ。
- ・今後、日本は何らかの形で移民を受け入れていく必要がでてくる。いびつな人口構成への対策なのか、ビジネス状況の変化からの自然増なのかは不明確だが、国家の若返りのために も考え方を大きく変えていく必要がある。そのため、外国人の年金制度も検討の俎上に挙げておく必要がある。受給対象となるために必要な加入期間の短縮と、期間短縮した場合の 受給額の減額がベースになると考える。加入期間が短くても最低保証を前提にすると、制度破綻をきたすので、加入期間が短い場合には生活保障の枠から外すのが合理的と考える。 外国人の場合だけでなく日本人の場合にも同様に扱うべきであり、老後の日本での生活が成り立たないのであれば、老後は物価の安い海外へ移住する仕組みも含めるのが効果的と考 える。

④ 持続可能の原則

- ・消費税は、支払い上限の無い比例報酬的な徴収の仕組みなので、年金制度としては都合がよい。収入は青天井で増えるが、給付は比例報酬上限により抑えられる。ただし、過度に消 費税に頼り過ぎると、労働意欲の低下に陥るので危険でもある。適切なバランスが肝要。いずれにしても、年収により税率を変えるなどの複雑な仕組みは、運用コストの方が勿体な いので、できるだけシンプルな仕組みとすべき。
- ・少子化の対策を含めるために、結婚や出産により、当面の生活に直接的なメリットのある仕組みを仕込むのが効果的と考える。原資を抑えるため、一時金の支払いなど、一過性の出 費であるべき。逆に結婚も出産もしない人が、長期的な損になる仕組みも併用すべき。当面の痛みが耐えられる程度に小さく見えることが肝要。
- ・高齢化の対策としては、自分の年金を自分の子孫に活用できる仕組みが望ましいと考える。今後、二極化により豊かな高齢層も増えるため、豊かな層に節約してもらう必要がある。 日本国民全体のための自発的な節約は仕組みを作っても機能しない。むしろ、得られるメリットは最大限に受けたいという人間的感情に傾く。ただし、自分の直接的な子孫のためと 限定されるのであれば、喜んで節約する人が多いはず。人口的な差を埋めることは、もはや現実的に不可能なので、受給世代の原資を次世代に先送るような、格差の緩和が必要。

⑤ 「消えない年金」の原則

- ・制度リセットのタイミングで、全国民に対して対面で年金記録を確認し、昨今の年金記録問題も併せてリセットするのが望ましい。過去のずさんな管理を批判する国民の声が大きいが、いくら批判したところで過去は変えられないので、現状の問題がある状況を前提とした対策が合理的である。現行制度の制度設計当初の原則に基づき、申告主義を基本として、今回のタイミングで自分の記録見直しを怠った場合には、後から記録訂正できないようにしても構わないと考える。昨今のような大きな社会問題になっているにも関わらず、何ら策を講じないのは国民側の怠慢と扱って構わない。
- ・何が何でも国が責任を持つべきではなく、個人の責任範囲を明確にして、ある程度を本人責任とすべき。全てを国側の責任とすることが国民の甘えを招き、所在不明の100歳超え の高齢者など、社会的問題を引き起こす芽となりかねない。国民は、権利を行使するためには、一定の義務も負担するのが前提であることをもう少し意識すべき。

⑥ 未納・未加入ゼロの原則

・税との一体化は大いに賛成だが、単なる統合のみではなく、毎年、毎月、毎日など定期的な記録の見直しを促す仕組みとすべき。韓国や中国のように、脱税防止の仕組み(利用者による領収書の税申告による減税や領収書取得での宝くじ方式など)と併せて考え、社会保障カード(仮称?)を毎日利用する便利なものとすることにより、利用価値を高めるのが望ましい。普段使わないカードでは、単に紙の手帳がカードに変わったのみであり、何ら新たな価値を創出しない。極端な発想では、社会保障カードが無ければ日本では文化的な生活ができないくらい価値を高めるべき。そのために、官僚的な縦割りで考えずに、民間の発想を取り入れた横断的で自由な発想を採用すべき(原則⑦)。

⑦ 国民的議論の原則

- ・多くの国民は、部分最適と感情論による批判しかしないのが太古からの世の常である。国民視点で考えることは必要ではあるが、あまり国民の顔色ばかりを気にし過ぎずに、長期視点で合理的に制度設計をすべきと考える。現状の問題を正しく把握できるまっとうな国民は、多少の犠牲を覚悟できている。どんなに国民への配慮を尽くしても、ある一定数のクレーマー的な国民(凡庸な民衆)は必ず批判をしてくるものなので、ある程度はクレームを想定して事前策を講じ、ある程度は無視する(切り捨てる)ことも必要と考える。ちなみに、国民感情を味方につけるためには、マスコミを上手に活用し、正しい方向へ洗脳していくような根回しも必要と考える。
- ・自民党は、批判ばかりせずに積極的に歩み寄って議論に協力すべき。国民は、政党に対して期待している訳ではない。民主党が良いとも、自民党が良いとも思っている訳でもない。 政党を越え、国民のために真剣に考え抜く正しい政治家を望むものであり、政党の存続にこだわる三流の政治屋は排除すべき。従来からの、他の政党を敵視して批判するスタイルを 改め、お互いに協力することで『創造的な第三案』の創出に尽力すべき。

⑧ その他/共涌

		・せっかく」T技術を活用できる時代なので、最大限に有効活用すべきと考える。全国民に等質なサービスを意識し過ぎると、少数のイレギュラーなパターンに対して過度に集中投資する結果になり、全体のバランスが取れなくなる。合理的な民間ビジネスの発想からすると、均等な投資を前提とすべきであり、昨今の均一サービス志向への偏重は、偏ったコスト構造に陥り経営計画がぶれる危険性が高い。」Tに不慣れな高齢者や障害者を守ることより、最新の技術を積極的に導入して利便性を高めることの方が、将来に向けての前向きな取り組みであり、事務の効率化や記録の精度向上など全体最適に繋がると考える。「使えない人がいるから止める」という後ろ向きな姿勢ではなく、「使えない人にも配慮しつつ導入する」という前向き姿勢で考えるべき。 ・韓国、中国のように、上手に「T技術を活用した事例を参考にし、良いものは積極的に採用すべき。このままでは、日本は「T後進国に成り下がってしまう。 ・就業構造の変化で、公務員の増加が明らかに異常値に見える。国民の3割近くが公務員という状況は、国家としていびつな偏りに思える。年金制度と直接は関係ないが、何らかの是正が必要と強く感じた。
27	個人27 会社役員	1. 年金一元化の原則 複数の事業所に雇用されている者の年金の保険料については、個々の事業所で保険料を天引きした後で個人宛で保険料を調整するなど、他の事業所で働いていることがわからないよう な形での保険料徴収が可能になれば、兼業規制等を心配せずにすみ、労働資源の有効活用につながるのではないだろうか? 2. 最低保障の原則 3. とも関連があるのですが、余裕がある場合については、最低保障年金部分についても、任意で繰り下げ受給ができるようにして欲しいと考えている。 3. 負担と給付の明確化
		「公平に負担を分かち合う観点から、所得に応じて保険料を負担し、その実績に応じて年金給付を受けられるようにします。」とあるが、自営業主の場合、定年はその人自身に任せられているため、単純に申告所得だけで保険料を算定すべきではないように思われるので、現行の国民年金加入者層を中心に、柔軟な配慮をして欲しいと考えている。申告所得で保険料を設定すると、現行の給与所得者の厚生年金の保険料の 2 倍程度となるが、年金受給年齢になっても、働くことを前提にするライフプランを考えている自営業主もいるので、自営業主限定で、現行の国民年金保険料水準を下回らない範囲で、年金額算定の基礎となる見なし所得(現行の厚生年金で標準報酬月額にあたるもの)を設定して保険料を任意減額できるようにし、任意減額分は後日追納可能にすべきと考えている。(現行の所得水準以上の老齢保障を必要とする場合のみ、国民年金基金等に加入すれば良い、)また、自営業主の場合、老齢年金は国民年金の水準で充分で良くても、障害年金は厚生年金並みの手厚い保障を必要としている者が少なからずいるように思われる。そのため、新たな年金制度の保険料については、老齢、障害、遺族の区分別に設定し、保険料の任意減額にあたっては、老齢は減額するが、障害は減額しないなどの選択ができるようにすべきと考えている。
		作家等、世襲を前提としない自営業主ならあり得る話であるが、現行の国民年金加入者で生涯非婚を貫く場合、遺族国民年金部分が払い損になってしまう。そのため、独身のままある 年齢以上が過ぎ、かつ今後結婚等の予定のない場合、これまで納付した遺族国民年金の保険料部分を老齢や障害の保険料に振替できるような制度(後日結婚や 20 歳未満の養子と縁組する 理由が生じた場合は追納を義務付ける。)を設けるべきと考えている。 なお、ここでいう自営業主であることの確認については、事業所得や不動産所得等を有していて、税務署への開業届を提出していることで判定すればいいと考えている。また、自営業
		主かつ事業主に雇用されている兼業者の場合、給与所得からは通常通り保険料を徴収し、自営業主特有の制度は事業所得等の部分に限るべきであると考えている。 また、自営業者に限らなくていいが、現行の国民年金では支給年齢は70歳までしか繰り下げできないが、年金支給年齢の繰り下げを無制限に可能にしたり、1度支給を開始しても途中で支給停止して再度繰り下げができるようにし、年金受給に頼らなくて済む間は頼らないと得をする制度があった方がいいと考えている。現行の厚生年金の強制支給停止のような働くとペナルティが生じる制度は高齢労働者の意欲を削ぐだろう。 3. 負担と給付の明確化
		6. 未納・未加入ゼロの原則 現行の国民年金の場合、被保険者が自宅生の学生の場合は、失業等で世帯主の国民年金保険料が全額免除になったとしても、学生納付特例が強制的に適用されるため、自分だけ政府負担がなく不公平であると感じていた。(実際自分がかつてそのケースだったが、現在は追納が完了している。) きちんと住民票を親元と分離している下宿生の場合、学生本人が世帯主となるため、学生納付特例が存在しないとすると大半が保険料免除となってしまう現状を考えるとやむを得ないが、国民健康保険の場合は学生保険証の制度があることからも、仮に現行の年金制度が続いた場合は、(実家の)親が免除を受けている場合に限っては現行の学生納付特例だけでなく免除制度も選択できるようにして欲しいと思っている。こうした現行制度の矛盾をなくすためには、学生も含め、個人別の所得で保険料を算定し、税と一体で徴収するのが望ましい(所得0の学生は保険料全額免除)と考えている。
		ただ、現行の国民年金に相当する者のうち、自営業主の保険料については、税と保険料が一体徴収になった場合でも、保険部分は事前申告で所得の高い配偶者や世帯主(その人が自営 業主でなくても良い)がまとめて払い、社会保険料控除を見なし適用する選択肢を残すべきと考えている。
28	個人28	「1. 年金一元化の原則」
	会社員	手続きが簡素化できる点では賛成。ただし、サラリーマンの収入が把握しやすく保険料が徴収しやすいことをあてにして取りやすいところから取るための一元化であってはならない。 「3.負担と給付の明確化の原則
		高齢化が進むので、年金積み立て方式(負担に応じた給付)は現実的であると思う。また、公平な負担を実現するために、所得の正確な把握を可能にする制度作りも早急に進めていく 必要があると考える。
29	個人29	年金についての事務経費の最小化、透明化を原則に入れるべきである。現行制度の業務処理の問題によって、照合作業等に多額の経費をかけている。その上、照合作業の発注が新たな利

	無職	権となり、職員OBが就職している。そのような問題を生んだ、職員や組織の慣習も、現行年金制度への不信の要因として大きいのだから、その解決をうたうべきである。
30	個人30	1 新制度の「創設」はムリです。「改正」で「持続可能」な制度にするべきです。
	元社会保険労 務士	①「新たな年金制度を創設」する必要性については、「新年金制度の基本原則」の具体的内容が書かれていませんので、どう言ってよいか分りません。しかし、現在までにメディアや学者・専門家の論じている内容からしますと、新制度の創設はムリです。
		②基本原則のいくつかを組み立てていくと、原則相互の間に矛盾を来したり、被保険者に過重な負担を招くほか新たな世代間不公平などを発生させることになり、その挙句、制度を「接 続不可能な状態」にしてしまうと考えます。
		③したがって、新制度の創設ではなく、「持続可能」な制度にするための「改善」(後記提案のような内容)で、その実現を図ってください。改善を図るための財政検証の結果、国が税金投入を増やす(消費税増)の必要があるときは、そうするのはやむを得ないと思います。
:		2 拠出努力をしたかを見ないで、低年金額という結果を見て「救済」を考えるのではなく、「自助」「共助」「公助」の仕組みにより、健全な制度にするべきです。 ①経済社会の構造的変化や少子高齢化とともに進行する人口減少に対応できる持続可能な年金制度にしていく必要があります。人が一生のうち遭遇する困窮状態に対し、「救済」しなければならないときは、セーフティネットとして現在機能している生活保護制度の活用を中心に考えるべきと考えます。年金制度としては、"拠出貢献"の努力をしたが、低額の年金になった人に、一定額の年金が受けられるよう、国が補給して保障することにするのです。
		②年金制度は、国民が自分の生活を守るために働く。しかし、生活する中で一人ではどうすることもできない経済的な困難が発生しますので、それに対処するため、保険料を拠出して 相互扶助の共済制度をつくる。そして、国がこれを支援して老後生活の安定を保障するという仕組みでないと、新たな不公平が発生して、とても持続可能な制度にはなりません。
		3 できるだけ公平な制度にするべきです。
		①年金制度は、国民の助け合いの制度(順送り扶養の制度)ですから、制度維持のためには、負担する者(現役世代)と年金を受ける者(高齢世代)との間の公平性を欠くことはできません。
		②順送りの制度を維持しながら、できるだけ公平性を維持するためには、つねに検証をしていく必要があります。その結果により、1の③のように、国の税投入を増やすことも考えます。 す。
		4. 保険料拠出貢献に応える意味もあり、年金制度にセーフティネット機能を取り入れます。 ①拠出してきたが年金額が少ない人には、一定の額まで国が補給することにより、生活保護とは異なるセーフティネット機能を果たさせます。
		5. 基本原則でいう「一元化」は、制度を作っても実行不可能です。将来の一元化を目指すなら、二段階で改善を進めるべきです。
		①まず被用者年金制度の統合。国年の三号被保険者個人に国年保険料を負担してもらう(後記提案の保険料額) ②第二段階として、個人番号をもって保険料拠出実績の把握と、やや大まかな所得把握ができるようにしたうえで、所得比例保険料(再分配機能をもつ)、給付の第二段階後の制度に移 行する。
		 6. 所得に応じて拠出したことで、拠出期間と拠出保険料に応じた(その間に所得再分配機能をもつよう設計)年金給付を受けられるようにする点は、基本原則のとおりでよいと考えま す。
		 以上の考え方による提案として 「三つの原則」「一つの鉄則」
		「原則」
		①所得比例拠出(共助)による制度を、国が税金投入で支援(公助)する。
		②現役世代、高齢世代の生活水準のバランスをとる。(「相対的年金基準を一定に保つ」)(持続可能) ③年金制度にセーフティネット機能をもたせる。(公助)
		「鉄則
		年金制度を政争(選挙を含む)の具にしない。年金制度は国民すべてにかかわるものだから、超党派で協議して結論を出す。 「「大きない」では、「ない」では、「大きない」では、「ない)では、「ない」では、「ない」では、「ない。」では、「ないるい。」では、「ないるい。」では、「ないるい。」では、「ないるい。」では、「ないるい。」では、「ないるい。」では、「ないるい。」では、「ないるいるい。」では、「ないるいるい。」では、「ないるい。」では、「ないるいるいるい。」では、「ないるい。」では、「ないるい。」では、「ないるい。」では、「ないるいるいるい。」では、「ないるいるい。」では、「ないるいるい。」では、「ないるいるい。」では、「ないるい。」では、「ないるい。」では、「ないるい。」では、「ないるいるい。」では、「ないるいるい。」では、「ないるいるい。」では、「ないるいるいるい。」では、「ないるいるいるい。」では、「ないるいるいるい。」では、「ないるいるいるいるい。」では、「ないるいるい。」では、これ、これらないるいるい。」では、「ないるいるい。」では、「ないるいるい。」では、「ないるいるい。」では、「ないるい。」では、こればいるいるい。」では、「ないるいるい。」では、「ないるい。」では、「ないるいるい。」では、「ないるい。」では、「ないるいるいるい。」では、「ないるい。」では、「ないるい。」では、「ないるい。」では、「ないるいるい。」では、「ないるい。」では、「ないるい。」では、「ないるい。」では、「ないるい。」では、こればいるいい。」では、これらない。」では、これらない。」で
}		・ (イメージ図:略) ・ (説明)
		(記号) ①当面の改正(第一段階)で、「自営、三号被保険者その他」の保険料(定額)を、負担しやすいように、月額8.000円程度にする(引き下げる) ②「自営、その他」の免除制度(追納可)は、第二段階改正後も取り入れる。その改正の際、みなし所得制や税納付方式の採用の可否を検討する。

٠		③被用者の保険料は、第二段階改正後も、事業主と折半負担し、毎月納付する。 ④年金額のうち報酬比例部分は、拠出した「期間」と「額」を比例させる。基礎的部分についても、国の税金投入の増加に応じ、拠出期間(拠出努力)の評価を加味した額として算 出し、両者を一体とした「年金」を支給する。
3 1	個人31 社会保険労務 士等	<わが国社会経済の変化と見通し>概要① 過去(1970 年頃)現在までは理解や納得はできますが、未来(2050 年頃)は必ずしも予測は難しく、思わぬ変動が生じてくるかも判りません。
		<新たな年金制度創設の必要性>概要② 確かに必要だが、現行制度と整合性を図りながら、改革や合理化による新年金制度の創設は、難解で容易なことではない。
		<新年金制度の基本原則>
		①年金一元化の原則。 それが望まれるのに初期(1960~70年頃)基礎時代から別れて、その後にはツギハギで不整合に現行制度が構成されて今日に至り、これを一元化させるのは早急 には極めて困難と考えざるを得ない。
		②最低保障の原則。 日本国憲法第25条1・2項の責務を具現化させ、年金額で明示させることにも意義がある。
		③負担と給付の明確化の原則。 国民、厚生、共済の各年金制度(現役まで)で仕組みは明確だが、公的年金トータルかつ次世代層まで、国民の負担と給付の見通しは不明確であり、心 配や不安を覚える。
		④持続可能の原則。 そこで現役から次世代層まで公的年金の国民負担と給付の将来予測が求められ、それによって安心・納得が得られる。⑤消えない年金の原則。 これまでの厳正な反省から、確実な記録管理と明示の体制の確立は不可欠。
		⑥未納・未加入ゼロの原則。 強制加入と負担義務の仕組みの徹底が必要。 ⑦国民的議論の原則。 議論から総意の形成までが難しく、妥当性が欠ければ理解が得られない。
		私の意見。
		400息兄。 1. 一元化の原則を進めるためには、国民年金(基礎年金)に上乗せの厚生、共済年金は、強いて言えば今後は制限も考慮せざるを得ないのが課題となる。 2. 最低保障年金は、「これ以上は受給できる」ではなく、「これまでは受給を保障できるが、それ以上は保障されない」として、それ以上を望むのには自助努力(個人年金など)で、高齢期の生活設計を建てるように勧奨する。
		3. 所得や給与(俸給)に応じて保険料を負担し、その実績に応じる年金給付の仕組みは、今後は漸次に抑制するか、移行措置(確定拠出など)を図る。4. 前記1・2・3により長期的に持続可能で、安全や安心が期待できる。
		5. そして前段の5・6の原則も不可欠や必要。6. 更に国民的議論には党派を超えて、また国会議員や各委員のみならず、農工商サービス他あまねく庶民の意見や現実感覚も欠かせられない。7. なお更には私の提言を加えれば、2・新たな年金制度創設の必要性(社会保障と就労支援)~これからの社会保障のあり方としては、基本的に、国民の暮らしを確実に支えつつ、人々
		の就労を支援し促進するという方向を目指すべき〜とあることからも、と。 また現下では年金財政状況の不安からも、とかく増税や保険料負担増が議論されるが、現行の公的年金制度でも二律背反を幾らかでも緩和させる方策はないものか、と。
		そこで、是非とも「繰り下げ年金制度」を政策的に勧奨すべきと考察される。現行では単純な増額メリットだけの無策で、実態では僅少な受給者に過ぎない。受給年齢引上げは難しい ので、奨励策の知恵による受給権者の選択志向を導く、政策的制度のアイデアの検討が求められる。例えば、医療給付メリットの工夫などで、老齢後期では相当の年金額よりも、医療費 負担の軽減が本人や家族の不安解消にも繋がるのではなかろうか。また一律増額式で無く、低額受給者には高倍率、相応な受給者には減少率が妥当ではなかろうか。そして更に、理想的
		資担の軽減が多人や家族の不安解消にも繋がるのではながらりが。よた、保持競技で無く、は競叉的者には同日年、旧心な叉相名には減少年が安当ではながらりが。 てきて変に、生むり には次世代にも深慮した国民のメンタル的な理解が得られる、政策的な奨励制度までが望ましいのではなかろうか。
3 2	個人32	(1) 年金一元化の原則 (2) 最低保障の原則 (3) 負担と給付の明確化の原則について
	(記載なし)	※ 積立金が、給付の10年分から少ししかない組織まで幅広い、全てを一元化するのは困難であり、無理すれば(3)項とも矛盾する。
	!	※ 一元化のまえに、掛け金無しの最低保障年金を実現、税(消費税でない)財源で誰にも給付。
		(4)持続可能の原則について
		※ 不正規雇用、格差社会の是正が先決。
		※ 国民年金や中小零細企業厚生年金の事業主負担は一部を国庫負担とすべき。
		※ 現行基礎年金の4兆円近い事業主負担分も財源。 (5)「消えない年金」の原則について
		(5) 「肩えない牛並」の原則について ※ 申請主義をやめ、国・行政の責任を明確に。
		(6) 未納・未加入の原則について

		※ 今すぐ税による最低保障年金制度実現で無年金者ゼロに。
	ı	(7) 国民的議論の原則について
}		※ 国民の意見を大事にすべきだが、今の無年金・低年金者救済対策を急ぐこと。
33	個人33	はじめに
	無職	退職した高齢者は、年金が、いうまでもなく、ただ一つの収入源であり、年金制度がどうなるかに大きな関心と不安を寄せています。働いて収入を得ればよいという話もありますが、 高齢になればなるほど、人間の健康は百人百様で、すべてのひとが健康で働けるとは限りません。そのひとの状況にそった対応策を検討することが必要だと考えます。 また、平均寿命がのび、核家族が進行している現在、高齢者の暮らしと生きがいを考える政策は大切です。社会保障政策と労働政策の二つの側面から考えていく必要があると思います。 1. 定年年齢と年金支給年齢について
	-	「中間まとめ」では明らかにされていませんが、定年年齢と年金支給年齢の問題は重要です。現在、多くの企業が60歳定年制をとっています。しかし年金支給は65歳からとなって います。この5年間の空白期間は退職者にとって大きな不安となります。年金支給の開始年齢はぜひ60歳にもどしていただきたい。
		2.最低保障年金制度について 最低保障年金制度を新しくつくることには大替成です。国民は、働けるときに国にまじめに税金を納めたのですから、高齢者になったとき国に生活を援助してもらうことは当たり前だ
		と考えています。政府に対する信頼が無くなってしまいます。問題は支給額と財源です。支給額についていえば、国民生活の安全装置としての生活保護費や最低賃金と均衡のとれた額が 適当だと考えます。財源については、すべて税金によるものとしますが、消費税に頼るべきでないと考えます。消費税は、ご存じのように、逆進性のたかい税金です。タコが自分の足を 食べて生きるのと同じことになります。最低保障年金のための財源は、「所得と富の再分配」の考えにもとづき日本の税制度を大きく変え、大企業・富裕者の負担をもっと重くすることで、 捻出すべきだと考えます。
		3 年金の一元化について 国民年金と厚生年金・共済年金を一つにすることは難しいと考えます。所得の把握が公平にできるか、使用者の負担をどうするのか、年金支給額をいくらにするのか、不明なことがあまりにも多いので、思考停止になります。最低保障年金に国民年金・厚生年金・共済年金を加えたものにする制度の方が「簡素で公平な(わかりやすい)年金制度」になるのではないでしょうか。
	II	4 現在の低年金・無年金者をなくするために
		低年金・無年金者をなくすることは大切です。生活に困っている国民を見捨てることは政府のやることではありません。また国民年金の25年間の納付期間は長いと思います。せめて 諸外国のように 10 年間程度に短縮すべきです。いまの若い人たちが60歳になったとき、非正規労働者が多い現状を考えると、この問題は将来も大きな問題になると考えられます。完全 雇用の問題をしっかり位置づけることが大切です。「新制度」が発足しても、いまの低年金・無年金者が救われるしくみになっていません。 5.日本年金機構と国税庁を歳入庁とすることについて
		「保険料と税金を一体的かつ確実に徴収する」ことについては、国民感情として納得できません。別のところで、日本年金機構と国税庁を合併して歳入庁とすると提案されていますが、 「税金」は税金、「保険料」は保険料です。税金と保険料を政府がまず確保し、国民の暮らしはどうなっても?というのでは、賛成できません。
:		6. その他
3 4	個人34	質問「新制度には、スリム化したわかりやすい制度という事で、いつ頃の目標でその時代を予測してやるのでしょうか。」
1	社会保険労務	(例) H22 H33 H38
ļ	±	S36.4.2生 49 オ → 60 オ → 65 オ
		(この方達は「定」「報」も 65 才支給) (S61 年新制度「一人一年金」 S40.4.2 以降生まれ この人達を目標なのでしょうか)
İ		<新年金制度の基本原則>
		①年金の一元化
ļ		(イ) 共済と厚生年金の一元化早くしてほしい
		(ロ) 国民年金も1号と2号だけにして3号廃止。3号の方は、税制控除等考慮に
		(ハ)雇用保険と社会保険の加入条件の統一化(雇用保険週20時間以上、社会保険は3/4以上の者)
		(二)基金加入者の事

(例)(妻)基金加入で老齢年金受給(夫)死亡により遺族厚生年金受給。妻の「老」基金は併給調整なしという矛盾。 —わかりやすいスリム化した一元化を—

②最低保障の原則

生活保護が国民年金満額より多い事。地域差はあるが、どう決める額なのか。

(3)~(4)(5)(6)

定期便はありがたいが、毎年はいらない。5年に1回位、事務費の削減

財源をどこに持って行くのか。

⑥の無年金者をなくすため受給資格を25年→20年又は15年にしたらどうでしょうか。

税金・住基ネットー本化を 死亡の場合、死亡届が提出されたら年金は支給停止にして手続きの方法を送付して提出へ その期間も死亡後2週間→2ヶ月以内に希望。

雇用と働き方にも難問が多いと思います。まず経済がよくなる方向に。20才代の就活しても就職できない人達。30~40才結婚できず非正規雇用で収入が一定化しない人達のなやみ。 小さな子供を預けても働かないと生活ができず、子供に愛情を与えず、お金ですませる悲しさ 子供達も遊ぶ場所がない。ゲームが好きで集まるとゲーム。食事も粗末で心が痛い。「家族」 「家」という考え方。死亡しても知らない世の中。教育の問題。能力のある人もその能力を出せない。又、女性が経済力を持つと離婚分割の問題も多く見受けられます。スリム化した誰にもわかる年金制度で縦割の行政でなく横のつながりを望む者です。

35 個人35 (記載なし)

案「年金納付期間は10年とする。受給は60才からとし、障害者等は納付完了後即とする」

中間まとめの「新たな年金制度の基本原則」に添って、上記案を点検及び提案する。

- 1. 年金一元化の原則:一元化の必須はわかりやすい事、その為の条件は①1種類で全員が共通、②全員が同額(配偶者も)、③近い将来(25年間の長期でないこと)。
- | 2.最低保障の原則:受給額は全員同額とする。受給時期は障害者が納付後即とし、無年金救済に。一般は65歳からの一律とする。最低保障とは生活実感から家賃の2倍である。
- | 3. 負担と給付の明確化の原則:"所得に応じて保険料負担しその実績に応じた給付額は一元化に反する!"。一元化の原則通り、負担(保険料)は全員同額、(税負担分は所得に比例する) | 支給額も全員同額である。

4. 持続可能の原則:

	個人負担(保険料)	所得税	消費税 (現行5%)	(参)法人税
第一段階	上限 2万円/月	所得税	+消費税10%	現行から10%減
= "	" 1万円/月	累進強化 "	+ " 15%	現行から15%減
三 "	" 0円	超累進強化稅	"+ " 20%	現行から20%減

所得税は超累進課税(1億円以上は税率80%)とし、消費税(現行5%)を20%とし社会保障費財源とする。

- 5. 消えない年金の原則:年金の不明・不正は25年間納付が原因。10年納付ならば事務処理簡素化しやすく、「ねんきん定期便」なる過剰な通知は不要であり、「保険料督促業務」と 称し、民間7社に「電話・文書・訪問」の委託は全廃できる。これら費用は血税800億円。
- 6. 未納・未加入ゼロの原則:未納・未加入の根本原因は年金制度即ち政府施策に対する不信である。今後、所得税・地方税の未納等は確実に増える。保険料の徴収便宜テクニックとし ては消費税による他は無い。
- 7. 国民的議論の原則:議論は大いにすべし。但し、「どうすれば・いくら・いつ年金が支給されるか」を明示し、税改正(消費税・所得税)の検討が肝要である。法人税減税は、日本経 済の活力策であるが、給与増を主眼にした企業行動を前提とする。

△ 年金等の社会保障政策について補足

従来の「衣食住」の国民生活要素は「医(療)、職(業)、住(居)」になり、各要素ごとに豊かさと多様さは増した反面、格差が大きくなっている。

この格差は「不平・不満・抑うつ」という歪みを生み、更に増幅している。この歪みは、国民に自信を忘れさせ、他力を求めさせているのが現状である。今必要な求められる施策とは、 「国民に自主の気構を養い!」「国民に自力を発揮させ!」「以って自立を目指す!」ことである。この施策と対極にあるのが、単に与えるだけの施し―こども手当・高校授業料無料化等 ―である。これらは「自立」とは全く無縁で、他力への要望要求だけが残り、更に肥大する悪弊に変質する。「10年納付制」は当面国民に負担を強いるが、将来像―保険料〇円、税の全 額負担を明示し、自主の気機を掘り起こし10年短期を目標に自力を発揮させる仕組づくりである。一方で「10年納付」は

- ①無年金者の内、障害者無年金者を救済できる。特に精神障害者の障害者年金受給は25%と極めて低い。理由は20才未満では「単なるツッパリ!」「一時的反抗期!」と誤認し、受診せず従って年金受給資格がないからである。
- ②「10年納付」は長期服役者の出所後の厚生資金を創出できる。長期服役者の再犯率は高い。理由は就労できず収入乏しい為である。特例として、10年納付完了後即受給の恩典制設 置すれば、出所後の社会復帰活動の資金として有効である。
- ③現行の年金運用額は122兆円であるが、「10年納付」は30兆円となり運用リスクは大幅に減る。現行は危機に面したときは回復不能。制度は崩壊のみである。30兆円ならば、ハ イリスク分野として、新規事業(共生事業ー仮称ー)へ長期・低利貸付資金として、10%(3兆円)を5年間無利子・6~10年間は1%年とする。共生事業とは、障害者とその家

族だけで認可される事業。

- ④「10年納付」は年金処理事務が大幅に簡素化できる(前記の如く)。年金事務の不明は世界どこでも起りうる現象であるが、25年の長期の現行制は「圧倒的な他人任せ」「長期の故 の失念」「最重要な受給額がわからない」等々
- 中学生レベルで説明出来ない年金制度は、最低な品質である。国民的制度として失格である。その上に不明部分の解明と称し、集中的・徹底的調査に800億円の「泥棒に追銭」は恥そ のもの。

・団体からいただいたご意見・・・フ件

番号	意見提出者	ご意見の内容
3 6	全私学連合	1. 過去期間分の給付に係る財源等
1 1		現行制度から新制度へ切り替わる際の、過去期間分の給付に係る財源等の取扱いを明確にして、私学教職員が安心感を得られる移行制度を構築すること。
		(理由)
		新制度の給付は新制度発足以降の期間を対象とすることとされており、現行制度と新制度はいったん明確に区分してその負担を検討することが提案されている。そのためには、まずは現行制度における将来給付について、その財源がどのように確保されるのかが明確に示されるべきである。一方で、財源が不足することを理由に、将来の年金支給額が現在の水準よりも低くならないようすべきである。私学教職員にとって、年金制度は生涯生活設計の中心となるものであり、その財源の手当てが不明瞭であれば大変な不安感を抱くことになり、このことが、新制度に対する信頼性を損なうことにもつながる。さらに、現行制度に係る将来給付には、現行制度の積立金等が財源として充てられることになると考えられるが、年金積立金は、加入者等が負担した掛金を基礎として、長年にわたる関係者の苦労と努力によって営々と積み上げられてきた結果である。そのため、給付財源に対する支援が行われる場合には、公平な制度設計にすべきである。
		2. 新制度の給付と負担の水準等
		私学教職員の安心と信頼を得て新制度へ移行できるように、年金支給額は、現行の私学共済年金の年金支給水準を下回らないようにすること、並びに新制度における保険料負担は現 行の負担水準を上回らないようにすること。 (理由)
		私学教職員が、自己の生涯生活設計を立てる際には、将来受給できる年金を収入の大きな柱に据えて設計している。仮に、新制度に係る年金支給額が、現行制度での年金支給水準
		を下回ることとなれば、現行の年金支給額を想定していた私学教職員の将来の生活設計に大きな影響を及ぼし、想定していた年金額に不足する部分を確保するために、生活設計を大きく見直さなければならなくなる。このことは、現役私学教職員の家計に大きな影響を及ぼすばかりではなく、新制度への失望につながることとなる。また、新制度の保険料についても、現行の負担水準を上回ることとなれば、保険料を負担する現役私学教職員の家計と私立学校の運営に大きな影響を及ぼすことから、保険料負担額は急激に増加することのないようすべきである。 現役世代にとっては、今後、負担できる保険料の水準と、受給できる年金額の水準をある程度想定して将来の生活を展望していることを踏まえて、新制度の給付と負担の水準等を検討すべきである。
3 7	全日本年金者	1. 「年金一元化の原則について」
	組合	「年金一元化」は、理念の上では最も合理的であると思う。しかし、克服すべき課題が多く現実的とは思えない。諸外国でも一元化している国は多くない。 2. 「最低保障の原則」について 年金制度に「最低保障」が必要なことは、当然であり国際的には常識となっている。2001年に国連社会権規約委員会が日本政府に「最低年金の必要」を勧告したのもそのためである。 歴代の日本国政府が、この勧告を無視し続けてきたことは遺憾である。日本の現状は、周知のように膨大なの無年金・低年金者が存在し、きびしい生活を余儀なくされている。この原
		則を満たすための「制度改革」としては、すべての高齢者に現行基礎年金の一定額を保障する方法と、「最低保障年金」をつくる方法が考えられる。一口に「最低保障年金」といっても、 その仕組みは一様ではない。制度の細部についてはなおさらである。いずれにしても、「最低保障年金」は、現在存在する膨大な数の無年金・低年金者から適用するものでなければならないと考える。
		3.「負担と給付の明確化の原則」について この原則は、社会保険方式による社会保障制度の原則である。「最低保障年金制度」では、2 階部分の原則である。しかし、民主党マニフェストの「所得比例年金」のように負担と給付 を正比例させることは必ずしも適切ではなく、社会保障の制度である以上ここにも一定の所得再分配の機能をもたせる必要があると考える。
		4.「持続可能の原則」

「安定的な財源を確保」して「持続可能な制度を構築」すると説明しているが、「安定的な財源」を何に求めるかが大きな問題である。それが消費増税であるならば、反対せざるを得ない。なぜなら消費税は、「応能負担」の租税原則に反し弱者の生活費にまで課税する、きわめて逆進性の高い税だからである。また、「所得の低い若い人」にも「負担できる保険料」とすると説明している。しかし、今日、低賃金・低収入者が広範につくられ「所得の低い人」は若い人だけに留まらず、負担できる金額は大きくない。それに見合って給付する金額も当然大きな額にはなりようがない。「最低保障年金」を支給するにしても、受け取る年金でできる老後に生活は貧しいものにならざるを得ない。従って、現役者の賃金・収入の現状が大きな問題であり、「年金制度改革」とともに、この問題の解決が急がれる。

5. 「消えない年金の原則」について

「消えた年金」なんてとんでもないことであり、「消えない」のが当然である。これには、「年金定期便」などが想定されているものと思われるが、それだけで実現できる課題とは思えない。この原則の実現は、実は容易な課題ではない。そもそも今次「消えた年金」がどうして発生したかを考えれば容易にわかることである。その教訓を十分に生かすべきである。しかし、2010 年 1 月から非公務員型公法人日本年金機構が発足した。業務に精通した多数の社保庁職員に替えて未経験の職員を採用したことが、業務運営に何の影響を与えないとは考えにくい。加えて、年金行政に関わる実務の多くを営利企業に委託することは、さらに大きな問題である。営利企業は、競争し利益を出すために大量の非正規労働者を使って業務を遂行するものと思われる。労働者の定着・業務習熟も期待できない。こうした状況の中では、様々な不都合が予想され、新たな「消えた年金」がつくられる可能性も大である。「消えた年金」をつくらないためには、日本年金機構を廃止して公的年金の業務を国が直接遂行する体制に戻すべきである。「申請主義」の克服が求められており、その上からもこのことが求められる。

6.「未納・未加入ゼロの原則」について

「歳入庁」が念頭にあるものと思われるが、原則そのものについては当然である。しかし、現実は、膨大な数の無年金・低年金者が存在しこれを無くすることは、喫緊の課題である。 しかも、看過できないことはこれらが日々再生産されていることである。そのために「年金改革」が急がれることは論を待たない。しかし、すぐにもできる緊急対策を怠るべきではない。 例えば、年金の「受給資格期間」25年を短縮することである。そして、未納問題の根底には、被保険者の収入が日々の生活のためにも事欠くほどの低さであることである。この問題の解 決策は、十分な収入を国民に保証することである。広範な国民の低賃金・低収入は、高齢期の生活を惨めなものにし、国の経済の繁栄を阻害していることを認識するべきである。

38 フィデリティ

〇中間まとめの考え方に共感し、とりわけ推進・実行を期待する点

投信株式会社・党派を超えて国民的な議論に基づき改革を進める

- ・複雑な年金制度を一元化し、個人の生き方や働き方の選択に中立的な制度とする
- ・超高齢人口減少社会にあっても持続可能な制度とする
- ・高齢期における最低限の年金額を保障する
- ・年金給付財源において、保険料由来、税財源由来の役割をそれぞれ明確にし、負担と給付の関係を明確化する
- ・保険料と税金を一体的かつ着実に徴収し、未加入者、無年金者をなくす
- ・加入者が自ら年金記録をチェックできる体制を作る

〇中間まとめを踏まえ、今後一層の議論の進展を期待したい論点

- ▽税制における「貯蓄」と「年金」の考え方の再整理
- ⇒年金制度は、運用収益に対する課税繰り延べや拠出時の損金算入が認められているなど、給付財源における保険料/税の議論とは別の側面においても税制と密接に結びついていますが、 税優遇を与える根拠として「年金目的」か「貯蓄目的」かによって厳密な線引きがなされています。「貯蓄目的」に関し一定の税優遇が設けられている制度には、勤労者財産形成貯蓄制 度や財形給付金・基金制度などがありますが、勤労者の老後に向けた資産形成を促すという視点においては各種年金制度と似通った制度であり、年金制度全体の簡素化、効率化を進め る上では、根拠となっている「貯蓄目的」、「年金目的」税制の一体的な見直しが必要であると考えます。
- ▽社会経済前提の変化に鑑みた公助、共助、自助の考え方の再整理、および適切なメッセージの発信
- ⇒これまで日本において個人の老後所得保障においては、公的年金(公助)、および企業年金・共済年金等(共助)が 主要な役割を果たしてきましたが、今後は公助、共助とともに個人による自発的な資産形成(自助)の役割が一層求められると考えられます。しかしながら、「自助」の概念はややもすれば、公助や共助の考え方の否定や、弱者切り捨て等の論調として誤解を持って受け止められる可能性があることから、国、企業、個人の役割を再整理した上で、 自助が必要不可欠となる旨正直にメッセージとして国民に周知するとともに、自助を促進する各種施策を立案し、 国として積極的にサポートすることを約するべきであると考えます。
- ▽年金資産の運用とわが国における資本市場の厚み強化の視点
- ⇒老後に向けた個人資産の集合体である年金積立資産は、それが国、企業、個人契約のものであるかを問わず、その資金量の大きさから運用局面において資本市場に大きな影響を及ぼしています。 運用計画の立案、投資対象の選定やガバナンスの議論も去ることながら、経済成長成熟国となったわが国の資本市場を活性化するに当たって、国富であり定着率の高い年金資産が果たし得る役割についても議論が深められるべきであると考えます。
- ▽狭義の金融教育に留まらない、社会保障、税、資本主義経済の一体的な教育機会の整備
- ⇒ライフコースが多様化し、「人生の予測」が難しくなる現代においては、これまで以上に個人が主体的に考え、可能な限りで資産形成等の準備を若い時分から進めることが求められるこ

とになります。とりわけ就労開始後の社会経済生活において個人が最低限把握しておくべき社会保障、税、資本主義経済の仕組みについて、各論ではなく相互に関連付けた教育体系と して、義務教育段階から触れることで個人の人生、生活設計における重要な視点がもたらされると考えます。実際、弊社が上智大学の協力の下、実施した「少子・高齢社会と資産形成」 講座においては、若い世代から当該分野における教育機会の充実を求める声が多く聞かれました。今後の議論の一つとしてご検討頂けましたら幸いです。

※これからの年金制度のあり方を巡っては、弊社におきましても 2010 年 6 月に「国民の老後所得保障の充実に向けて」と題した提言を行ない、現在議論が進められている年金改革論議と 並行する形での、自助精神に基づく全国民を対象とした年金制度の創設を提唱させて頂いております。

39 日本チェーン

ストア協会

I. 中間まとめについての意見募集に対する意見

国民の間に拡がる将来不安を解消し希望の持てる人生設定に資するためにも、年金制度改革は急務の課題である。この「中間まとめ」を機に、国民の各層において活発な改革論議がなされるよう期待している。しかしながら、状況認識や基本原則に対する意見を募っても、国民には改革の意図や将来展望がわかりにくく、具体的な意見が寄せられる期待は薄いと思わざるを得ない。新しい新年金制度の具体的な検討案を一日も早くご提示いただき、国民にわかりやすい説明に早急に取り組んでいただきたい。

- Ⅱ、中間まとめの記載事項に対する意見
- 1. 「我が国社会経済の変化と見通し」について
- (1)「人口構造等の変化」について、現状分析として妥当であると思われるが、人口減少等の問題の深刻さについてさらに国民に理解を求める必要があるのではないか。また、政府の少子化対策と今後の予測や外国人受入れに係る政府の考え方や対策等についても言及していただきたい。
- (2)「働き方の変化」においては、多様化した働き方を踏まえた政府の取組みや考え方についても言及していただきたい。また、(産業構造の変化)の中で、「代わりに企業等で働く人々のうち厚生年金保険に加入できない臨時雇用者などが国民年金に流入しています。その結果、現在では、国民年金加入者のうち4割近くは非正規労働者等の被用者で占められています。」とあるが、非正規労働者が国民年金に加入していることが問題であるかのような表現は現行の制度に照らしてどこが問題なのか説明不足であり、行政の責任転嫁にも聞こえる。問題点を明確に説明していただきたい。
- 2. 「新たな年金制度創設の必要性」について
- (1)(非正規労働者には対応できない国民年金)において、「年金保険料の事業主負担を嫌って企業が正社員ではなくパートやアルバイトを雇用する傾向がある」とは短絡的な表現であり、修正を求めたい。パート・アルバイトの雇用の増加は、技術革新等による効率化の進展、長期化する景気後退等々さまざまな環境変化を受けて生じた "結果"であり、企業が年金保険料の事業主負担を嫌った結果ではない。とりわけチェーンストア企業等にとって、パート・アルバイトの方々は企業活動に不可欠な人材であることをご認識・ご理解いただきたい。また、「自営業者並みの給付」とは自営業者の方々に対して失礼な表現であり、どのような意図をもって用いているのか教えていただきたい。
- (2)(深刻な未納・未加入問題)においては、先の年金記録問題による信頼失墜が深刻な状況を招いたことは自明であり、認識の順番(記述の順番)が逆ではないのか。
- (3)(新たな年金制度の創設が必要)において、「給付と負担の水準を適正で持続可能なものとしつつ、職業や多様な働き方に関して公平かつ柔軟に対応できるものでなければなりません。(中略)そのためには、制度が分立し、累次の改正で複雑化して一般の国民が理解することが困難になっている現在の年金制度を存続させることは困難であり、簡素で公平な新たな年金制度を創設する必要があります。」とあるが、働き方や収入水準は実に多様であり、この多様性を前提とした新しい年金制度の具体像を早期に提示し、幅広い議論を開始していただきたい。
- (4)(改革に当たっての留意事項)について、「現行制度から新制度への切り替えに当たって、(中略)現行制度のもとで支払われた保険料に対応する給付(過去期間分給付)とは別に考えることになります。そのための費用をどのように取り扱うかについては、旧制度と新制度をいったん明確に区分した上で、その負担をどのように分かち合うべきかを検討したほうが、負担に対する理解が得られやすいと考えられます。」とあるが、これだけでは理解できない。このような区分が給付や年金財政にどのような変化をもたらすのかを具体的に説明した上で可否を問うべきである。
- 3.「新年金制度の基本原則」について
- (1)「最初から、個別具体的な内容を定めるものではなく、新たな年金制度が拠って立つべき基本的な考え方として、幅広い国民の皆様に御理解いただけるようなものとしています。」 とあるが、基本原則のみでは理解が進まない。国民生活や企業活動への影響が実感できるような具体案に基づく議論が進まなければ、いくら原則論での賛同があっても意味がないと 思われますので、具体的な検討案を一日も早くご提示いただきたい。 例えば、
 - ●「年金一元化」とはどのようなものか。どのようなステップを経て一元化を進めようとしているのか。
 - ●「最低保障」とはどのような水準を指しているのか。例えば、生活保護との関係はどのように考えているのか。
 - ●「負担と給付の明確化」において、「所得に応じて保険料を負担」とある一方、「年金給付の財源のうち、保険料を充てる部分と税財源を充てる部分とのそれぞれの役割を明確にする」とあるが、保険料と税との負担のバランスをどのように考えているのか。また、年金一元化の下で、事業主の負担はどのように考えているのか。
 - 等々について検討できるような具体像を早く示していただきたい。
- (2)「『消えない年金』の原則」において、同時に意見募集している「社会保障・税に関わる番号制度」の導入について具体的に明記しないのはなぜか教えていただきたい。
- (3)「国民的議論の原則」こそ最上位におかれるべきである。国民的議論なくして国民の負託に応える制度設計を行うことはできない。

		(4)新しい年金制度の加入要件の決め方によっては、加入・脱退や負担・給付等の手続きに係る政府の役割は大変大きなものになり、一方、事業者の負担も増大すると考えられる。こ のような役割の変化についても言及していただきたい。
4.0	企業年金連合	企業年金制度(厚生年金基金・確定給付企業年金・確定拠出年金)は、公的年金を補完し、はたらく人たちが安心して老後をおくることができるよう、企業と従業員がその制度の充実
	会	を図ってきた。新たな年金制度を検討するにあたっては、このような企業年金制度の存在価値を十分に尊重するとともに、現行制度との調整をどのようにするかについても慎重にご検討
		いただきたい。
		なお、「新年金制度の基本原則」について、次の通り意見を述べる。
	<u> </u>	1. 年金一元化の原則
		年金一元化については望ましいと考える。その場合、現行の制度から円滑に移行できるよう十分時間をかけた経過措置が必要であり、慎重にご検討いただきたい。 2. 最低保障の原則
		税方式を基にした最低保障年金についてご検討いただくとともに、その財源については明確な方針を示すよう対応していただきたい。
		3. 負担と給付の明確化の原則
		負担と給付が明確となる社会保険方式を原則とすることが望ましいが、新制度移行にあたっては、現行制度との調整を十分に考慮してご検討いただきたい。
		4. 持続可能の原則
		現行制度の問題点などを十分に考慮して、財源を明確にするなど、持続可能な制度となるようご検討いただきたい。
		5. 「消えない年金」の原則
1	,	共通番号制の導入などにより、年金記録の更なる整備と確実な管理を実施していただきたい。
		6. 未納・未加入ゼロの原則 共通番号制の導入などにより、保険料と税金を一体的に管理・徴収する仕組みをご検討いただきたい。
		大通番号制の導入などにより、体膜科と优重を一体的に管理・策収りもは極みをに挟制いたださだい。 なお、記録の管理、給付の実施を行う組織についても、慎重にご検討いただきたい。
		なお、お妹の官様、相当の失態を行う権機についてもに関手にと扱いっただとだめ。 7. 国民的議論の原則
		- パースの 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 10
		ただきたい。
4 1	全国青年税理	私たち全国青年税理士連盟は、青年税理士約 3,000 名により組織されている団体であり、国民のための税理士制度、税務行政、税制を実現することを目的に租税制度その他の諸制度に
	士連盟	ついて研究し、積極的な提言を行うなど日々活動しております。さて、平成22年7月16日付で貴室から表題のパブリックコメントが公示され「新年金制度に関する検討会 中間まとめ」
		(以下「中間まとめ」という。) に対する意見を募集されておりますが、この「中間まとめ」には(改革に当たっての留意事項) として「新たな年金制度を構築するためには、現在、政府
		において検討を進めている、社会保障と税に関わる番号制度の導入が不可欠です。」といった記述がなされています。しかしながら、貴室「新年金制度に関する検討会」の会議資料及び議
		事要旨など国民に公表されている議論の過程を見る限りにおいては「新たな年金制度を構築するために(中略)社会保障と税に関わる番号制度(以下「番号制度」という。)の導入が不可 欠」であると結論づけるに足る議論は未だなされておりません。にもかかわらず、このように記述することは番号制度導入ありきの恣意的な情報提供であると言わざるを得ません。十分
		火」 じめると結論 Jりるに定る議論は木たなされておりよせん。にもかがわらり、このように記述りることは番与制度等人のりどの心思的な情報促展であると言わさると得るせん。「カ な議論もないままに番号制度の導入を「不可欠」と結論づけ、パブリックコメントを実施することは非常に誘導的であり、国民から広く自由に意見を収集し、これを政策に反映させるこ
		とを目的とするパブリックコメント制度の趣旨に反するものであるとともに、公平・透明・納得の三原則を基本とする政府の基本方針とも相反するものです。そこで当連盟としては、納
		税者の権利擁護の観点からこのような恣意的な情報提供につき強く抗議するとともに、国民からの意見収集プロセスの適正化をはかるため、次のとおり要望するものであります。
		1. 国民からの意見を積極的に募集し、かつ、真摯に受け止め政策に反映させること
		パブリックコメントは請願権などと同様、主権者たる国民が政府や行政機関等に直接はたらきかける機会を保証・提供する制度であり、国民が政治に直接参加するための手段であると
		いうこともできる。従って、ガス抜きや世論誘導のための恣意的な意見募集ではなく、施策や法案に国民の声を積極的に反映させるための実のある意見収集に徹するべきである。
		2. 国民への説明責任を果たすこと
		意見募集の際には、世論誘導などのための恣意的な情報提供ではなく、真に国民への説明責任を果たすための十分な議論を行った上でその情報開示を行い、国民が自ら正しい判断を導
ļ		き出せるよう、公正な情報提供に徹するべきである。新年金制度に関する検討会の議事に関しては議事要旨しか公開されていないが当然に議事録まで公開すべきである。
1.0	1011-6	(参考)「新年金制度に関する検討会」における番号制度に関する主な議論等の内容 略 少子高齢化の進展による人口構造の変化は、国民生活に大きな影響を与えるとともに、社会保障制度の持続を困難とすることが懸念される。また、生産年齢人口の減少は、消費市場の
4 2	1	一 少于高齢化の進展による人口構定の変化は、国民生活に入さな影響を与えるとともに、社会保障制度の持続を凶難とすることが感念される。また、生産年齢人口の減少は、消貨市場の 縮小をもたらし、社会保障制度の持続可能性を困難とする要因になると考えられる。
	不以加五	少子高齢化・人口減少のトレンドは、今後も継続すると思われるが、社会経済や国民生活は人口構造だけで決まるものではなく、変化に対する的確な対応や少子高齢化・人口減少のトレ
		レンドを正確に認識し、それにふさわしい社会の実現を目指すこと等により、豊かな国民生活が確保されると考えられる。新年金制度の構築にあたっては、中間まとめの基本原則の1つ
		にあるとおり、持続可能性のある制度となるよう検討いただきたい。
		生命保険は、公的保障を補完する私的保障の担い手として、国民生活の安定を支える役割を果たしており、今後も公的保障と私的保障が補完し合う体制を構築することが必要であると
		認識している。自助努力を支援し、私的年金制度の改善・普及を図ることも検討の視点に含めていただきたい。

「新年金制度に関する検討会中間まとめ」 意見募集結果について(概要)

本意見募集に対していただいた御意見の総数は42件でした(内訳:個人35件、団体7件)。

御意見の概要については、以下のとおりです。

<総論的意見>

① 現行制度のままで良い・新制度創設の必要性が乏しいという意見

- 〇 新制度の必要性、現行制度を維持すべきでないという理由・根拠が不明。新制度への移行 に要するコスト等と合わせて明確にすべき。まずは現行制度の設計面での論点を洗い出し、 改善策を検討し、その後新制度への移行の要否を判断すべき。
- 制度そのものよりも、意識改革や運用改善などの実効上の取り組みを主体とすべき。
- 現制度と新制度が併存すれば、より複雑になり、理解が困難になる。
- 非正規雇用の問題は、年金制度以前に雇用制度、賃金制度の問題。

② 早く具体的改革案を示すべきとの意見

- 〇 早く具体的な改革案を示すべき。保険料や収支計画などの全体像について数値とともに明らかにすべき。
- 〇 働き方や収入水準の多様性を前提とした新年金制度の具体像を早期に提示し、幅広い議論 を開始すべき。
- 〇 早く超党派協議を進めるべき。

③ 新制度を創設する際の留意点

- 〇 将来的に再度見直しが必要にならないよう、この機会にできるだけ恒久的な制度にしてお くべき。
- O この機会に、ポイント制や一時金支払いなど、過去の制度設計をクリアし、制度的にもシステム的にも運用的にも一元化して分かり易くシンプルにすることが肝要と考える。
- 〇 少子化対策のために、結婚や出産による一時金支給などの当面の生活に直接的なメリット のある仕組みを仕込むのが効果的。
- 高齢化対策としては、自分の年金を自分の子孫に活用できる仕組みが望ましい。自分の直接的な子孫のためと限定されるのであれば、喜んで節約する人が多いはずであり、受給世代の原資を次世代に先送るような、世代間格差の緩和が必要。

④ 現行制度に関する意見

- O 年金制度に対する不公平感を解消するためには、民間の掛け捨て保険と比較して格段に有利な死亡年金や障害年金の仕組みをきちんと説明すべき。
- 国民年金は、非正規労働者だけでなく、自営業者にとっても魅力が乏しい。
- 〇 基礎年金にマクロ経済スライドを適用しないようにすべき。
- 年金の受給資格期間は短縮すべき。

⑤ その他

- O 税制における「貯蓄」と「年金」の考え方の再整理や、自助・共助・公助の考え方の再整理等が必要。資本市場の活性化に当たって年金試算が果たしうる役割についても議論を深めるべき。
- O 自助努力を支援し、私的年金制度の改善・普及を図ることも検討の視点に含めていただき たい。
- 〇 新年金制度の検討にあたっては、企業年金制度の存在価値を十分に尊重するとともに、現 行制度との調整をどのようにするかについても慎重に検討すべき。

<制度論についての意見>

- (1) 所得比例年金関係
- ① 一元化に否定的な意見
 - 〇 「年金一元化」は、理念の上では最も合理的であるが、克服すべき課題が多く現実的とは 思えない。諸外国でも一元化している国は多くない。
 - O 自営業者の所得補足、被用者と同等の保険料負担は困難。積立金が、給付の10年分から少ししかない組織まで幅広い。所得や資産の捕捉が不十分であれば不公平になるので、一元化は困難。
 - 〇 必要性・実現可能性に疑問のある国民年金を含めた一元化は必要性や実現可能性に疑問があるので、非正規労働者を被用者年金に加入させること及び被用者年金一元化を急ぐべき。
 - 〇 一元化のためには、自営業者の所得把握が被用者と概ね公平であるという認識が国民に定着することが前提であり、その公平感が国民に定着するまで待つ必要。それまでの間は、とりあえず被用者年金だけを一本化すべき。
 - 非正規労働者が国民年金に加入していることが問題であるかのような表現は現行制度に照らしてどこが問題なのか説明不足であり、行政の責任転嫁。未納・未加入問題は、先の年金記録問題による信頼失墜が深刻な状況を招いたことは自明。国民年金加入者のうち4割近くは非正規労働者等の被用者で占められていることの問題点が不明確。パート・アルバイトの雇用の増加は、技術革新等による効率化の進展、長期化する景気後退等々さまざまな環境変化を受けて生じた"結果"であり、企業が年金保険料の事業主負担を嫌った結果ではない。チェーンストア企業等にとって、パート・アルバイトの方々は企業活動に不可欠な人材であることを認識・理解すべき。「自営業者並みの給付」とは自営業者の方々に対して失礼な表

現である。

- 〇 日本年金機構の仕事量に配慮しつつ、公務員共済と厚生年金の統合はすぐに実行すべき。 公務員共済の独自制度は、全て廃止して、一時金支払いとするか、ポイント制度的に現行制 度に換算してリセットするのが良い。
- 全国民が必ずしも同じ制度である必要はなく、最低保証のみの国民年金と、手厚い補償の 厚生年金から選択させ、以降は自由に移管できるようにしておけばよい。

② 一元化した場合の保険料のあり方等についての意見

- 〇 新制度における保険料負担は現行の負担水準を上回らないようにすること。
- 金融所得も含めた全ての所得を総合課税にした上で、年金保険料は廃止して、全部税金(所得税)でまかなえば、行政のスリム化や所得再分配機能の観点からも良い。
- 〇 第1号被保険者に所得比例年金を導入する場合、保険料の賦課ベースについて充分な議論 をしないと、被用者年金被保険者や報酬比例年金の記録分割の対象となる第3号被保険者の 報酬比例年金に対して、意図しない設計変更の影響が出る懸念がある。
- O 自営業主の場合、年金受給年齢になっても、働くことを前提にするライフプランを考えている自営業主もいるので、自営業主は保険料を任意に減額できるようにして、減額分は後日追納可能にすべき。
- O 自営業主の場合、障害年金は厚生年金並みの手厚い保障を必要としている者がいるので、 新年金制度の保険料は、老齢、障害、遺族の区分別に設定し、保険料の額を選択できるよう にすべき。
- O 自営業主の保険料については、税と保険料が一体徴収になった場合でも、保険料は世帯主 等がまとめて払うという選択肢を残すべき。
- O 被用者の保険料に係る事業主負担は維持すべき。
- 自営業や中小零細企業の事業主負担は一部を国庫負担とすべき。

③ 所得比例年金の給付設計に関する意見

- O 払った保険料に見合った給付ということを追求すると、高額所得者に有利になるので、世 代内と世代間の問題を分けて論じる必要がある。
- 現在の厚生年金から所得比例年金に移行した場合、定額部分がなくなり、報酬比例一本の制度になるため、所得再分配機能は低下し、年金受給者間の格差が拡大してしまう。負担と給付を正比例させるのではなく、一定の所得再分配の機能をもたせるべき。
- 日本では急激な人口減により、概念上の拠出建てやスウェーデンの財政自動均衡装置を導入しても、年金財政は順調に推移しない。現行のマクロ経済スライドを手直しするほうが少子高齢化に対して有効。

- 〇 年金支給年齢の繰り下げを無制限に可能にしたり、1 度支給を開始しても途中で支給停止 して再度繰り下げができるようにし、年金受給に頼らなくて済む間は頼らないと得をする制 度があった方がいい。
- 年金支給額は、現行の私学共済年金の年金支給水準を下回らないようにすること。

④ その他

- 今後移民を受け入れていく必要がでてくるので、受給対象となるために必要な加入期間の 短縮など、外国人の年金制度も検討しておくべき。
- 国の関与は最低限にとどめるべきであり、公的年金は最低保障部分に限定し、所得比例部 分は民営化すべき。

(2) 最低保障年金関係

① 最低保障年金の必要性についての意見

- 〇 年金制度に「最低保障」が必要なことは、当然であり国際的な常識。すべての高齢者に現 行基礎年金の一定額を保障する方法と、「最低保障年金」をつくる方法が考えられる。
- 〇 一元化の前に、掛け金無しで、消費税以外の税財源で誰にも給付する最低保障年金を実現 すべき。
- 拠出努力をしたかどうかを見ないで、低年金額という結果を見て救済を考えるのではなく、 困窮状態に対して救済しなければならないときは、生活保護制度の活用を中心に考えるべき。
- 保険料を納めることができるのに納めなかった人に最低保障年金を支給するのは、正直者 が馬鹿を見る結果となる。保険料を納められる人とそうでない人を分けるのであれば、現行 の保険料免除制度と変わらなくなり、新制度に移行しなければならない理由に乏しい。
- 〇 過去の保険料納付実績を考慮して新旧制度の併存期間が長くなると、移行管理のためのコスト・リスクが大きい。

② 給付についての意見

- O 7万円の根拠について説明が必要。支給額は、生活保護費や最低賃金と均衡のとれた額が 適当。
- O 最低限の生活レベルは、世間一般の豊かなレベルではなく、あくまで生命維持が可能な最低限のレベルであるべき。
- O 最低保障年金を設ける際には、保険料を納めた者と納めない者の不公平が生じないように すること。
- 最低保障年金も 任意で繰り下げ受給ができるようにすべき。

<財源についての意見>

- 基礎年金税方式化については、社会保障国民会議で検討されたとおり実現困難。
- 〇 税方式は給付抑制が起こりやすい。
- 少子高齢化が進めば、結局は将来、若者が年金をもらう年齢になった頃には財源が足りなくなるのではないか。
- 大企業に対して負担を求めるべき。
- 〇 消費税は逆進性が高いので、財源として不適当であり、大企業・富裕者の負担をもっと重くすることで、捻出すべき。消費税を財源とすれば、年金受給者や無年金・低年金者にも負担をさせることになる。事業主負担が家計負担に代えられることになる。
- 〇 消費税は、医療・介護・保育・教育に充てるべき。消費税増税を迫られることになるので、 年金財源に消費税を充てることには反対。
- 〇 消費税も税率が上がれば払えない事業者が増えるので、消費税は安定的な財源とは言えない。
- 〇 消費税は支払い上限がないので、年金制度にとって都合がよいが、過度に消費税に頼らず に適切なバランスが肝要。年収により税率を変えるなどの複雑な仕組みは、運用コストがか かる。

<制度運営についての意見>

- ① 税と保険料の一体的徴収に関する意見
 - 年金に関する事務を、管理能力のない厚生労働省から取り上げて、税と保険料を統合すことにより、職員数を減らし、経費節減を図るべき。
 - O 税と保険料を一体化する場合、単なる統合のみではなく、定期的な記録の見直しを促す仕組みとすべき。社会保障カード(仮称)を毎日利用するような便利なものとすることにより、利用価値を高めるのが望ましい。
 - O 保険料と税の一体的な徴収については、税金と保険料を政府がまず確保するというのは賛成できない。

② その他

- 年金についての事務経費の最小化、透明化を原則に入れるべき。
- 制度リセットのタイミングで、全国民に対して対面で年金記録を確認し、年金記録問題も 併せてリセットするのが望ましい。
- 申請主義をやめ、国・行政の責任を明確にすべき。
- O 申請主義を克服し、「消えた年金」をつくらないためには、日本年金機構を廃止して公的年金の業務を国が直接遂行する体制に戻すべきである。

○ 新しい年金制度の加入要件の決め方によっては、加入・脱退や負担・給付等の手続きに係 る政府の役割が大きなものになり、事業者の負担も増大する。

<移行措置についての意見・その他>

- 〇 現在の無年金者に年金を支給すべき。低年金者の年金額を引き上げるべき。無年金・低年金に対する措置は直ちに実施すべき。
- 〇 現行制度から新制度へ切り替わる際の、過去期間分の給付に係る財源等の取扱いを明確に して、私学教職員が安心感を得られる移行制度を構築すること。
- 〇 現在年金を受給している人の年金額を減らさないこと。これまで加入してきた者への約束を守ること。
- 現在給付を受けている世代にも給付引き下げ等の負担を求めるべき。

「新年金制度に関する検討会 中間まとめ」 に対する意見の募集について

平成 22 年 7 月 16 日 国 家 戦 略 室

内閣官房国家戦略室では、「新年金制度に関する検討会」を本年3月8日から 6月29日にかけて開催し、有識者からの意見聴取などを踏まえ、新たな年金 制度の基本的な考え方について検討を行ってまいりました。

今般、上記検討の結果を踏まえ、新たな年金制度の基本原則について中間まとめを行いましたので、下記の要領にて広く国民の皆様の御意見を募集いたします。お寄せいただいた御意見につきましては、内容を検討の上、今後の議論の参考とさせていただきます。

1. 意見募集対象

「新たな年金制度の基本的考え方について(中間まとめ)~安心・納得の年金を目指して~」(平成22年6月29日)

http://www.npu.go.jp/policy/policy02/archive08.html

- (注) 現行の年金制度に対する御意見・御要望や、個別事案に関する御意見ではなく、新たな年金制度の基本原則を含む中間まとめについての御意見を募集するものです。
- 2. 締め切り

平成22年8月16日(月) 必着 ※郵送の場合は同日消印有効

3. 意見の提出方法

可能な限り電子メールで、電子メールでの意見提出が不可能である場合には、郵送、FAX のいずれかの方法で、日本語にて提出願います。なお、電話での意見提出はお受けしかねますので、あらかじめ御了承ください。

- (1) 電子メール (テキスト形式でお願い致します。) 送付先メールアドレス: <u>i.kokkasenryaku2 atmark cas.go.jp</u>
 - (注)迷惑メール防止のため、メールアドレスの一部を変えています。「_atmark_」を「@」に置き換えてください。

内閣官房国家戦略室 新年金制度に関する検討会 中間まとめ 意見募集担当 宛

(2) 郵送 (郵送先)

〒100-8968 千代田区永田町 1-6-1

内閣官房国家戦略室 新年金制度に関する検討会 中間まとめ 意見募集担当 宛

(3) FAX

以下の FAX 番号まで送付ください。なお、FAX の文字切れ等があった場合、事務局より御連絡を差し上げる場合がございますので、氏名・電話番号を必ず御記入いただきますようお願い致します。

FAX 番号: 03-5512-2911

内閣官房国家戦略室 新年金制度に関する検討会 中間まとめ 意見募集担当 宛

4. 意見記入要領

氏名又は団体名(団体の場合は担当者名も御記入ください)、職業、住所、 性別、電話番号、意見を御記入ください。これらは、必要に応じて、御意見 のより具体的な内容を確認させていただく場合などのために記入をお願いす るものです。

電子メールの場合は題名に、郵送の場合は封筒の表面に、FAX の場合は冒頭に、「新年金制度に関する検討会 中間まとめに対する意見」と御記入ください。

(注意事項)

- ※ 御提出いただいた御意見については、氏名、住所、電話番号等個人情報 に当たる事項を除き、すべて公開される可能性があることをあらかじめ御 了承願います。
- ※ 皆様からいただいた御意見に対し、個別にお答えすることはできません ので、その旨御了承願います。
- ※ 御提出いただいた御意見を、内閣官房国家戦略室以外の省庁や機関に回す ことはありません。
- ※ 法人名又は団体名で提出する場合には、組織内での必要な手続きを経た 上でご提出ください(法人又は団体の意見であることを確認させていただ くことがあります)。なお、連絡先及び住所の記載のない法人名又は団体名 による意見は受理できません。

5. お問い合わせ先

内閣官房国家戦略室

TEL: 03-3581-9280 FAX: 03-5512-2911

新たな年金制度の基本的考え方について (中間まとめ) 概要 ① ~ 安心・納得の年金を目指して ~

<我が国社会経済の変化と見通し>

過去(1970年頃)

- ・人口1億400万人で増加中
- ・平均寿命は男69歳・女75歳
- ・65歳以上のお年寄りは人口の7%
- ・8.5人の現役世代に高齢者1人
- ・出生数は年190万人、15歳未満の子どもは人口の24%
- ・3世代世帯は16%、一人暮らしの 単身世帯は20%
- ・専業主婦世帯のほうが多数
- ・初婚年齢は男27歳・女24歳
- ・生涯未婚者は男2%・女3%
- ・離婚件数は9万6千件
- ・労働力人口は5150万人で増加中
- ・第1次産業従事者が4割弱、自営 業主が3割弱
- ・家業を継いで自営業者を営む、一つの会社で働き続けるといった 「標準的なライフコース」が想定 でき、「人生の予測」がしやすい

現在

- ・人口は1億2700万人でピーク
- ・平均寿命は男79歳・女86歳
- ・65歳以上のお年寄りは22%
- ・3人の現役世代に高齢者1人
- ・少子化が進行し、出生数は年107 万人、15歳未満の子どもは13%
- ・3世代世帯は7%、一人暮らしの 単身世帯は30%
- ・共働き世帯のほうが多数
- ・初婚年齢は男30歳・女29歳
- ・生涯未婚者は男16%・女7%
- ・離婚件数は25万3千件
- ・労働力人口は6800万人でピーク
- ・第1次産業従事者は5%未満、 自営業主は1割まで減少
- 若年者の非正規雇用が増大
- ・転職が増加
- ・「標準的なライフコース」がた どりにくく、「人生の予測」が難 しい

未来(2050年頃)

- ・人口は1億人未満まで減少
- ・平均寿命はさらに伸長
- ・65歳以上のお年寄りが4割以上
- ・少子化はさらに進行し、出生数 は年50万人未満、15歳未満の子ど もは9%まで減少
- ・一人暮らしの高齢者世帯がます ます増加
- ・生涯未婚者は男30%・女23%に 増加
- ・労働力人口の減少が不可避。女性や高齢者など誰もが意欲と能力 に応じて働ける社会づくりが必要
- ・グローバル化、サービス化、IT 化などで働き方が一層変化。若年 層の雇用安定が課題
- ・「人生の予測」が難しくなった ことに伴い、老後への不安も高ま る

新たな年金制度の基本的考え方について (中間まとめ) 概要 ② ~ 安心・納得の年金を目指して ~

<新たな年金制度創設の必要性>

- 〇 職業によって制度が分立しているため、制度間格差や移動手続が面倒といった問題が発生
- 国民年金の未納・未加入問題は深刻で、老後の低年金・無年金につながるおそれ

現行制度を存続することは困難であり、新たな年金制度を創設することが必要社会保障・税に関わる番号制度や、様々な分野の制度との整合性を図りながら、新年金制度を創設

<新年金制度の基本原則>

① 年金一元化の原則

全国民が同じ一つの年金制度に加入すること

② 最低保障の原則

最低限の年金額の保障があること

③ 負担と給付の明確化の原則

負担と給付の関係が明確な仕組みにすること

4 持続可能の原則

将来にわたって誰もが負担でき、安定的財源を確保するなど、持続可能な制度とすること

⑤ 「消えない年金」の原則

年金記録の確実な管理と加入者本人によるチェックができる体制とすること

⑥ 未納・未加入ゼロの原則

年金保険料の確実な徴収により、無年金者をなくすこと

⑦ 国民的議論の原則

国民的な議論の下に制度設計を行うこと

社会保障改革に関する論点メモ(案)

- 1 現行社会保障制度と改革の課題
 - (1) 日本社会の現状と現行社会保障制度の評価
 - (2) 社会保障改革の必要性と可能性 いかなる日本を目指すのか
 - (3) これまでの社会保障改革論議の総括
 - (4) 改革の課題と選択肢
- 2 社会保障改革の基本原則と方向性
 - (1) 改革の基本理念・哲学
 - (2) 社会保障改革が目指すいくつかの基本原則
 - (3) 基本原則を踏まえた改革の各論(必要な範囲で)
- 3 社会保障改革の枠組み
 - (1) 優先順位の提示
 - (2) 社会保障負担のあり方
 - (3) 信頼醸成への道
 - (4) 社会保障強化と財源確保の同時達成
- 4 社会保障改革を支える税制のあり方
- 5 持続可能な希望のもてる日本へ(まとめ)